

第 4 章

災害時の応急対策

第1節 災害対策本部の設置と運営

【担当部】	各関係部
【関係機関】	各防災関係機関

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、本市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準により、災対法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置します。

ア 自動設置

- | |
|--|
| (ア) 気象庁発表による[震度5強]以上の地震が発生したとき。
(イ) 気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に津波警報を発表したとき。 |
|--|

イ 状況等を判断して設置

- | |
|--|
| (ア) 気象庁発表による[震度4]以上の地震により、本市域に被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。
(イ) 本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。 |
|--|

備考1 ア、イの震度判定の基準地点は「平塚市」です。

- 2 相模湾・三浦半島津波予報区は、「神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。)」の沿岸をいいます。

(2) 災害対策本部の廃止

災害対策本部長(市長)(以下「本部長」という。)は、本市域において災害応急対策が概ね完了したと認めたとき、又は災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止します。

(3) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表します。

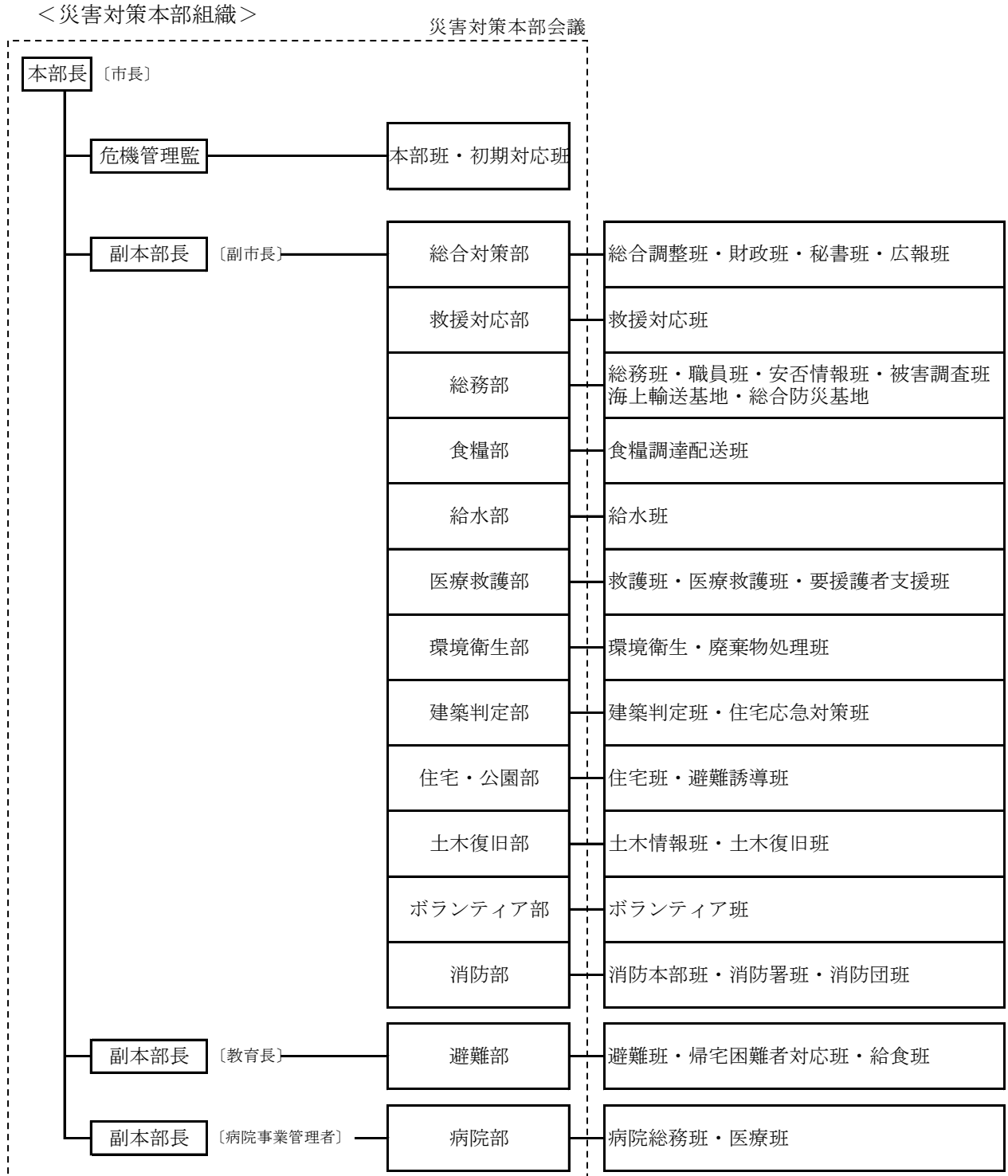
なお、主な関係機関は次のとおりです。

機 関 名	
神奈川県知事（災害対策課）	東京電力(株)平塚支社
神奈川県湘南地域県政総合センター （県民・安全防災課）	神奈川中央交通(株)平塚営業所
神奈川県平塚土木事務所	東京ガス(株)湘南導管ネットワークセンター
神奈川県平塚保健福祉事務所	湘南農業協同組合
神奈川県平塚警察署	平塚建設業協会
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平塚管工事業協同組合
農林水産省関東農政局横浜地域センター	平塚市漁業協同組合
日本郵便株式会社平塚郵便局	京浜河川事務所
東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
東日本電信電話(株)神奈川支店	湘南ケーブルネットワーク(株)
平塚市医師会	(株)湘南平塚コミュニティ放送
平塚商工会議所	神奈川県エルピーガス協会湘南支部平塚中郡部会
(社)神奈川県トラック協会平塚地区支部	その他必要と認める機関

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、分担業務及び運営については、平塚市災害対策本部条例（昭和38年条例第11号。以下「条例」という。）及び平塚市災害対策本部要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによりますが、組織及び所管部の概要は、図のとおりです。

なお、災害対策本部も含め、市内が壊滅的な被害を受けた場合は、優先部班として本部班、医療救護部、土木復旧部、消防部、避難部、病院部に人的資源を集中します。



3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、消防庁舎に設置します。ただし、災害により消防庁舎に支障が生じた場合は、次の施設に設置します。また、災害対策本部を設置したときは「平塚市災害対策本部」の標示を掲示します。

- (1) 平塚市美術館 (第1順位)
- (2) 市庁舎周辺の公共施設 (第2順位)

4 初期対応班配備職員

- (1) 初期対応班配備職員の業務

初期対応班配備職員は、[震度5強]以上の地震が発生した場合に、初期の災害対策本部の設置及び運営に関する業務を担当します。勤務時間外及び休日においては、発災直後から本部班職員が配備につくまでの間において、参集後速やかに初期業務を開始します。また、勤務時間中に災害が発生した場合は、本部班職員と共同で、初期業務を実施します。

なお、分担業務は、要綱第2条の初期対応班欄のとおりとしますが、業務の細部については、あらかじめ本部班と協議しておくものとします。

- (2) 初期対応班の廃止

災害対策本部の初期体制が概ね確立されたと判断された場合は、初期対応班を廃止します。この場合、総合対策部の指示により初期対応班配備職員は、本来所属すべき各部の業務に就くものとします。

5 職員の動員・配備

動員（配備）については次のとおりですが、細部については「平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則」で定めるとおりとします。

- (1) 動員（配備）対象職員の範囲

要綱第5条第4号に掲げる職員は、次のとおりとします。

ア 平塚市職員定数条例（昭和24年条例第21号）第1条に規定する職員

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員

ウ 平塚市臨時職員に関する規則（昭和43年規則第3号）第3条第3項第1号に規定する非常勤職員（嘱託員）

(2) 地震災害時の動員基準及び配備内容等

ア 自動参集による配備

	参集基準	配備内容	職員の対応
地震	気象庁発表による[震度5強]以上の地震が発生したとき。	原則として、全職員を配備し、災害応急対策が即時に実施できる体制	[震度5強]以上の情報を覚知した場合には動員発令を待つことなく、速やかに所定の場所に全職員が参集する。
津波	気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に津波警報(津波・大津波)を発表したとき。	原則として、全職員を配備し、災害応急対策が即時に実施できる体制	相模湾・三浦半島津波予報区の津波警報(津波・大津波)の情報を覚知した場合には、動員発令を待つことなく、速やかに所定の場所に全職員が参集する。

イ 動員の発令による配備

	参集基準	配備内容	職員の対応
地震	気象庁発表による[震度4]以上の地震により、本市域に被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。	災害の状況により、職員の一部を配備し、事態の推移により、必要人員を増員するなど、臨機に災害応急対策にあたる体制	動員の発令があった場合には、速やかに所定の場所に参集する。
津波	気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に津波注意報を発表したとき、又は、本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。		

備考 [震度5強]及び[震度4]以上の震度判定の基準地点は「平塚市」です。

(3) 参集場所

職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とします。ただし、次の場合はその指定された場所とします。

指定された職員	参集場所
ア 各部長	災害対策本部設置場所
イ 部長から指定があった職員	指定された場所
ウ 避難所配備職員 情報拠点配備職員	あらかじめ定められている場所
エ 初期対応班職員	災害対策本部設置場所

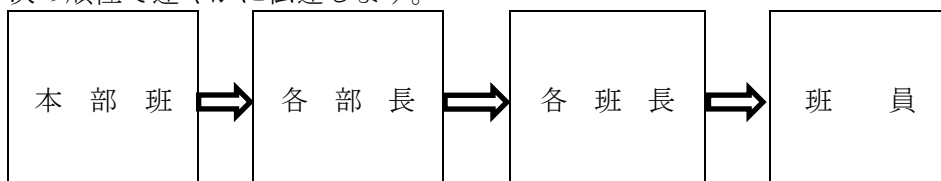
(4) 動員の発令による配備の場合の伝達方法

ア 勤務時間中

広報班が、庁内放送を通じて速やかに伝達します。なお、出先機関については平常組織における部長から伝達します。

イ 勤務時間外、休日

次の順位で速やかに伝達します。



(5) 配備状況の報告

各部長は、災害対策本部が設置されたときには直ちに、職員の配備状況について「配備人員報告書」により総務部職員班へ配備職員数等を報告します。

なお、消防署班職員については、所定の用紙にて報告します。

(6) 応援要員の要請

各部長は、応急対策を実施する上で、要員の不足をきたすと判断される場合は、まず、要綱第2条別表第1のブロック内で要員の流動的な活用を図るものとしますが、さらに要員が不足すると判断される場合は、本部班に連絡し、要請します。

本部長は、必要と認めたときは速やかに応援要員の派遣を実施し、事後本部会議に報告するものとします。

(7) 参集時の留意事項

ア 服装及び携行品

応急活動に便利で安全な服装（防災服があるものは防災服）とし、活動に必要なと思われる用具をできる限り携行するものとします。

イ 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災又は人身事故に遭遇したときは、可能な範囲内で緊急措置を行うとともに、消防・警察又は最寄りの避難所に通報した後、参集します。

ウ 被害状況等の報告

職員は参集途上において被害状況、災害情報の収集に努め、参集後所属班長を通じて本部長に報告します。

6 災害対策本部会議の運営

本部長の意思決定の支援機関として、応急対策活動の的確な実施に重要な役割を担う災害対策本部会議は、要綱第6条に基づき設置されますが、同要綱に定める協議事項の内容は次のとおりとします。なお、本部員は災害対策本部に常駐するものとし、各部との情報連絡を実施します。

(1) 災害応急対策の総合調整に関すること

ア 各部間の応急対策業務に係る調整

イ 防災関係機関及び応援部隊等との調整

(2) 県災害対策本部との協議に関すること

(3) 職員の配備体制及び各部間の応援体制に関すること

ア 業務量及び業務内容等の変化に伴う、職員の流動的活用

イ 応急対策の長期化等に伴う職員の健康管理及びローテーションの検討

(4) 避難情報に関すること

(5) 関係機関への応援要請に関すること

ア 自衛隊に対する災害派遣要請

イ 行政機関に対する応援要請

ウ 防災関係民間団体に対する協力要請

- (6) 災害救助法の適用要請に関する事
- (7) 激甚災害の指定の要請に関する事
- (8) 災害応急対策に要する予算及び資金に関する事
- (9) 義援金品の募集及び配分に関する事
- (10) その他災害応急対策の重要事項の決定に関する事

7 災害対策本部の応急対策の概要

災害対策本部が時間的経過に応じて実施すべき応急対策の概要は次のとおりとし、各部は、この概要に沿って必要な連携を確保するとともに、本章に定める各応急対策に基づき、所管する事項について迅速かつ的確な応急活動を行います。

(1) 応急対応の実施区分

時間的経過に伴う応急対応の実施区分は、発災から概ね次のとおりとします。

第1対応期	緊急対応期	(1) 発災～2時間以内
	初動対応期	(2) 緊急対応期後～24時間以内
第2対応期	24時間～3日以内	
第3対応期	3日～1週間以内	
第4対応期	1週間後～	

(2) 各対応期における応急対策事項

項目	主 な 応 急 対 策 事 項 等		
	ア 第1対応期(発災～24時間以内)	イ 第2対応期(24時間～3日以内)	ウ 第3対応期(3日～1週間以内)
(1) 情報の収集、伝達	① 被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達 ② 災害関連情報(気象警報等を含む。)を市民へ広報	① 被害状況、応急対応状況等情報の収集と伝達 ② 被災者の生活状況等の把握 ③ 市民への生活関連情報等の広報	① 被災者の生活状況等の把握 ② 市民への生活関連情報等の広報 ③ 災害広報紙の発行、配布
(2) 市民からの安否等の問い合わせに対する対応	① 市民からの通報等に対する対応	① 安否等の問い合わせに対する対応 ② 市民からの通報等に対する対応	① 安否等の問い合わせに対する対応 ② 市民からの通報等に対する対応
(3) 救助、救急及び消火	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送 ② 火災に対する消火活動	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送 ② 他市等医療機関への搬送 ③ 消火活動及び出火防止の広報	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送 ② 他市等医療機関への搬送 ③ 出火防止の広報
(4) 医療、救護	① 臨時救護所の設置及び運営 ② 医薬品や資機材の確保 ③ 病院等の稼働状況の把握	① 臨時救護所の運営 ② 医薬品や資機材の確保 ③ 人工透析患者等への医療情報提供 ④ 在宅酸素療養者に対する酸素濃縮器等の供給情報の提供	① 避難生活者の健康管理及び栄養指導 ② 避難生活者等のメンタルケア
(5) 避難	① 避難所の開設及び避難所運営委員会による運営 ② 避難所及び周辺の避難者の状況把握 ③ 帰宅困難者の把握と帰宅困難者用一時滞在施設の開設 ④ 避難所における要援護者の状況把握	① 避難所運営委員会による運営 ② 要援護者の福祉避難所等への移送、運営 ③ 帰宅困難者の避難所での受入れ(検討)	① 避難所運営委員会による運営 ② 福祉避難所等の運営 ③ 仮設風呂等の設置について検討
(6) 飲料水、食糧等の供給	① 飲料水、食糧等の確保、供給 ② 生活物資等の確保、供給	① 飲料水、食糧等の確保、供給 ② 生活物資等の確保、供給	① 飲料水、食糧等の確保、供給 ② 生活物資等の確保、供給 ③ 救援物資等の配給
(7) 広域応援等の要請、受入れ	① 自衛隊に対する災害派遣要請 ② 関係団体に対する協力要請 ③ 行政機関に対する協力要請	① 自衛隊に対する災害派遣要請 ② 関係団体に対する協力要請 ③ 行政機関に対する協力要請 ④ 応援部隊及び協力団体等の受入れ	① 応援部隊及び協力団体等の受入れ
(8) 交通、道路等の状況把握	① 交通規制の実施状況の把握 ② 緊急交通(輸送)路の確保 ③ 道路、橋りょう等の被害状況の把握と応急対策 ④ ヘリコプター離着陸場の被害状況等の把握 ⑤ 漁港施設の被害状況の把握	① 緊急交通(輸送)路の確保 ② 道路等の障害物の除去、応急復旧	① 緊急交通(輸送)路の確保 ② 道路等の障害物の除去、応急復旧
(9) ボランティア活動	① 災害時ボランティアネットワークセンターに対する情報提供	① ボランティアに対する協力要請項目の集約、要請 ② 災害時ボランティアネットワークセンターに対する情報提供 ③ ボランティア活動拠点の提供	① ボランティアに対する協力要請項目の集約、要請 ② ボランティアに対する情報提供
(10) 行方不明者の捜索、遺体安置所の開設	① 遺体安置所、火葬場の被害状況等の把握 ② 棺、ドライアイス等の確保	① 行方不明者の捜索 ② 火葬場の確保 ③ 遺体安置所の開設 ④ 遺体の処理及び埋・火葬	① 遺体の処理及び埋・火葬
(11) 環境衛生	① 避難所等への仮設トイレの設置 ② ごみ処理施設、し尿処理場、公共下水道終末処理施設等の被害状況の把握 ③ 災害廃棄物の仮置場等の選定	① し尿収集処理 ② ごみ収集処理 ③ 防疫活動の検討及び実施	① し尿収集処理 ② ごみ収集処理 ③ 防疫活動の実施
(12) ライフライン	① 各ライフラインの被害状況の把握	① 各ライフラインの復旧状況の把握	① 各ライフラインの復旧状況の把握
(13) 被災地の安全確保	① 建築物応急危険度判定士の派遣要請 ② 被災宅地危険度判定士の派遣要請 ③ 建造物等の危険箇所の点検、安全措置	① 建築物応急危険度判定の実施 ② 被災宅地危険度判定の実施 ③ 建造物等の危険箇所の点検、安全措置	① 建築物応急危険度判定の実施 ② 被災宅地危険度判定の実施 ③ 建造物等の危険箇所の点検、安全措置
(14) 被害調査		① り災証明発行等に備えた被害調査	① り災証明発行等に備えた被害調査

エ 第4対応期（1週間後～）

発災後1週間以降については、避難生活の長期化に伴う各応急対策の内容の変化を加味し、応急活動を実施するとともに、災害時要援護者に対する支援策及び市民生活の安定を重点とした対策の実施に努めます。

なお、主な応急対策事項等については、次のとおりです。

主な応急対策事項等	
①	災害広報紙及びFM放送、ケーブルテレビ等による生活関連情報の提供
②	り災証明の発行
③	仮設住宅の入居申込み受付
④	倒壊家屋の解体、撤去の対応
⑤	義援金の配分、見舞金等の支給
⑥	被災者の生活援護
⑦	融資その他、市民生活安定のための各種相談窓口の設置
⑧	学校教育の再開
⑨	災害復旧・復興計画策定

【関係資料】

- 1-4 平塚市災害対策本部条例
- 1-5 平塚市災害対策本部要綱
- 1-5① 平塚市災害対策本部組織
- 1-5② 平塚市災害対策本部分担業務
- 1-5③ 平塚市災害対策本部員
- 1-5④ 平塚市災害対策本部配備体制
- 1-6 平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則
- 2-4 配備人員報告書

第2節 公共施設の応急対応

【担当部】 総合対策部 各関係部 施設の所管部

1 各公共施設の措置

(1) 開館（庁）時の措置

開館（庁）時に地震が発生した場合は、各公共施設は原則として次の順により適切な措置を行います。

- ア 利用者等の安全な避難誘導
- イ 負傷者等の適切な措置
- ウ 当該施設の安全点検及び閉鎖措置
- エ 当該施設の状況報告
- オ 災害対策本部組織に係る任務又は本節により指示ある任務の遂行

(2) 閉館（庁）時の措置

閉館（庁）時に地震が発生した場合は、各施設職員（あらかじめ他の任務を指示されている職員は除く）は、直ちに当該施設に参集し、原則として次の順により適切な措置を行います。

- ア 避難者に対する避難所への避難指示又は協力要請
- イ 当該施設の安全点検及び閉鎖措置
- ウ 当該施設の状況報告
- エ 災害対策本部組織に係る任務又は本節により指示ある任務の遂行

(3) 施設周辺地区の被害状況等の情報収集及び報告

ア 情報の収集

地震が発生した場合は、各施設の職員が当該施設の被害状況とあわせ、施設周辺地区の被害状況等を可能な範囲で収集します。

イ 情報の報告

上記により収集した被害状況等の情報は、当該施設の被害状況等とあわせて総合対策部総合調整班へ報告します。この場合、電話が使用できるときは電話により報告するとともに、情報拠点配備職員へ収集した情報を引き継ぐものとします。ただし、電話が使用不可能なときは、情報拠点を通じて報告するものとします。

ウ 収集及び報告の方法

被害状況等の収集及び報告を行う場合の方法については、本章「第3節 災害時情報の収集と伝達」を参照することとします。

2 施設の応急使用

(1) 使用目的等

ア 公共施設の使用区分

地震災害時における公共施設の使用区分は次のとおりとします。

使用区分	内容
使用施設	災害対応上基本的に必要となる施設で、特に指示のない限り、定められた目的の施設として必要な期間使用する施設
予備施設	使用施設に支障のある場合又は使用施設が不足する場合等に、本部長の指示により、上記使用施設の予備的な施設として必要な期間使用する施設
業務運営施設	通常の所管業務を災害時対応に即して運営する施設
閉鎖施設	災害時においても、特に指示のない限り閉鎖し、使用しない施設

イ 各公共施設の使用目的等

地震災害時における各公共施設の使用目的等については、「公共施設の使用目的等」に定めるとおりとします。

(2) 施設使用の指示及び閉鎖措置

ア 施設使用の指示

上記における施設の使用に関する指示は、本部長の指示に基づき、通常当該施設を所管する部長が施設管理者に対して行うものとします。

イ 施設の閉鎖措置

使用施設及び予備施設の各管理者は、当該施設が使用されないこととなった場合は、当該施設を閉鎖するための必要な措置を行うものとします。また、閉鎖施設の管理者についても同様とします。

3 施設職員の配備

(1) 施設が使用される場合の配備

ア 各施設管理者は、当該施設の災害時の使用目的に照らし、施設の維持、管理面に必要と認められる最小限の職員を配備するものとします。この場合の必要人員については、当該施設を使用する関係班長と協議し、決定するものとします。

イ 上記アにより配備される職員以外の職員は、要綱に基づく分担業務に従事するものとします。

(2) 施設が閉鎖される場合の配備

施設が閉鎖され使用されない場合は、原則として、当該施設的全職員は要綱に基づく分担業務に従事するものとします。

4 指定管理者制度導入施設の措置

(1) 災害発生時の対応

災害発生時は、利用者等の安全な避難誘導及び負傷者等の適切な措置を行うとともに、当該施設の安全点検及び閉鎖措置を実施します。

(2) 施設の応急使用

地震災害時における応急使用目的等については、「公共施設の使用目的等」に定めるとおりとし、各施設の管理者は、応急使用を妨げないとともに、施設の使用に支障の無いよう、管理・運営するものとします。

また、閉館時間中に発災した場合には、所管課と調整し、応急使用できるようにします。

【関係資料】

3-36 公共施設の使用目的等

第3節 災害時情報の収集と伝達

【担当部】	総合対策部 総務部 救護部 土木復旧部 避難部 病院部 消防部 各関係部 公共施設勤務職員
【関係機関】	東日本電信電話(株) (株)湘南平塚コミュニティ放送 湘南ケーブルネットワーク(株) 各電気通信事業者 ライフライン関係機関 輸送関係機関 報道関係機関 平塚土木事務所 平塚警察署 各病院 他防災関係機関

1 通信対策

(1) 使用通信設備

ア 市及び各防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達、被害状況の収集・報告、その他応急対策に必要な情報の通信には、次の通信設備を使用します。

- (ア) 加入電話（携帯電話を含む。）
- (イ) 市防災行政用無線（固定系）
- (ウ) 市防災行政用無線（移動系）
- (エ) MCA無線
- (オ) 消防用無線
- (カ) 県防災行政通信網
- (キ) 県災害情報管理システム
- (ク) 衛星携帯電話
- (ケ) インターネット

イ 加入電話に対する東日本電信電話(株)の通話規制が行われた場合には、東日本電信電話(株)が指定した災害時優先電話を利用します。

ウ 総合対策部総合調整班は通信の緊急度に応じて、東日本電信電話(株)に対してあらかじめ指定された災害時優先電話以外に必要な電話の増設を依頼します。

(2) 放送機関等の活用

市の通信設備に加え、必要に応じて総合対策部総合調整班は次のウ、オについて、広報班は次のア、イ、エについて依頼し、その利用を図ります。

ア (株)湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）

「災害時における災害広報活動の協力に関する協定書」に基づき協力要請を行い利用します。

イ 湘南ケーブルネットワーク(株)（SCN）

「災害時における災害広報活動の協力に関する協定書」に基づき協力要請を行い利用します。

ウ 非常無線通信の利用

加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になった場合には、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信設備を利用します。

エ 放送機関への放送依頼

放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号に規定する放送局に対して、情報伝達のための放送を依頼します。

オ アマチュア無線の活用

平塚地域アマチュア無線クラブとの「災害時における非常通信活動の協力に関する

協定書」に基づき、情報受伝達への協力を要請します。

(3) 通信機器の応急対応

地震発生後、各部班は保有する通信機器の点検を行い、非常用電源等の確保を図るとともに、機器の復旧依頼及び代替手段の確保など必要な対策を速やかに行います。

(4) 通信連絡系統及び連絡先等

ア 地震時における通信連絡系統は、「通信連絡系統図」のとおりとします。

イ 防災関係機関等の電話番号等については、「防災関係機関等電話番号一覧表」のとおりとします。

ウ 携帯電話の配置については、「避難所等携帯電話配置一覧表」のとおりとします。

2 災害広報

(1) 広報活動の実施機関及び内容

災害時における広報活動は、市及び関係機関が情報の共有化と一元化に努め、相互に協力して行います。

ア 市の広報活動

(ア) 市は、災害に関する全般的な広報活動を行います。

(イ) 市における広報事務は、総合対策部広報班が、同部総合調整班、本部班と緊密な連携の下行います。

(ウ) 総合対策部広報班は迅速かつ的確な情報の提供を行うため、災害対策本部及び関係機関に係る情報を積極的に収集します。

イ 関係機関の広報活動

(ア) 関係機関は、それぞれが所管する施設、事業等に係る被害状況、使用規制、復旧の見通し等に関し、必要に応じて広報活動を行います。

(イ) 各関係機関は、市との情報の共有化、一元化を確保するため、所管施設等の被害状況、応急対策の状況、復旧の見通し等について適宜総合対策部総合調整班へ連絡をします。

(ウ) 各関係機関は、市民等への広報又は報道関係機関への発表を行う場合は、その内容を事前（止むを得ない場合は事後）に総合対策部広報班に通知します。

(エ) 各関係機関は、防災行政用無線、広報紙等の市の広報媒体を活用する必要がある場合は、総合対策部広報班にその旨の要請を行います。

ウ 広報活動における留意事項

広報を行う場合には、特に次の点について留意するものとします。

(ア) 情報の一元化と迅速かつ的確な情報の伝達

(イ) 二次災害等災害の拡大を防止するために必要な情報の伝達

(ウ) 時間的経過、市民ニーズの変化等に対応するきめ細かな情報の伝達

(エ) 外国人、災害時要援護者等に配慮した情報の伝達

(オ) 情報伝達手段の多重化と文字情報の活用

(カ) マスコミとの連携

エ 広報の内容

(ア) 第1対応期（発生～24時間以内）の広報

地震発生直後から24時間経過後以内までの緊急対応期、初動対応期における広報は、原則として次に掲げる内容について行います。ただし、災害の状況等によっては、適宜必要な項目について行います。

広報内容	項目
a 地震、津波、火災等の災害の発生状況	①災害の規模、範囲、内容の概要情報 ②余震情報、津波情報
b 初期消火活動、人命救助活動の呼び掛け	①初期消火、出火防止(ガスの元栓、電気ブレーカーの点検等)の協力依頼 ②一般市民、自主防災組織、事業所等への人命救助、災害時要援護者救助の協力依頼
c 避難に関する事項	①避難情報、警戒区域設定関連情報 ②避難所等の情報 ③避難時の注意(携行品、車の使用制限、連絡先の表示等)
d 医療、救護に関する事項	①臨時救護所開設の情報 ②医療機関等の受入れ情報 ③専門医療(透析等)機関の情報
e その時点で判明している被害の状況	①ライフライン情報(停電、断水等) ②道路情報(通行止め、交通規制等) ③交通機関情報(運休・運行状況等)
f 市及び関係機関の応急対策の状況	①応急対策の実施情報
g その他必要な事項(広報が可能となり次第行う)	① 安否に関する情報 ② 飲料水、食糧、物資等の支給情報 ③ 遺体収容関係情報 ④ 全国への救援情報 ⑤ 市長のメッセージ ⑥ その他必要な情報

(イ) 第2対応期以降（24時間経過後）の広報

地震発生後から24時間経過した以降における広報は、その時点での応急対応の状況の推移、被災者の動向等を見極めた上で、原則として次に掲げる内容について行います。

広報内容	項目
a 災害情報、被害状況	①その時点での詳細な被害情報
b 市及び関係機関の応急対策の状況	①その時点での各応急対策情報
c 給水、給食、物資等の支給に関する事項	①飲料水、食糧、生活必需物資等の支給情報 (場所、日時、対象者等) ②救援物資の受入れ、支給情報
d 電気、ガス、水道等ライフラインの復旧状況	①ライフラインの復旧情報 ②復旧の見通し、代替措置等の情報
e 交通機関の運行・復旧状況、道路情報	①公共交通機関の運行・復旧情報 ②道路状況(交通規制、通行止め等) ③代替交通機関の情報
f 市民の安否に関する事項	①避難所での名簿記載、自宅への避難先表示等の協力依頼 ②自主防災組織等への安否確認の協力依頼 ③安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
g 医療機関、臨時救護所の運営状況	①臨時救護所の運営情報 ②医療機関等の受入れ情報 ③専門医療(透析等)機関の情報
h 避難所、地域での生活関連事項	①災害時要援護者の対応に関する情報 ②ごみ処理、衛生関連の情報 ③風呂、シャワーの情報 ④商店等の営業情報
i 行政施策の実施等に関する事項	①市の一般平常業務の再開情報 ②教育関連情報(休校、再開情報等) ③住宅関連情報(応急危険度判定、仮設住宅入居等) ④り災証明、義援金関連情報 ⑤倒壊家屋、ガレキ処理関連情報 ⑥見舞金、弔慰金等の支給関連情報 ⑦各種貸付、融資制度関連情報 ⑧その他災害対策関連情報
j その他必要な事項	①ボランティア関連情報 ②その他必要な情報 ③全国への救援情報

(2) 市民等に対する広報の方法

ア 広報手段の有効活用

市民等に対して広報を行う場合、総合対策部広報班は、災害の状況等により次に掲げる手段等を適宜有効に活用して行います。

- (ア) 防災行政用無線（固定系）
- (イ) 広報車
- (ウ) 広報紙（臨時号）、チラシ等の印刷物の配布又は掲出
- (エ) 株湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）
- (オ) 湘南ケーブルネットワーク株（SCN）
- (カ) インターネット（ホームページ、ツイッター等）の活用
- (キ) 携帯メール配信による情報提供
- (ク) TVKデータ放送

イ SCN、FM湘南ナパサの活用

地域に密着した詳細な災害情報や生活情報を迅速かつ正確に、また反復して提供するため、特に地域情報媒体であるSCN及びナパサの有効活用を図ります。

なお、ナパサについては、迅速かつ円滑な連携体制のもと、必要に応じて災害時の移動放送を行います。

ウ その他の方法

- (ア) 火災及び津波等に関する広報は、必要に応じ消防機関においても行います。
- (イ) 必要な場合は、警察署及びその他の防災関係機関に対し広報依頼をします。
- (ウ) 必要な場合は、新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関に対し広報依頼をします。

エ 市外避難者に対する広報

市外への一時避難者に対する広報は、当初においては報道関係機関へ協力依頼をして対応するものとしませんが、状況又は時間の経過等に応じてFAXサービス、インターネット、広報紙等の郵送サービス等の検討を行います。

また、避難先自治体の協力を得て、広報紙等による広報を検討します。

オ 災害時要援護者に対する広報

災害時要援護者への情報伝達については、上記による方法のほか、民生委員児童委員、支援者との連携、協力を得て対応します。

(3) 報道関係機関に対する発表

ア 災害対策本部が取りまとめた情報等の発表

災害対策本部がとりまとめた災害情報等は、総合対策部広報班を通じて適宜報道関係機関に発表します。

イ 関係機関の情報等の発表

関係機関の災害情報等は、原則としてそれぞれの関係機関が所管する事業等に関して適宜行います。ただし、災害時の情報の一元化のため必要な場合又は効率性確保の上で必要な場合等においては、総合対策部広報班を通じて統一的に行います。

なお、災害対策本部が発表するに際し、必要な場合は各関係機関に対し説明のための同席を求めるものとします。

ウ 関係機関が発表する情報の把握

総合対策部広報班は、情報の共有化を図るため、各関係機関が独自に報道関係機関に発表する事項についてもその把握に努めます。

なお、ライフライン関係機関については、本章「第13節 ライフラインの応急復旧活動」の定めるところにより、各機関から所管に係る被害状況や応急対策状況等の報告とあわせ、各機関が報道関係機関等に発表する内容が本部班に伝達されることとな

っているため、同班と連携を密にしてその情報を収集します。

(4) 広報資料の収集

ア 現地取材の実施

総合対策部広報班は、広報資料や災害記録等に資するため、災害対策本部で取りまとめた災害情報等に基づき、必要に応じて災害現場における現地取材を行います。

なお、取材の結果、災害応急対策上必要と判断されるものについては、速やかに関係部等へ報告します。

イ 災害写真の撮影及び収集

総合対策部広報班は、広報資料や災害記録等に資するため、必要に応じて次のとおり災害写真の撮影等を行います。

- (ア) 被害状況、災害対策活動等災害に関する写真撮影
- (イ) 他の機関等が撮影した災害写真の収集
- (ウ) 災害応急対策に必要な災害写真の災害対策本部への掲示
- (エ) 他の機関等から依頼のあった場合の写真の提供

3 災害状況等情報の収集及び報告

(1) 被害状況等情報の収集、報告の系統

ア 情報の収集、報告の系統

市及び防災関係機関の被害状況等の情報の収集及び報告の系統は、「被害状況等情報の収集、報告の系統」のとおりとします。

イ 情報の集約

災害時の情報の一元化を確保するため、災害対策本部各部等から収集された被害状況等の情報を全て総合対策部総合調整班で集約し、これに基づき県知事への報告又は報道関係機関への発表等を行います。

(2) 広聴活動等

ア 市民等からの問い合わせの対応窓口の設置

市民等からの災害情報及び生活関連情報等の問い合わせに迅速かつ効率的に対応するため、速やかに問い合わせに対応する窓口を設置し、総合対策部広報班がこれにあたります。ただし、安否に関する問い合わせには、総務部安否情報班があたります。

この窓口には、専用の電話、ファックス等の有効な通信手段を設置するとともに、必要な人員を常時配置して対応するものとします。

イ 被災者等からの要望等の取り扱い

被災者等から、要望等があった場合は、必要に応じて総合対策部広報班が取りまとめ、速やかに所管の部又は関係機関等に連絡を取り、その解決に努めます。

ウ 臨時市民相談窓口の開設

総合対策部広報班は被害の状況を分析し、特に専門的な対応が必要と認める場合は、当該事務処理のための臨時市民相談窓口を開設し、市民の相談、要望等を聴取し、その解決に努めます。

なお、この取り扱いについては、「第5章 第3節 2生活再建支援」を準用します。

(3) 市民、事業所等の通報協力

ア 市民等の通報協力

- (ア) 地震が発生し被害が生じた場合、又は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合、市民及び事業所等は、直ちに市、防災関係機関又は平塚警察署（警察官）に通報します。

イ 市又は関係機関等の通報

被害又は異常現象の通報を受けた市又は関係機関等は、その事項を所管する機関に遅滞なく通報します。

(4) 市における情報の収集

総務部及び関係各部は、地震災害が発生した場合は、次により直ちに情報収集のための活動又は準備を開始し、当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況及び応急対策に必要な情報等の収集にあたります。

ア 緊急対応期（災害発生直後、2時間以内）の情報収集体制等

(ア) 収集の程度

緊急対応期に、市域の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に情報を収集します。

なお、この場合、人命に係る情報の収集を優先します。

(イ) 収集の体制【2時間以内】

関係部・班等	収集の体制
総合対策部 総合調整班	総合対策部総合調整班は、災害対策本部の迅速かつ適切な初動対応に必要な情報の収集を主眼として、関係各部、関係機関及び市民等から報告又は通報される情報を迅速に集約します。
総務部被害調査班	① 総務部被害調査班は、総合対策部総合調整班と連携をとり、後に行う被害調査又は特別調査班による特別調査等の実施に資するための被害の概要を把握します。 ② 上記の情報に基づき、直ちに必要な被害調査又は特別調査班の編成等に関する準備体制に入ります。
関係各部	関係各部は、直ちに所定の災害応急対策活動を行うために必要な情報を収集するとともに、平常時の所管業務及び所管施設等に関する被害状況等の概要を収集します。
公共施設勤務職員	開庁日等の場合で、市内各公共施設に勤務する職員が当該施設の被害状況とあわせ、施設周辺地区の被害状況等の概要を可能な範囲で収集します。
避難部 (情報拠点配備職員)	情報拠点配備職員は、主として担当地域内の災害発生直後の全般的な情報の収集にあたり、特に被害状況の概要、避難、住民の動向等についての情報を迅速に収集、集約します。

イ 上記以降における情報収集体制等

(ア) 収集の程度

上記により災害発生直後における被害状況等の概要の情報収集が完了した後は、引き続き時間的経過に応じて、より詳細な情報を収集します。

(イ) 収集の体制【2時間以降】

関係部・班等		収集の体制
総合対策部 総合調整班		総合対策部総合調整班は、発災直後の体制に引き続き、各種情報の集約にあたります。
総務部被害調査班		① 総務部被害調査班は、主としてこの段階以降における被害状況に関する全般的な情報収集にあたります。 ② 時間的経過に応じて必要な現地調査等を行い、被害状況等についての数量的かつ詳細な情報を収集します。 ③ 必要な場合は本部長に対し、特別調査班（後述）の編成を要請し、これを指揮して調査にあたります。
関係各部	土木復旧部	土木復旧部は、参集職員や情報拠点配備職員等の初期情報等に基づき、主要幹線道路、緊急輸送路等の被害状況の概要及び道路交通状況等について迅速性を第一に情報収集を行うとともに、引き続き詳細な情報の収集にあたります。
	公共施設 勤務職員	公共施設に勤務する職員は、当該所管施設の被害状況等について迅速性を第一に情報収集を行うとともに、引き続き詳細な情報収集にあたります。
	その他関係部	その他関係各部は、引き続き所定の災害応急対策活動に関する情報及び平常時の所管業務に関する被害状況等の詳細な情報収集にあたります。
避難部 (情報拠点配備職員)		① 情報拠点配備職員は、災害発生直後の情報収集に引き続き、担当地域内の被災者の動向等必要な情報の収集にあたります。 ② 総務部被害調査班又は特別調査班等が被害調査等を行う場合には、保有する情報の提供や現地案内等により、その調査等の円滑な遂行に協力します。

ウ 特別調査班の編成

(ア) 本部長は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等を受ける場合は、詳細な情報を収集するため現地調査等を緊急に、又は一斉に行う必要があるときは、特別調査班を編成し、これにあたらせます。

(イ) 特別調査班は、総務部の職員及び本部長が指示するその他の部の職員をもって編成するものとします。

(ウ) 編成に係る事務は、総務部被害調査班及び同部職員班が協力して行います。

(エ) 特別調査班の調査活動等に係る事務及び指揮は、総務部被害調査班が行います。

エ 情報収集事項及び収集の分担

(ア) 情報の収集にあたっては、避難部（情報拠点配備職員）、総務部及び関係各部はそれぞれ十分な連携をとるとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関とも連携をとり、情報収集の効率化と迅速化に努めるものとします。

(イ) 避難部（情報拠点配備職員）、総務部及び関係各部が情報収集する主な事項並びにその収集の分担は次のとおりとします。

主な情報収集事項		情報収集の分担			関係機関 (参考)
		避難部 (情報拠点 配備職員)	総務部被害 調査班又は 特別調査班	関係各部	
被害 情報 報	a 火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況	○ (概要)		◎ (消防部)	
	b 人的被害の状況 ・死者 ・負傷者(重傷者、軽傷者) ・行方不明者(要救出者)	○ (概要)		◎ (消防部)	○ (警察署)
	c 住家等建物の被害状況 ・全壊(全焼) ・半壊(半焼) ・一部損壊	○ (概要)	◎	○ (消防部)	
	d 主要幹線道路、橋りょう等の被害状況 ・国県道、市道 ・不通箇所、区間	○ (概要)	○	◎ (土木復旧部)	○ (県土木事務所)
	e ライフラインの被害状況 ・電気 ・ガス ・上下水道 ・電話 ・交通機関 ・輸送機関	○ (概要)	◎	○ (土木復旧部)	○ (各関係機関)
	f 公共施設の被害状況 ・利用者等の人的被害 ・避難所等利用の可否 ・建物以外の公共施設の被害			◎ (各関係部)	
応 急 対 策 活 動 等 の 状 況	a 道路交通、規制の状況 ・緊急輸送路等の状況	○ (概要)		◎ (土木復旧部)	○ (警察署)
	b 避難の状況 ・避難所、避難所以外(公園・ 空き地等)の状況	◎		◎ (住宅・公園部)	
	c 飲料水、食糧、物資等の状況 ・備蓄食糧等の過不足 ・配送車両の調達状況	○		◎ (給水部、食糧 部、総務部)	
	d 医療、救護活動の状況	○ (概要)		◎ (医療救護部、 病院部)	
	e 関係職員の参集状況	○		◎ (各部)	
	f 民間団体、ボランティア等の 協力の状況	○		◎ (各関係部)	○ (社会福祉協議会)
	g その他所管する応急対策業務 を行う上で必要な事項	○	○	◎ (各部)	○ (各関係機関)

※◎は主体となって情報を集約する。

オ 情報収集の方法

総合対策部総合調整班の他、避難部（情報拠点配備職員）、総務部及び関係各部等が情報の収集を行う場合は、次に掲げる方法等をもってあたるものとします。

- (ア) 災害対策本部組織関係からの収集
 - a 参集職員からの参集途上における状況の聴取
 - b 関係各部からの連絡
 - c 現地調査要員の派遣
 - d 市の公共施設及び出先機関からの状況聴取
- (イ) 防災関係機関との連絡
- (ウ) 自主防災組織及び市民等からの通報、連絡
- (エ) 平塚建設業協会・平塚管工事業協同組合・平塚市電設協会・平塚市造園協会の四団体からの被害等の情報提供
- (オ) タクシー無線による通報（タクシー無線による災害情報通信等の協力に関する協定書参照）
- (カ) 平塚地域アマチュア無線クラブによる通報（災害時における非常通信活動の協力に関する協定書参照）
- (キ) 情報収集用として郵便集配用自転車等の提供及び災害情報の相互提供（災害時における日本郵便株式会社平塚郵便局及び平塚市間の協力に関する覚書参照）
- (ク) 事業所等からの通報、連絡
- (ケ) 報道関係機関（SCN、ナパサ等のテレビ、ラジオ）の報道
- (コ) その他状況に応じた適切な方法

カ 被害の分類及び判定基準

被害情報の収集等を行うにあたって、人的被害及び住家被害等の被害程度の判定をする場合は、「被害の分類及び判定基準」を参考とします。

(5) 市における情報の報告

ア 情報の報告先

避難部（情報拠点配備職員）、総務部及び関係部が収集した情報は、それぞれの長又は代理者が、以下の定めるところに従い総合対策部総合調整班に報告します。

イ 報告の時期、方法

被害状況及び活動状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に関する対策が完了するまで、次により本節に掲げる最も適切な通信手段又は口頭、伝送等の方法をもって報告するものとします。

報告区分		報告の方法等
被害状況等の報告	第1次報告	被害概要報告 災害発生直後、所管に係る事項の被害状況等について、その概要を迅速性を第一に報告します。この場合においては、人命に係る情報の報告を優先するものとします。 報告は、原則として「人的・建物・火災被害（概要・中間・最終）報告書」「道路・橋りょう・河川被害（概要・中間・最終）報告書」「崖崩れ被害、砂防被害、港湾、漁港被害（概要・中間・最終）報告書」に準じて行うものとします。
		被害報告 上記の概要報告に引き続き、分担する各報告項目等について数量的把握を前提とし、さらに詳細な被害状況等を報告します。 報告は、「人的・建物・火災被害（概要・中間・最終）報告書」「道路・橋りょう・河川被害（概要・中間・最終）報告書」「崖崩れ被害、砂防被害、港湾、漁港被害（概要・中間・最終）報告書」により行います。
	第2次報告 （被害中間報告） 第1次の報告に引き続き、新たに被害状況等が判明次第、その事項について逐次報告します。また、被害数の増加等、先に報告した事項に変更が生じたときは、その都度変更の報告をします。 報告は、「人的・建物・火災被害（概要・中間・最終）報告書」「道路・橋りょう・河川被害（概要・中間・最終）報告書」「崖崩れ被害、砂防被害、港湾、漁港被害（概要・中間・最終）報告書」により行います。	
	第3次報告 （被害最終報告） 被害の状況が最終的に全て明らかになったときは、速やかに確定報告をします。 報告は、「人的・建物・火災被害（概要・中間・最終）報告書」「道路・橋りょう・河川被害（概要・中間・最終）報告書」「崖崩れ被害、砂防被害、港湾、漁港被害（概要・中間・最終）報告書」により行います。	
応急対策活動等の状況報告		各部の応急対策活動及び住民の避難に係る状況の報告は、逐次行います。 報告は、原則として「応急対策活動等の状況報告書」「避難状況・救護所開設状況（速報・中間）報告書」により行います。

ウ 収集情報の整理

総合調整班は、避難部（情報拠点配備職員）、総務部及び関係各部が、収集した所管に係る情報が輻輳することのないよう極力情報を整理し、その一元化に努めます。

(6) 県知事に対する報告

地震災害発生後に調査、収集した被害情報については、県知事に対し速やかに報告します。

ア 報告の方法

(ア) 被害情報の報告は、県災害情報管理システム等により行います。また、その他の情報等の報告は、県防災行政通信網等により行います。

(イ) 県防災行政通信網又は加入電話等が途絶した場合は、警察無線、関東地方非常通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線局に協力を要請し、報告します。

(ウ) 上記通信が不通の場合は、衛星携帯電話により報告する他、情報連絡員へ報告します。

- イ 報告先（県災害情報管理システムにより報告できない場合等）
 - (ア) 県現地災害対策本部が設置された場合は、当該本部（湘南地域県政総合センター）とします。
 - (イ) 県現地災害対策本部が設置されない場合は、県災害対策本部とします。
 - (ウ) 県災害対策本部が設置されない場合は、安全防災局災害対策課とします。
 - ウ 報告の種類及び様式
報告の種類及び様式については、神奈川県災害情報管理システム運営要領の定めるところによります。
 - エ 県知事に報告できない場合の措置
災害の状況等により県知事に報告できない場合は、災対法第53条第1項の規定により、総務省消防庁に一時的に報告します。
- (7) 関係機関の情報の収集、報告
- ア 情報の収集
 - (ア) 関係機関は、それぞれが定めるところにより所管する業務に関する被害状況等の収集に努めます。
 - (イ) 関係機関は、情報の収集にあたり、市の関係各部及び他の関係機関と互いに連携を取り、被害状況等の把握に遺漏のないように対処します。また、必要に応じて情報連絡員を派遣します。
 - (ウ) 特に、死者、負傷者、行方不明者等の人的被害の状況の把握については、市、平塚警察署、消防署等の関係機関は互いに連絡を取り、その把握に遺漏のないよう努めます。
 - イ 情報の報告
 - (ア) 関係機関は、市の関係各部等における報告の体制に準じて、適宜、市の総合対策部総合調整班に収集した被害状況、応急対策活動の状況等を報告します。
 - (イ) 関係機関は、災害応急対策が終了したときは、被害状況及び措置状況等について市の総合対策部総合調整班に報告します。

4 安否情報対策

- (1) 安否確認受付体制の確保
大規模地震が発生した場合の混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、市内外から多数の問い合わせが一時期に殺到することが予想されるため、総務部安否情報班は、速やかに必要な職員を配置し、初期対応班及び総合対策部総合調整班と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認受付体制を整えます。
- (2) 安否情報の範囲
安否情報班が取り扱う安否情報は、原則として次に掲げるものとします。
- ア 第1対応期～第2対応期
災害対策本部の情報収集活動は、発災初期の混乱時では、市域の物的及び人的被害の概要を把握することを主体とし、次の情報を取り扱うものとします。
 - (ア) 死亡者（警察による見分・検視、監察医、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師による検案が済み、身元が判明しているもの）
 - (イ) 行方不明者
 - (ウ) 避難所等避難者

イ 第3対応期以降

発災初期の混乱期が終息すると、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むため、原則として次の情報を取り扱うものとします。

- (ア) 死亡者
- (イ) 行方不明者
- (ウ) 避難所等避難者
- (エ) 病院収容者

(3) 業務及び手順

総務部安否情報班は、総合対策部総合調整班から以下の情報を収集し、時間的経過を踏まえた業務及び手順等は概ね次のとおりとします。

ア 第1対応期～第2対応期

- (ア) 発災直後の被害状況（人的、物的）及び避難状況等の概要
- (イ) (ア)に基づいた情報による安否確認への対応
- (ウ) 死亡者、行方不明者の情報

イ 第3対応期以降

- (ア) 全市及び地区別の被害状況
- (イ) 各避難所の開設状況及び避難者状況（避難者名簿）
- (ウ) 死亡者、行方不明者の情報
- (エ) 地震災害による負傷者収容状況
- (オ) (ア)～(エ)の情報に基づいて安否確認の対応（その時点での情報でもなお該当者が不明の場合は、必要に応じ関係機関に照会）

(4) 照会への対応

総務部安否情報班は、市民の他、市外、県外等からの被災者の安否確認の照会があった場合は、概ね次の要領で対応します。

ア 第1対応期～第2対応期

- (ア) 安否確認対象者の居住する地域の人的、物的被害の概要を回答します。
- (イ) 安否確認対象者の居住する地域の避難所、病院等の所在地、連絡先等を回答します。
- (ウ) 警察及び医療救護部により確認された死亡者及び行方不明者についてリスト等が作成されている場合は、それにより安否確認対象者の登載の有無を回答します。
- (エ) 安否確認の照会内容から、行方不明者で死亡が推定される場合は、身元不明者の状況や遺体安置所の場所等を伝えるとともに、捜索する必要があるため、医療救護部に連絡します。

イ 第3対応期以降

- (ア) アの発災初期の対応を基本とし、必要に応じて関係機関及び関係施設等に問い合わせ対応します。
- (イ) 発災初期の混乱が終息した時点で、安否の確認があった場合には、既に判明している情報で調査し回答しますが、なお該当者が不明な場合は可能な範囲で、避難部（避難所配備職員）、民生委員児童委員、自治会（自主防災組織）、警察等に照会し、その結果を回答するものとします。

(5) 避難所における安否確認対策

発災後における安否確認問い合わせの混乱を極力減少させるため、避難所における安否確認対策として、避難所運営委員会は、次の措置を事前に行うものとします。また、

避難者名簿の早期作成に努め、避難部は総務部安否情報班に対し、その情報を提供します。

- ア 避難者カード、台帳の整備
- イ 施設開設後に設置する掲示板の準備
- ウ 移動先表示用紙の準備
- エ その他必要と認められる措置

(6) インターネットを利用した安否確認対策

避難所等で個人情報を収集する際、インターネット等での公開について同意を得られたものや死亡者名については、必要に応じて総務部安否情報班がその情報をインターネット等で提供します。

【関係資料】

- 1-14 防災関係機関等電話番号一覧表
- 1-18 避難所等携帯電話配置一覧表
- 2-1 被害状況等情報の収集、報告の系統
- 2-2 被害の分類及び判定基準
- 2-3① 人的・建物・火災被害報告書
- 2-3② 道路・橋りょう・河川被害報告書
- 2-3③ がけ崩れ被害、砂防被害、港湾・漁港被害報告書
- 2-3④ 応急対策活動等の状況報告書
- 2-3⑤ 避難状況・救護所開設状況報告書
- 2-5 平塚市防災行政用無線局管理運用規程
- 2-6 平塚市防災行政用無線局(固定局)運用規程
- 2-7 平塚市防災行政用無線局(基地局及び陸上移動局)運用規程
- 2-8 防災用デジタルMCA無線配置先
- 2-9 通信連絡系統図
- 2-10 神奈川県災害情報管理システムの端末装置の設置等に関する協定書
- 2-11 平塚市防災行政用無線(固定系)
- 2-12 平塚市防災行政用無線(移動系)
- 2-13 防災用デジタルMCA無線
- 2-14 神奈川県防災行政通信網
- 2-15 消防用無線
- 2-16 平塚市防災行政用無線の運用
- 2-17 報道関係機関一覧表
- 3-41③ 情報拠点一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第4節 救急・救助、消火及び医療救護活動

【担当部】	総合対策部 医療救護部 病院部 消防部
【関係機関】	県平塚保健福祉事務所 平塚市医師会 平塚歯科医師会 平塚中郡薬剤師会 日本赤十字社神奈川県支部

1 救急・救助、消火

(1) 消防活動の基本方針

震災時における消防活動の基本方針は次のとおりとします。

ア 消火活動

地震時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力をあげて、電気及びガス関係機関等と連絡を密にし、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図ります。

イ 人命救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、落下した障害物、交通事故、危険物・毒物、ガス等の漏洩等により複合的に被害が発生することが予想されます。このことから、消防の人員、資機材を活用し、人命救助、救急活動を行い、人命の安全確保に努めます。

ウ 避難誘導

火災の発生件数が多く、延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、市民の安全避難を確保するための活動を行います。

(2) 初動体制の確保

ア 消防部の初動措置

(ア) 警防本部の設置

- a 災害活動を総合的に掌握し適切な指令管制を行うとともに、災害情報の収集、分析を行うため、消防庁舎内に警防本部を設置します。
- b 警防本部の本部員は警防規程により組織します。

(イ) 消防車両の安全確保及び各種機械器具の点検

地震発生後速やかに車両を安全な場所へ移動するとともに、各種機械器具の点検を行います。

(ウ) 各種燃料の確保

車両及び各種機械等に使用する燃料の確保に努めます。

(エ) 通信及び情報収集体制の確保

- a 通信施設の機能試験及び非常電源装置の点検を実施し、通信の確保を行うとともに、情報収集体制の確保を図ります。
- b 有線、無線ともに混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、通信の円滑化を図ります。

(オ) 火災監視体制等の確立

地震発生直後には、直ちに高所見張員を配置して状況を把握するとともに、車両又は徒歩により被災地域を巡回し、被害状況の把握を行います。

(カ) 非常警備体制の確立

消防本部の定める「警防規程」に基づき、職員は所定の場所に自動参集するほか、被害の状況により、有線及び無線電話その他の方法により職員の非常招集を指令し、非常警備体制の確保を図ります。

(キ) 出火防止及び消防庁舎等の被害状況の確認

消防庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設等の被害の有無を確認します。

(ク) ガスの漏洩等による二次災害を防止するため、ガス及び電気等の関係機関との連絡を密にするとともに、被災地域内の火気使用の制限を行います。

イ 消防団の措置

(ア) 消防団本部の設置

消防本部の定める「警防規程」に基づき、消防団長及び副団長は参集し、警防本部員となり各分団の指揮を行います。

(イ) 自動参集

消防本部の定める「警防規程」に基づき、各分団員は自動参集し、消防団長の指示により行動します。

(3) 情報収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、次により迅速的確な情報の収集に努めます。

ア 情報の収集要領

消防署所は、初動措置に引き続き、消防車両及び職員等の巡回、その他のあらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、警防本部等へ報告を行います。

イ 情報収集の項目

情報収集は、地震発生に伴い生じた火災又は人命に係る情報を主体とし、次の項目について行います。

(ア) 火災の発生及び延焼の状況

(イ) 建築物の損壊状況

(ウ) 負傷者及び要救助者の発生状況

(エ) 道路被害状況及び通行の可否

(オ) その他消防活動上必要な事項

(4) 火災防御活動

地震による災害は、直接の被害のほか、二次災害である火災被害の占める割合が非常に多くなります。また、同時に多発するばかりでなく、道路、水道、通信網等の損壊により消火活動が阻害され、さらには飛び火、せん風等による延焼拡大等によって、多くの死傷者を伴うことが予想されることから、現有消防力の全機能を発揮して効率的な消防活動を行います。

ア 火災防御方針

(ア) 市街地火災防御

建物が密集している市街地の火災防御を優先し、これらの火災を鎮圧した後、他の延焼拡大のおそれのない地域の火災に対する防御にあたります。

(イ) 火災が発生し住民に避難の必要があるときは、避難場所及び避難路の安全確保に全力を傾注し、防御活動を行います。また、このほか「神奈川県空中消火薬剤等運用要綱」(昭和52年2月10日防第621号)を活用し避難路の確保を行います。

(ウ) 重要防火対象物

事後の復旧対策等を考慮し、市民生活に直接関係ある行政機関及び医療機関並びに食糧保管場所等を重要防火対象物とし、その保護にあたります。

イ 消防部隊の運用

(ア) 警防本部の指示のもとに「地震災害時の部隊編成及び受持区域(消防署)」に定

める部隊編成を行い、原則として各部隊は受持ち区域の火災の防御活動を行います。
(イ) 火災の延焼拡大等、消防力を結集する必要がある場合は、警防本部等において全市総括的な防御方針を決定し、出動部隊に指示を行います。

(ウ) 火災出動については、道路の損壊又は建築物の倒壊等による通行障害が生じ、火災発生現場への出動が阻害されることが予想されるので、小型動力ポンプの活用も考慮します。

(エ) 消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用を行います。

ウ 消防団の活動

(ア) 地震災害発生時は、受持区域内の出火防止、初期消火及び救急・救助活動を行います。

(イ) 消防団は「地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防団）」に定める部隊編成を行い、原則として受持区域の災害対策活動を行います。

(ウ) 受持区域外の炎上火災等への出動は指令を受けた場合とします。

(エ) 各分団受持区域内における活動状況及び被害状況等を団長に報告します。

(5) 救急・救助活動

ア 救急・救助活動の方針

(ア) 救急、救助活動は救急隊及び救助隊により実施することを基本とします。ただし、災害の状況等により必要な場合は警防本部の指示に基づき「地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防署）」に定める特設部隊を編成し、救急・救助活動の強化を図ります。

(イ) 消防署所の受持区域は、原則として「地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防署）」のとおりとします。

(ウ) 当直部隊の救急隊及び救助隊は、通常使用する救急救助資機材を、また、非直部隊の特設救急隊及び特設救助隊は、非常時用救急救助資機材を活用します。

(エ) 災害の状況に応じて警防本部は、上記にかかわらず全市総括的な救急・救助の方針を決定し、出動部隊に指示を行います。

イ 救急活動

(ア) 搬送の優先順位の決定

多数の傷病者が同時に発生したときには、トリアージタグを使用して搬送の優先順位を決定し、収容可能な医療機関への円滑な搬送を行います。

(イ) 診療体制の把握

医療施設が被害を受け、又は医療従事者が被害を受けることなどにより診療体制が不十分となる恐れがあるため、県の広域災害・救急医療情報システム等の情報を活用し、状況の把握をして傷病者の円滑な搬送及び分散搬送を行います。

(ウ) かすり傷等軽易な者の扱い

かすり傷等軽易な者は、家庭内、又は自主防災組織等での処置を依頼します。

ウ 救助活動

(ア) 火災現場付近等の優先

火災現場及びその付近の人命救助を優先します。

(イ) 二次災害の防止

余震による再被害又は救助中の二次災害の防止に努めます。

(6) その他の災害対策

津波襲来のおそれのある場合、又は河川堤防の破壊によって水害のおそれのある場合は、他の防災機関と緊密な連絡を保ち、機を失せず避難を指示し、必要があるときは避難誘導により人身の保護にあたります。

(7) 通行禁止区域における措置命令等

ア 消防吏員は災対法第76条に基づき、県公安委員会により指定された通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防用緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときで、かつ警察官がその場にいない場合、同法第76条の3第4項に基づき消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置をとることを命ずることができます。

イ 上記の場合において、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないため、当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができます。この場合、やむを得ない限度において当該措置に係る車両その他の物件を破損することができます。

ウ 同法第76条の3第4項に規定する措置命令等をとったときは、直ちに、その旨を措置命令をとった場所を管轄する警察署長に通知します。

(8) 消防相互応援

消防署及び消防団の部隊の応援出動については、「神奈川県消防広域応援基本計画」及び「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき相互に協力を行います。

ア 神奈川県下消防相互応援協定市町等

神奈川県下消防応援協定市町等については、「神奈川県下消防相互応援協定書」のとおりです。

イ 応援の方法等

応援の方法については、「神奈川県下消防相互応援協定書」及び「神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書」に定めるところによります。

なお、応援の区分については、次のとおりです。

(ア) 通常応援・消防団応援

隣接する協定市町が覚書に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防署、又は消防団に属する消防隊等が自動的に出動します。

(イ) 特別応援

被応援消防機関から要請があった場合に出動します。

(ウ) 大規模及び特殊な災害の応援

大規模及び特殊な災害が発生した場合は、「神奈川県消防広域応援基本計画」に基づき対応します。

(9) 広域的応援要請

災害が発生し、本市の消防力のみでは対処することが困難である場合は、次により応援要請を行います。

ア 応援要請先等

(ア) 県知事に対する応援要請

県知事に対し、次に掲げる部隊等の派遣措置を要請します。

- a 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣
- b 自衛隊に対する救助、救急、消火活動の応援
- c 在日米軍に対する救助、救急、消火活動の応援

(イ) 相互応援協定市に対する応援要請

相互応援協定締結市に対し、協定に基づく応援を要請します。

イ 要請手続

応援要請は、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとします。

(ア) 要請理由

(イ) 災害の概況

(ウ) 要請する消防隊等の種類及び数

(エ) 活動内容

(オ) 集結場所

(カ) 誘導員

(キ) 担当責任者

ウ 応援部隊の集結場所及び宿営場所

応援部隊の集結予定場所及び消防活動の長期化した場合の宿営予定場所については、次のとおりとします。ただし、状況により使用できない場合は、他の場所を指定します。

(ア) 集結予定場所－総合公園多目的広場等

(イ) 宿泊予定場所－総合体育館等

2 医療救護活動

(1) 実施機関

被災者に対する医療及び助産の実施は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施します。

(2) 臨時救護所の設置

大規模な災害が発生した場合又は大規模な災害が予想される場合、必要に応じて平塚市医師会等の協力により臨時救護所を設置します。傷病者の重傷度、緊急度による治療優先度の決定（トリアージ）を行い、軽度と判定された患者は臨時救護所において、重篤と判定された患者は救急病院等へ搬送し、医療を実施します。

なお、臨時救護所設置場所が被害を受けたこと等により設置することができない場合には状況等を判断し、他の適切な場所に設置します。

県は、被災状況に応じて必要と認めるときは、平塚保健福祉事務所に救護所を設置し救護活動を行うとともに、市の要請又は自らの判断により、救護班を派遣します。

(3) 救護隊の要請

被災状況等必要に応じ、被災傷病者の応急措置を行うため県及び日本赤十字社等に応援を要請し、医療・救護体制を確保します。

ア 救護隊の編成

市の設置する臨時救護所における救護隊の編成は、概ね次のとおりとし、医師が班長となります。医師及び救護隊の正副班長については、平塚市医師会があらかじめ定めます。（「平塚市医師会救護隊編成表」、「平塚歯科医師会救護隊編成表」を参照）

職 種	1 隊の構成人員	備 考
医 師	3～12名	平塚市医師会
歯 科 医 師	3～16名	平塚歯科医師会
看護師及び 看護補助者	5～10名	登録看護要員、平塚市赤十字奉仕団等
受 付	2 名	医療救護部職員
連 絡 員	1 名	〃

イ 救護隊の要請

地震災害時における医療・救護活動を実施するため、医療救護部は必要に応じて平塚市医師会及び平塚歯科医師会に救護隊の出動を要請します。ただし、平塚市医師会及び平塚歯科医師会は、被害の状況及び通信の途絶等で市が要請できない状態であると認めたときは、市の要請を待たずに自らの判断で救護隊を出動させるものとします。また災害の規模又は被災状況に応じて、県（神奈川県DMAT）、日本赤十字社等の関係機関に応援を要請します。看護師が不足する場合は、県を通じ、神奈川県看護協会へ派遣を依頼します。

(4) 医療及び助産の方法

医療については、「平塚市医師会災害時における医療救護実施計画」等に基づき、実施します。また、歯科医療については、平塚歯科医師会との「災害時における医療救護活動についての協定書」等に基づき、医療を実施します。

ア 災害救助法による医療及び助産の範囲等

医療及び助産の範囲等は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

(ア) 医療

- a 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して応急的な処置を行います。
- b 医療は、臨時救護所において行います。ただし、緊迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の施術所において行います。
- c 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行います。
 - (a) 診察
 - (b) 薬剤又は治療材料の支給
 - (c) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (d) 病院又は診療所への入院
 - (e) 看護
- d 医療を実施するため支出する費用の額は、救護隊による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とします。
- e 医療を実施する期間は、災害発生の日から原則として14日以内とします。

(イ) 助産

- a 助産は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失った者に対して行います。なお、助産については産科医院等にて実施するものとします。
- b 助産は、次に掲げる範囲内において行います。

- (a) 分べんの介助
- (b) 分べん前及び分べん後の処置
- (c) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
 - c 助産のため支出する費用は、産科医院等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とします。
 - d 助産を実施する期間は、原則として分べんした日から7日以内とします。
- イ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして厚生労働大臣と協議のうえ、災害救助法の定める期間の範囲を超えて、医療及び助産に係る費用を支出し、医療・救護を行うことができます。
- (5) 臨時救護所用帳票等

臨時救護所要員医療の実施にあたり、次の帳票等により記録等を行います。

 - ア 平塚市災害救助診療録
 - イ トリアージタグ
- (6) 医療機関等の状況把握と連携
 - ア 医療機関等の状況把握

災害時に医療機関等は、備蓄医療器材、医薬品等を活用し地域における医療、救護活動を行うこととなるため、医療救護部は、「医療機関等」に掲げる医療機関等の被災状況及び稼働情報の収集を行い、医療・救護体制の状況把握に努めます。なお、医療機関等の状況把握については、県の医療救護本部や広域災害・救急医療情報システム（EMIS）も活用します。また、停電や通信規制時においては、情報拠点の協力のもと、状況を把握します。
 - イ 救急病院の連携

病院部は、平塚共済病院、済生会平塚病院と相互に連携し、診療状況等を把握の上、迅速かつ効率的な医療救護活動を実施します。
 - ウ 医療情報等の提供等

医療機関等の稼働状況等の情報は、災害対策本部の広報媒体を通じて市民に適宜提供します。

なお、人工透析患者等、医療の途絶が生命維持に係る者については、県及び市内外医療機関等の協力を得て、その医療を確保します。
- (7) 救急・救助
 - ア 負傷者等の救出及び搬送

負傷者等の救出及び臨時救護所、病院等への搬送は、救急・救助隊が自主防災組織等の協力を得て行います。

なお、自衛隊、緊急消防援助隊等が応援派遣された場合は、派遣部隊と連携し、救急、救助活動を行います。
 - イ 本市以外の医療機関に対する協力要請等
 - (ア) 市外医療機関に対する協力要請

医療救護部及び消防部は、必要に応じ本市以外の医療機関等に対し、収容等に係る協力を求めます。
 - (イ) ヘリコプターによる患者搬送

医療救護部及び消防部は、重症患者等の搬送にあたり、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターの派遣要請を行うなど迅速な患者搬送に努めます。

なお、他市等への緊急搬送のため使用するヘリコプター離着陸場予定地は「自衛

隊ヘリコプター臨時離着陸場」のとおりとします。

また、派遣要請の手続き等については、「第16節 広域応援体制 2 自衛隊に対する災害派遣要請」の定めるところによります。

ウ 救命情報システムの活用

医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと、救命情報システムを活用して広域的な救急活動を実施します。

(8) 県自治体病院災害時相互応援

神奈川県自治体病院開設者協議会を組織する県及び県内9市は、「県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ」により、災害を受けた県立、市立病院が独力では十分な応急措置がとれない場合に、被災病院の要請に応え救援協力を行う相互応援体制が確立されています。病院部は、被災状況に応じ、県及び他自治体病院に申合せに基づく応援要請を行い、医療・救護体制の確保を図ります。

(9) 薬品及び医療器材等の調達

ア 薬品及び医療器材等の調達

医療及び助産に必要な薬品及び医療器材等については、市の備蓄資機材等を使用するほか、「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書」等に基づき調達します。なお、被災状況に応じて県及び日本赤十字社等の関係機関に応援を要請します。

イ 平塚中郡薬剤師会の医薬品等の供給体制

平塚中郡薬剤師会は、市からの要請があった場合、又は臨時救護所が設置されたことを知った場合は、所定の臨時救護所に出動し、救護隊に対する医薬品等の供給を行います。

ウ 医療用酸素濃縮器等の確保

医療用酸素濃縮器等を使用している療養者にとって、災害時における供給の停滞又は停止は生命に係る問題となります。このため、「災害時の酸素濃縮器等の調達協力に関する協定書」等に基づき、供給体制を確保します。

(ア) 医療救護部は、酸素濃縮器及び関連器機の調達、供給が必要と認めた場合は、協定会社に対し物品の供給を要請します。

(イ) 協定会社は、市域に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、受け持ち在宅酸素療養者及び医療機関へ自主的に技術サービス員を派遣するとともに、必要な物品の供給を行います。

(ウ) 物品の調達、供給に係る費用は、市又は在宅療養者の負担とします。

【関係資料】

- 3-1 災害救助法施行細則
- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3-5 平塚市救急医療対策実施要綱
- 3-6 臨時救護所用帳票等
- 3-7 災害時における医療救護活動についての協定書(平塚市医師会)
- 3-8 平塚市医師会災害時における医療救護実施計画
- 3-9 平塚市医師会災害救護本部組織表
- 3-10 平塚市医師会救護隊編成表
- 3-11 災害時における医療救護活動についての協定書(平塚歯科医師会)
- 3-12 平塚歯科医師会災害時における医療救護実施計画
- 3-13 平塚歯科医師会災害救護本部組織表
- 3-14 平塚歯科医師会救護隊編成表

- 3-15 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書(平塚中郡薬剤師会)
- 3-16 災害時における応急救護活動の協力に関する協定書(平塚市赤十字奉仕団)
- 3-17 医療機関等
- 3-18 臨時救護所装備品等一覧表
- 3-19 神奈川県医師会救護隊規程
- 3-20 神奈川県医師会救護隊規程施行細則
- 3-21 臨時救護所設置場所
- 3-37 自衛隊ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準
- 3-38 自衛隊ヘリコプター臨時離着陸場
- 6-1 地震災害時の部隊編成及び受持区域(消防署)
- 6-2 地震災害時の部隊編成及び受持区域(消防団)
- 6-3 放射性物質貯蔵・取扱所
- 6-4 毒物・劇物貯蔵取扱施設
- 8-1 食糧、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第5節 避難対策

【担当部】	総合対策部 医療救護部 住宅・公園部 建築判定部 避難部 消防部 病院部
【関係機関】	神奈川県 平塚警察署 第三管区海上保安本部 自衛隊 水防管理者 各事業所 各催物主催者 施設管理者 自主防災組織

1 避難措置

(1) 市民の自主避難

市民は、家屋の倒壊及び火災の発生、津波の危険等により身の安全を図る必要が生じた場合、自己の判断で最寄りの公園、広場、津波避難ビル等へ避難します。

(2) 避難時の留意点

避難するときは、市民相互が協力し合い混乱を防止するとともに、自主防災組織等は避難誘導を行うなど、市民の避難時の安全確保に努めます。

ア 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。

イ 高齢者、障がい者等の災害時要援護者及び傷病人の避難については、周辺市民及び自主防災組織等が協力し、安全な場所へ避難できるようにする。

ウ 消防車等緊急車両の通行道路の確保のため、原則、自動車による避難は行わない。

エ 避難者は、3日分程度の食糧、飲料水及び最小限の日用生活品、照明具、医薬品等を携行する。

(3) 事業所等における避難

事業所、学校その他の施設の管理者等は、地震の発生に伴い避難の必要が生じた場合、それぞれが作成した、消防法に定める消防計画及び大震法に定める地震防災応急計画（地震防災規程を含む）に基づき、避難場所へ誘導するなど適切な措置を講じ、従業員、児童、生徒、入所者等の安全確保に努めます。

(4) 行事、催物等開催時の避難

各種行事、催物等を開催する者は、地震その他の災害時における避難対策として、あらかじめ定めた避難場所、避難路、避難誘導方法等によって、参加者等の安全確保に努めます。

(5) 避難情報の発令による避難

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護その他災害の拡大防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対して、避難実施のための必要な勧告又は指示を行います。

なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を発表することができます。

ア 市長の措置

(ア) 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は、総合対策部、住宅・公園部、避難部、消防部とします。

(イ) 避難勧告・指示の区分

区分	種別	避難勧告・指示を行う場合及び関係法令
避難勧告	災害全般	人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退の勧告を行うことができる。（災対法第60条）
避難の指示		上記の場合で、急を要すると認めるときは、避難のための指示を行うことができる。（災対法第60条）

(ウ) 避難の指示の権限の委任

市長は、緊急を要する場合の避難の迅速化を図るため、市長の命を受け災害現場に派遣された職員に避難の指示の権限を委任します。

(エ) 緊急の場合の指示

上記により市長の権限の委任を受けた者は、その事態を考慮し、学校その他安全な場所に避難させます。この場合速やかにその状況等を市長に報告し、以後の指示を受けます。

イ その他の機関等の措置

区分	種別	実施者	指示を行う場合及び関係法令
避難の指示	災害全般	警察官又は海上保安官	市長が避難のための立退を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、避難のための指示をすることができる。 また、警察官は、災害の危険がある場合、警告を発し、急を要する場合は、避難させ又は通常必要な措置をとることができる。 [災対法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条]
		災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	上記において、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官職務執行法第4条の準用により、避難のための指示をすることができる。 [自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条]
	地すべり	県知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。 [地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条]

ウ 避難勧告・指示の内容

市長、その他の避難の勧告・指示を実施する者は次の内容を明示して行います。

- (ア) 避難勧告・指示の発令者
- (イ) 避難勧告・指示を要する理由
- (ウ) 避難勧告・指示の対象区域
- (エ) 避難先
- (オ) 避難経路
- (カ) 注意事項

エ 避難措置の関係機関への連絡

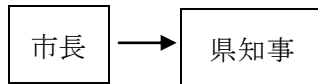
(ア) 関係機関への連絡

避難の勧告又は指示を行った者は、(イ)の連絡系統図に基づき関係機関へ次の事項を報告又は連絡します。

- a 避難勧告・指示の発令者
- b 避難勧告・指示の日時
- c 避難勧告・指示の理由
- d 避難対象者
- e 避難先

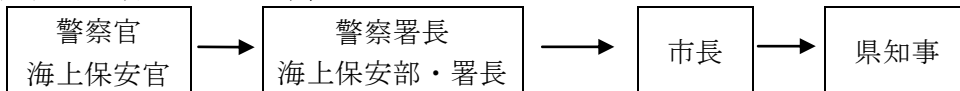
(イ) 連絡系統図

a 市長の措置

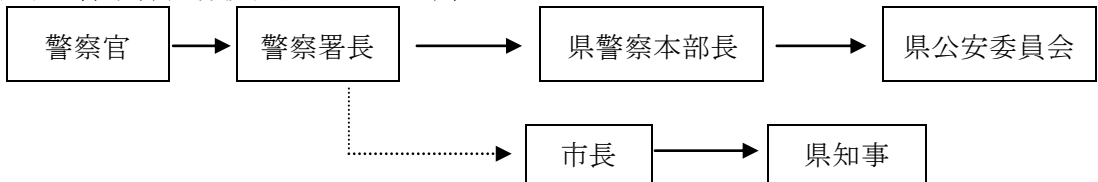


b 警察官又は海上保安官の措置

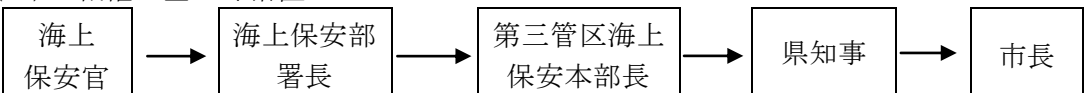
(a) 災対法に基づく措置



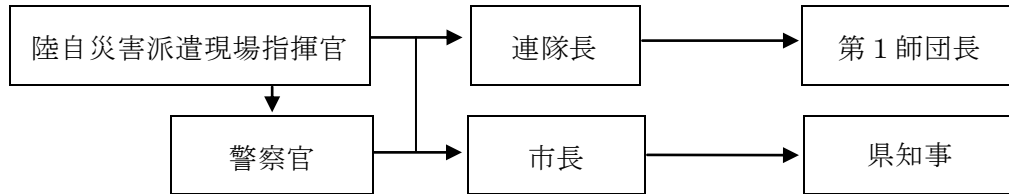
(b) 警察官職務執行法に基づく措置



(c) 職権に基づく措置



c 自衛官の措置



オ 避難誘導

避難誘導は、勧告・指示を出した機関が行います。ただし、市長は他の機関から避難の指示を出した旨の通知を受けた場合は、住宅・公園部避難誘導班の職員を災害現場に派遣し避難誘導にあたさせます。この場合、警察及び自主防災組織等の協力を得て実施します。

カ 市民等への周知

市長は自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他の機関からその旨の通知を受けた場合は、市民等への周知を実施します。

(ア) 市長は、避難対象地域の市民等に対し広報車及び防災行政用無線による放送、ホームページやメール配信サービスなどの活用により勧告又は指示の伝達を行うとともに、住宅・公園部避難誘導班の職員を派遣し、消防、警察、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行います。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難勧告・指示の徹底を図ります。

(イ) 総合対策部広報班は、避難勧告・指示の周知のため、FM湘南ナパサ及び湘南ケーブルネットワーク（SCN）等へ放送の協力を依頼し、その徹底を図ります。

キ 避難の必要がなくなった場合の措置

市長は、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を市民等に周知するとともに、「エ 避難措置の関係機関への連絡」に定める連絡系統図に基づき関係機関へ通知します。

(6) 警戒区域の設定及び措置

ア 市長の措置（災対法第63条第1項）

市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは警戒区域を設定し、立ち入りの制限、若しくは禁止をし、又は退去を命じます。

イ 警察官・海上保安官の措置（災対法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市長若しくは市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができます。

この場合、事後ただちにその旨を市長に通知します。

ウ 自衛官の措置（災対法第63条第3項）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくは市職員からの要求により、市長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、警戒区域を設定することができます。この場合、事後ただちにその旨を市長に通知します。

エ 設定に伴う措置

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察署の協力を得て実施します。

(7) 広域避難場所及び指定避難道路

ア 広域避難場所及び指定避難道路の指定

火災が発生し延焼拡大のおそれがあり、輻射熱や煙からの身体の安全を確保するための避難場所として、建ぺい率、周辺の空地等の状況を考慮して、あらかじめ対象地

区を定め広域避難場所を設定しています。また、避難中の災害を防止するため、当該避難場所へ通ずる主要道路を指定避難道路として指定しています。

イ 広域避難場所及び指定避難道路

避難の対象地区及び広域避難場所並びに指定避難道路は、「広域避難場所及び指定避難道路」のとおりとします。

ウ 広域避難場所の対応

(ア) 住宅・公園部避難誘導班は、広域避難場所への避難の開始を確認した場合は、避難場所の安全かつ適切な管理を図るため、状況に応じ警察官の派遣を要請するとともに、避難誘導を実施します。

(イ) 住宅・公園部避難誘導班は、避難者数を総合対策部総合調整班に連絡し、適切な指示を受けます。

2 帰宅困難者の対策

発災時に多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はその恐れがある場合は、関係機関と協力して、帰宅困難者への対応を行います。

(1) 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は駅利用者を駅構内等において一時保護するとともに、運行状況等の情報提供を行います。

(2) 帰宅困難者用一時滞在施設の開設

発災時に多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はその恐れがある場合は、必要に応じて、帰宅困難者用一時滞在施設の開設を行います。

災害対策本部においては、住宅・公園部避難誘導班は避難誘導を、避難部帰宅困難者対応班は情報提供を行います。また、必要に応じて災害対策本部において避難部帰宅困難者対応班の応援部隊を編制します。

(3) 避難誘導

住宅・公園部避難誘導班は、警察官等の協力を得て、帰宅困難者用一時滞在施設へ誘導します。

(4) 情報提供

避難部帰宅困難者対応班は、鉄道事業者や一時滞在施設管理者と連携し、運行状況や家族等との安否確認にかかる災害時伝言ダイヤル等の情報を周知します。

(5) 帰宅困難者用一時滞在施設の閉鎖

鉄道や輸送手段の復旧状況や帰宅困難者数に応じて、帰宅困難者用一時滞在施設を閉鎖します。なお、状況に応じて避難所への誘導を行います。

(6) 駅周辺以外の帰宅困難者への対応

ア 飲料水やトイレ等施設の提供

「災害時における関東郵政局と神奈川県との相互協力に関する覚書」及び「災害時における日本郵便株式会社平塚郵便局及び平塚市間の協力に関する覚書」等に基づき、必要に応じて、飲料水やトイレ等施設を帰宅困難者に提供するよう、郵便局に協力を求めます。

イ 災害時帰宅支援ステーションの対応

徒歩帰宅困難者に対し、ホームページ等を通じて災害時帰宅支援ステーションの情報提供を行います。

(7) 事業所等の対応

ア 事業所等の管理者は、従業員等を帰宅困難者にしないよう、食料や水の備蓄に努めるとともに、「むやみに移動を開始しない」の基本原則に基づき、それぞれの事業所

等において適切な措置を講じます。

イ 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するよう努めます。

ウ 事業所等の管理者は、必要に応じて従業員等の安否確認に努めます。

3 避難所の開設

(1) 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当は、避難部とします。

(2) 避難所の開設

被災者のうち住居等を失い、又は住居等に留まっていたり危険があり、宿舎や給食等の救援を要する者を入所させるため、あらかじめ定められている避難所のうち必要な施設を開設します。ただし、当該施設に入所が不可能な場合は、災害対策本部の指示により他の公共施設を活用します。

また、避難所の開設までに至らない局所的な災害時や自主避難の申し出があった場合の受け入れ施設として、公民館を開設します。なお、公民館へ自主避難する際は、市へ事前確認するものとします。

(3) 開設の時期

市長は、被災者・負傷者等の発生状況及び地域の被災状況等に基づき、必要と認められる場合は、速やかに全部又は一部の避難所の開設について避難部に対し指示をします。

(4) 避難所開設時の措置等

避難部は、次の点に留意し避難所の開設を行います。

ア 避難所の開設にあたっては、施設管理者、教職員及び自主防災組織等と協力します。

イ 被災者の入所、保護にあたっては、施設の安全点検を行い、安全性に欠けると認められるときは、災害対策本部に報告し安全措置を講じるか、又は災害対策本部の指示を受け、他の安全な施設に誘導します。

ウ 避難所に入所があったときは、「避難状況・救護所開設状況報告書」により速やかに総合対策部総合調整班に入所者数の報告を行います。

(5) 県知事に対する報告

市長は、避難所を開設した場合、速やかに、「避難状況・救護所開設状況報告書」により県知事に報告します。

(6) 避難所開設の期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とします。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事をとおして厚生労働大臣と協議のうえ、延長します。

4 避難所の運営

(1) 避難所の運営

避難所の運営については、「避難所の段階的対応」に基づき、避難所管理者及び教職員、自主防災組織、ボランティア及び避難者等により避難所運営委員会を設置して行います。また、避難所の運営にあたっては、女性や災害時要援護者の参画、意見反映に努めます。

なお、避難所運営委員会は避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営に努めます。

ア 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は、避難部とします。

イ 災害対策本部における応援体制

被災者に対する救援体制の強化を図るため、必要に応じて災害対策本部における応援体制を確立します。

ウ 湘南地区災害時職員相互派遣

県湘南地域県政総合センター管内の5市3町が締結した「湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書」に基づき、あらかじめ指定された他市町職員が災害の状況により、2日以内を原則として所定の避難所に派遣されることとなっています。このため、避難部は、他市町職員が派遣された場合、派遣職員に避難所の運営業務の指示を行うとともに、派遣があった旨を総合対策部総合調整班に連絡します。

(2) 避難所の段階的対応

避難所における対応については3段階に区分し、概ね次の点を考慮して運営します。

ア 第1段階（1日～3日）
(ア) 施設管理者及び教職員等との施設使用等の調整と協力依頼 (イ) 施設の安全点検 (ウ) 傷病者等の把握と応急措置（他の二次的避難施設及び医療機関への移送も検討） (エ) 要援護者の把握と応急措置（福祉避難所や二次的避難施設への移送も検討） (オ) 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告 (カ) 避難所管理者及び教職員、自主防災組織、ボランティア及び避難者等との避難所運営委員会の組織化と運営 (キ) 収容被災者及び在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施 (ク) 仮設トイレの設置等必要な措置を避難部から総合調整班に要請 (ケ) 安否確認等への対応 (コ) 災害関連情報の伝達 (サ) 派遣された自衛隊等との調整
イ 第2段階（4日～7日）
(ア) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 (イ) 避難所運営委員会による運営 (ウ) 収容被災者及び在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施 (エ) 要援護者及び傷病者等の把握と処置（他の二次的避難施設、福祉避難所及び医療機関への移送等） (オ) 避難所入所者の健康管理及び栄養指導について、医療救護部医療救護班と協議 (カ) 安否確認等への対応 (キ) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報、安否情報周知用の情報板等の設置
ウ 第3段階（8日～）
(ア) 避難所運営委員会による運営 (イ) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 (ウ) 施設管理者と施設使用について再協議（避難所と学校教育の場の調整等） (エ) 医療救護部医療救護班による避難所入所者の健康管理及び栄養指導の実施 (オ) 安否確認等についての対応 (カ) 臨時市民相談窓口開設に対する協力 (キ) 義援金配布等に対する協力 (ク) 収容被災者及び在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施

(3) 避難所におけるプライバシー対策

避難所におけるプライバシー対策については、以下の点を考慮します。

- ア 女性の視点
- イ プライベート空間の確保
- ウ 個人情報の保護 等

(4) 避難所における健康管理等

医療救護部医療救護班は、避難生活の長期化等により必要と認めた場合、病院部及び関係機関等の協力を得て、次の事項を実施します。

ア 避難者の健康管理及び栄養指導

保健師等が避難所を巡回し、避難者の健康管理及び栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への収容措置を行います。

イ 避難者のメンタルケア

医師、保健師等が避難所を巡回し、避難者の精神的不安定を解消するためのメンタルケアを行います。

ウ 避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。

(5) 避難所における防犯対策等

避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるように努めます。

(6) ペット対策

飼主とともに避難したペットについては、(社)神奈川県獣医師会中央支部と連携するとともに、避難所における飼育場所については、避難所運営委員会で協議し、適切な飼育環境と避難所の衛生環境の確保に努めます。

(7) 避難所の閉鎖

市長は、避難所の開設の必要がなくなると認めるときは、当該避難所を閉鎖します。閉鎖に際しては、避難部は必要な措置を行います。

(8) 公園等での避難生活者に対する措置

災害の状況により発生が予想される、公園、空地等での避難生活者に対しても、次により、適切な措置を講じます。

ア 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当は住宅・公園部とします。

なお、情報拠点は住宅・公園部の活動を支援します。

イ 避難生活者に対する措置

公園等での避難生活者に対する措置は、概ね次のとおりとします。

避難生活者に対する措置事項

- (ア) 住宅・公園部避難誘導班において避難者の把握に努め、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所へ誘導します。
- (イ) 傷病者等については、避難部を通じ医療救護部の指示を受け適切な措置を講じます。
- (ウ) 住宅・公園部避難誘導班は、自主防災組織や情報拠点の協力を得て、公園等での避難生活者数を把握し、避難部を通じ総合対策部総合調整班に報告します。
- (エ) 公園、空地等の避難生活者に対する給食、給水、物資配給等は、避難所において支給等を行うので、その旨周知します。ただし、住宅・公園部避難誘導班が被災状況により公園、空地等での支給等が必要と認めたときは、避難部を通じ総合対策部総合調整班に要請します。
- (オ) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報等の伝達を行います。

5 福祉避難所の開設と運営

(1) 福祉避難所の開設

ア 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は医療救護部とします。

イ 福祉避難所の開設

避難所等で生活することが困難な避難者を受入れるため、必要に応じて、福祉避難所を開設します。医療救護部要援護者支援班は避難部と協力し、避難所における支援が必要な避難者を把握するとともに、必要に応じて医療救護部要援護者支援班は該当施設と協力して開設します。

ウ 福祉避難所への入所対象

福祉避難所への入所対象は、福祉用具や投薬等があっても避難所で生活することが困難な避難者とします。

エ 福祉避難所への搬送

避難所等から福祉避難所への搬送については、次により実施します。

(ア) 自助、共助による搬送

(イ) 災害対策本部からの要請に基づく協定先事業者による搬送

(2) 福祉避難所の運営

ア 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は医療救護部とします。

イ 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営について、医療救護部要援護者支援班は、該当施設の管理者と連携するとともに、関係機関の協力のもと、次の事項について実施します。

(ア) 受け入れと搬送の調整

(イ) 入所管理

(ウ) 福祉用具等の調達要請

(エ) ボランティア等の受入調整

(オ) 保健師による巡回訪問

(カ) 給食、給水、物資等の配給

(キ) 二次的避難施設との連携

ウ 二次的避難施設の開設・運営

福祉避難所の収容能力を越えた場合、協定を締結している社会福祉施設等、二次的避難施設の受入可能状況を踏まえ、開設します。

二次的避難施設の運営については、関係団体やボランティアの協力のもと、施設管理者が行うこととします。

(3) 福祉避難所等の閉鎖

福祉避難所等の開設の必要がなくなると認めるときは、当該福祉避難所を閉鎖します。

6 仮設住宅等応急住宅対策

(1) 実施機関

ア 被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施します。ただし、被害の程度等により、応急仮設住宅の建設を県知事から委任されたときは、市長が実施します。

イ 災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めた場合は、市長が実施します。

ウ 応急仮設住宅の建設については災害発生の日から1ヶ月を目標に、住宅の応急修理については1ヶ月以内に完了します。

(2) 応急仮設住宅の建設場所等

ア 建設予定地

応急仮設住宅の早期の建設を可能とするため、住宅・公園部住宅班は関係部と調整し、あらかじめ次のような場所を候補用地として選定しておき、災害の状況等を勘案し、その都度適当な建設場所を決定するものとします。

(ア) 公有の未利用地等

(イ) 公園等の公共施設

(ウ) 民間の未利用地、休耕地、生産緑地等

イ 附属施設の併設

応急仮設住宅の建設にあたっては、生活の利便性を確保するため、状況により次の施設、設備等の設置を検討します。

(ア) ゴミ集積所

(イ) 通路の照明

(ウ) 通路の舗装

(エ) 集会所

ウ 高齢者・障がい者向き仮設住宅の提供

応急仮設住宅の建設にあたっては、被災者の実態等を考慮し、必要な場合は県と協議し、高齢者又は障がい者向きの仮設住宅の建設について検討します。

(3) 応急仮設住宅の管理、処分等

ア 応急仮設住宅への入居

住宅・公園部住宅班は応急仮設住宅への入居については、災害救助法の入居基準に基づいて、円滑に進めます。

なお、この場合、要援護者の優先入居とともに地域コミュニティについても配慮するものとします。

イ 応急仮設住宅の管理

(ア) 災害救助法による応急仮設住宅については、県から委任された場合には管理を行います。

(イ) 必要により巡回訪問等を実施し、入居者の要望等の把握に努め、県と協議し、適切な措置を講じます。

ウ 応急仮設住宅の処分

災害救助法による応急仮設住宅の供与が終了したときは、県知事が処分を行います。

(4) 賃貸住宅等の活用

応急仮設住宅の建設を進めるとともに、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、既存の賃貸住宅等のあっ旋、情報提供等を行います。

また、状況に応じ、応急仮設住宅としての賃貸住宅等の借り上げを検討します。

ア 公営住宅等の活用

市営住宅又は他の公営住宅等の空き家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居のあっ旋を行います。

イ 民間アパート等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についてもその情報を収集、提供し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者に入居の協力を依頼するなどの措置を講じます。

【関係資料】

- 2-3⑤ 避難状況・救護所開設状況報告書
- 3-1 災害救助法施行細則
- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3-25 応急仮設住宅標準仕様
- 3-40 広域避難場所及び指定避難道路
- 3-41① 避難所一覧表
- 3-41② 公民館一覧表
- 3-41⑤ 帰宅困難者用一時滞在施設一覧表
- 3-41⑥ 福祉避難所一覧
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第6節 津波対策

【担当部】	総合対策部 住宅・公園部 避難部 土木復旧部 消防部
【関係機関】	平塚市漁業協同組合 県警察 湘南ケーブルネットワーク(株) 株湘南平塚コミュニティ放送

1 津波警報・注意報の種類と津波予報区

(1) 津波警報・注意報の種類

気象庁が発表する津波警報・注意報の種類、解説及び津波の高さは次のとおりです。

警報・注意報の種類		解説	津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- ・ 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について津波予報として発表されます。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知されます。
- ・ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

(2) 津波予報区

平塚市の津波予報区は、「相模湾・三浦半島」です。

2 津波情報

気象庁及び横浜地方気象台から発表される津波情報は次のとおりです。

- (1) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- (2) 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報
- (3) 津波観測に関する情報

3 津波警報、注意報、津波情報の受理伝達

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるため、津波警報等が発表された場合は、速やかに沿岸の住民等に伝達し、関係機関の協力を得て住民の避難誘導を実施します。津波警報、注意報及び津波に関する情報の伝達系統は、「地震・津波情報の受理伝達系統」のとおりです。

4 津波警報、注意報、津波情報発表時対策

津波警報（津波、大津波）、津波注意報が発表されたときには、速やかに次に掲げる措置を行います。また、湘南ひらつかビーチパークにおいて、海岸利用者に対してオレンジフラッグにより、情報伝達します。

なお、津波警報（津波、大津波）発表時には、全国瞬時警報システム（ジェイアラート）にて自動的に注意喚起を行います。

警報・注意報の種類	避難情報の発令	対応
津波注意報	注意喚起	ア 市民等への情報伝達
津波警報（津波）		イ 海面監視 ウ 河川の水門閉鎖 エ 関係機関との連絡調整
津波警報（大津波）※	避難勧告発令 （避難指示発令）	ア 避難勧告等の発令 イ 避難所の開設 ウ 津波避難ビルへの要請 エ バッファゾーンへの注意喚起 オ 海面監視 カ 河川の水門閉鎖 キ 職員等の安全確保 ク 関係機関との連絡調整

※ 津波警報（大津波）発表後、津波情報に応じて、避難対象区域の拡大や避難指示発令を検討します。

(1) 津波警報（津波）、津波注意報発表時対策

ア 市民等への情報伝達

直ちに、沿岸の住民等に対し、防災行政用無線等を通じて津波警戒の喚起を行います。

イ 海面監視

消防部により海面監視を実施し、異常発見に努める一方、平塚市漁業協同組合に対しても海面監視の依頼をします。また、関係機関等の設置する監視カメラ等からの情報を収集します。

ウ 河川の水門閉鎖

土木復旧部は、別に定めるマニュアルに基づき適切な水門閉鎖を行います。

エ 関係機関との連絡調整

湘南海上保安署、平塚警察署等と連携し情報収集します。

(2) 津波警報（大津波）発表時対策

ア 避難勧告等の発令

直ちに、避難対象区域の住民に対し、防災行政用無線、サイレン、広報車、緊急速報メール等のほか、S C N、FM湘南ナパサへ要請する緊急放送を通じて避難勧告を発令します。また、津波警報（大津波）発表後、津波情報に応じて、避難対象区域の拡大や避難指示発令を検討します。津波による避難勧告又は指示を実施した場合は、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接の沿岸市町に連絡します。

(ア) 避難対象区域

千石河岸、久領堤、唐ヶ原、撫子原、虹ヶ浜、馬入

※ 津波情報に応じて、津波ハザードマップにおけるバッファゾーンへの拡大を検討します。

(イ) 避難所の開設

太洋中学校、高浜高校、平塚競輪場、港小学校、花水小学校、浜岳中学校、平塚工科高校、なでしこ小学校、大磯高校、中島中学校

(ウ) 避難誘導

避難勧告又は指示による避難を徹底するため、速やかに消防部、住宅・公園部の職員を派遣し、平塚警察署と連携をとりながら、消防団、自主防災組織等関係機関の協力を得て、住民を避難誘導します。

イ 津波避難ビルへの一時退避

津波避難ビル所有者に対し、避難者の一時退避について協力を要請します。また、市から要請がない場合において、津波避難ビル所有者は、地域住民等が緊急に退避を要すると判断したときは、津波避難ビルへの一時退避に協力します。

ウ 海面監視

消防部により海面監視を実施し、異常発見に努める一方、平塚市漁業協同組合に対しても海面監視の依頼をします。また、関係機関等の設置する監視カメラ等からの情報を収集します。

エ 河川の水門閉鎖

土木復旧部は水門を閉鎖します。

オ 職員等の安全確保

避難誘導、海面監視、河川の水門閉鎖にあたっては、発表される最大津波高を考慮し、職員等の安全を確保の上、実施するものとします。

カ 関係機関との連絡調整

湘南海上保安署、平塚警察署等と連携し情報収集します。

【関係資料】

3-41④ 津波避難ビル一覧表

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

13-8 地震・津波情報の受理伝達系統

第7節 災害廃棄物等の処理対策

【担当部】	環境衛生部 建築判定部 土木復旧部 避難部 消防部
【関係機関】	県動物保護センター 民間委託し尿収集業者 神奈川県産業廃棄物協会

1 災害廃棄物等の処理

(1) ごみ、し尿の処理

災害時におけるごみ、災害廃棄物及びし尿を迅速、確実に処理するとともに、被災により死亡した小動物の収集処理のための対策について、大磯町・二宮町と連携し実施します。

ア 定義

用語	定義
ごみ	「ごみ」とは、通常の処理が困難になった生活ごみ、避難所生活に伴い発生するごみ、被災により発生した粗大ごみに相当する廃棄物をいいます。
災害廃棄物	「災害廃棄物」とは、地震や津波により倒壊、消失等した家屋等の解体撤去に伴って発生する廃材をいいます。
し尿	「し尿」とは、通常の処理が困難になったし尿、被災地における仮設トイレから発生するし尿をいいます。

イ ごみの収集処理

(ア) 収集方法

排出されたごみは、分別収集の実態を踏まえ収集車等を使用して迅速な収集に努めます。

(イ) ごみ収集関係車両

ごみ収集関係車両の保有状況は、「ごみ収集関係車両一覧表」のとおりです。

(ウ) ごみ集積所

- a 平常時の集積所又は市が被災状況を勘案し、臨時に指定した場所
- b 市が指定する広域避難場所及び避難所

(エ) 処理施設等

- a ごみの処理は、原則として「ごみ処理施設等一覧表」の施設で処理を行います。
- b 処理施設が使用不能となった場合は、管理者の指揮により速やかに復旧を講ずるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請します。ただし、他自治体の処理施設が使用不可能な場合等は、あらかじめ別に定めた仮置場を使用します。

(オ) ごみ排出ルールの周知徹底

ごみ収集の混乱等を軽減するため、広報媒体を通じ次の点を周知徹底します。

- a 可能な限りの可燃物及び不燃物の分別
- b 所定の集積場所への集積
- c 交通への支障防止及び生活環境保全のための配慮
- d ごみの減量化

(カ) ごみ集積場所等の防疫

ごみの排出状況及び季節等により、必要に応じ消毒薬の散布を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施します。

(キ) 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は本章「第15節 災害ボランティアの活動」、「第16節 広域的応援体制」等に基づき、応援要請等を行います。

ウ 災害廃棄物の処理

地震により発生したガレキ及び建物等の解体撤去に伴い発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、平塚市災害廃棄物等処理計画により行います。

なお、災害廃棄物等の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。

(ア) 災害廃棄物の処理場の確保

環境衛生部は、市の焼却施設、その他の施設及び最終処分場で処理、処分を行うことを原則とします。

なお、状況によりあらかじめ選定した処理場での処理が困難な場合は、仮置場を決定します。

(イ) 災害廃棄物の区分

災害廃棄物は原則として、次により区分し処理を行います。

- a 木くず
- b その他可燃物
- c コンクリート塊
- d 金属くず
- e その他不燃物
- f a～eを最大限分別した後の混合物

(ウ) 災害廃棄物の処分に関する情報の提供等

環境衛生部は、市民及び事業所等に対し災害廃棄物の処分に関する情報の提供、助言、指導等を行います。

(エ) 市の応急対策活動に伴う災害廃棄物の処理

環境衛生部は、災害対策本部が行う応急対策に伴う次の災害廃棄物に関して、担当部と協議を行い、迅速な処理に努めます。また、必要に応じて神奈川県産業廃棄物協会との協定に基づき処理を行います。

- a 土木復旧部が担当する本章「第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」における、障害物の除去に伴う災害廃棄物
- b 建築判定部が担当する本章「第18節 二次災害の防止活動」における、倒壊建築物の解体、撤去に伴う災害廃棄物

エ し尿収集処理

(ア) 収集の方法

被災の状況に応じ、環境衛生部の指示により民間委託し尿収集業者が収集作業を実施します。

(イ) 民間委託し尿収集業者

民間委託し尿収集業者は、「民間委託し尿収集業者一覧表」のとおりです。

(ウ) 収集車両等

民間委託し尿収集業者の保有する収集車両等は、「民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表」のとおりです。

(エ) し尿収集計画の作成

し尿の収集にあたり、環境衛生部は、避難所の優先収集等を考慮した収集計画を作成し、迅速かつ効率的なし尿収集の実施に努めます。

(オ) し尿処理施設

- a し尿処理については、「し尿処理施設」において処理を行います。
- b し尿処理施設（大磯町）が使用不能となった場合は、速やかに復旧措置を要請するとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請します。ただし、他自治体の処理施設の使用が不可能な場合は、公共下水道処理施設の機能の活用を図ります。

(カ) 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は本章「第15節 災害ボランティアの活動」、「第16節 広域的応援体制」等に基づき、応援要請等を行います。

オ 仮設トイレの設置等

(ア) 仮設トイレの設置

- a 広域避難場所及び避難所に、仮設トイレを設置します。
- b 水洗化地域あるいはし尿浄化槽の設置世帯においても下水道管の破損、上水道の供給不能、し尿浄化槽の破損等による被害を考慮して、公園等を利用し、仮設トイレを可能な限り設置します。

(イ) 仮設トイレ等の整備状況

仮設トイレの整備状況は、「仮設トイレ等の整備状況一覧表」のとおりです。

(ウ) 仮設トイレの消毒等

仮設トイレの設置状況及び季節等により、必要に応じ消毒薬の散布等を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施します。

2 死亡小動物の収集処理及び放浪犬猫の保護収容

(1) 死亡小動物の収集・処理

災害によって死亡した小動物（市が通常有償、無償で収集処理を行う家畜及び大型ペットを除く小動物をいう。）については、飼い主が責任をもって処理することを原則とします。ただし、飼い主が不明なもの、又は防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できないものについては、環境衛生部が行います。

(2) 放浪犬猫の保護収容

地震後、被災により放浪する犬猫について市民から通報を受けた場合は、環境衛生部は、県動物保護センターに連絡し、保護収容を依頼します。保護した犬猫については、飼い主への情報提供の観点から、避難所と連絡調整します。

【関係資料】

- 3-29 ごみ収集関係車両一覧表
- 3-30 ごみ処理施設等一覧表
- 3-31 民間委託し尿収集業者一覧表
- 3-32 民間委託し尿収集業者保有収集車両一覧表
- 3-33 し尿処理施設
- 3-34 仮設トイレ等の整備状況一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第8節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

【担当部】	総合対策部 医療救護部 環境衛生部 避難部 病院部 消防部
【関係機関】	民間委託消毒業者 県平塚保健福祉事務所 平塚警察署 平塚市医師会 平塚歯科医師会 日本赤十字社神奈川県支部 自衛隊 自主防災組織

1 保健衛生

(1) 避難生活者の健康管理等

避難生活が長期化した場合においては、不安と環境の変化によって被災者が健康を害することが予想されます。このため、医療救護部は、病院部及び平塚保健福祉事務所等関係機関と連絡を密にし、次の事項の実施に努めます。

ア 巡回指導等

被災状況により必要と認めた場合は、避難所を巡回するなどにより、被災者の健康管理と栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への収容措置を行います。

イ メンタルケアの実施

被災の体験や避難生活の長期化等による被災者の精神不安定に対応するため、急性ストレス障害や心的外傷後ストレス(P T S D)に留意しながら、病院部及び平塚保健福祉事務所等関係機関の協力を得て、メンタルケアを実施します。

ウ 被災児童・生徒の対応

児童・生徒は災害時に影響を受けやすく、精神的に不安定になりやすいことから、スクールカウンセラー等による巡回を実施します。

エ エコノミークラス症候群への対応

新潟県中越地震では、車中避難した被災者の中から、エコノミークラス症候群による死者が発生したことから、アの巡回指導等とともに、水分補給や適度な運動等の周知を実施します。

2 防疫対策

(1) 実施機関

被災地域における防疫は市長が実施します。ただし、災害の状況により市長が不可能と判断した場合は、県知事にその旨を報告し、応援を求めるものとします。

(2) 防疫活動

ア 防疫活動の内容

環境衛生部は、民間委託消毒業者に依頼し、被災地域における次の防疫活動を行います。民間委託消毒業者は「民間委託消毒業者一覧表」のとおりです。

(ア) 被災地域の家屋周辺の清掃や防疫方法についての指導又は指示

(イ) 被災者及び自主防災組織等に対する薬剤の配布

(ウ) 被災地域の避難所等の消毒及び鼠族、昆虫等の駆除

(エ) 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び仮設トイレの消毒

(オ) 浸水箇所等の消毒

(3) 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤は、「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書」等に基づき、平塚中郡薬剤師会及び医薬品会社に要請し調達します。

(4) 感染症の予防措置等

被災地において感染症が発生したとき又は感染症が発生するおそれがあるときは、感染予防の見地から、次により予防措置等を行います。

ア 予防措置等

(ア) 医療救護部は病院部医療班と協力し、被災地域における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努めます。

(イ) 医療救護部は感染症予防上必要と認める場合、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条及び第9条の定めるところにより、県知事の指示に基づき平塚保健福祉事務所等関係機関と協議し、臨時の予防接種を行います。

イ 感染症患者の収容

感染症患者が発生した場合、県は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染予防法」という。）」の定めに基づき必要に応じて患者を「第二種感染症指定医療機関」に隔離入所させ、市は県の指示により感染症が発生した場所及びその周辺の消毒を実施し、流行の防止を図ります。

ウ 感染症発生時の対応及び周知

感染症患者が発生した場合は、平塚保健福祉事務所へ報告し、感染予防法に基づいた対応を図るとともに、関係機関との連絡を密にします。また、感染症の発生状況、市等の防疫活動及び注意事項等について、総合対策部広報班を通じて、市民に対し周知徹底を図ります。

エ 消毒の方法

県知事の指示に基づき平塚保健福祉事務所等関係機関と協議し、消毒、鼠族・昆虫の駆除を行います。

3 遺体の処理等

(1) 実施機関

行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際に、県知事から事務の委託があった場合は、市長が行います。

(2) 行方不明者の搜索等

災害時において死亡していると推定される（災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定される）行方不明者の搜索は、次により行います。

ア 行方不明の申し出受理

(ア) 行方不明の申し出は、医療救護部又は避難所において受理するものとします。ただし、避難所において受理した場合は、速やかに医療救護部に通知します。

(イ) 申し出の受理にあたっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を「行方不明者搜索申出受付票」に記録します。

(ウ) 医療救護部は、申出受付票を取りまとめ、その内容を消防部及び警察等へ連絡します。

イ 行方不明者の搜索活動等

(ア) 消防部は、警察等の関係機関と協力して行方不明者の搜索を行います。

(イ) 消防部は、人命救助、救急活動及び行方不明者の搜索中遺体を発見したときは、医療救護部及び警察に連絡するとともに遺体の収容にあたります。

ウ 災害救助法に定める搜索のため支出する費用及び期間

(ア) 搜索のため支出する費用

災害救助法に定める搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械や器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、その額は通常の実費としま

す。

(イ) 搜索期間

災害救助法に定める搜索は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとします。

エ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

災害応急対策上必要があると認める場合においては、県知事をとおして厚生労働大臣と協議のうえ、災害救助法の定める期間の範囲を超えて搜索に係る費用を支出し、又は搜索を行うことができます。

(3) 遺体の処理等

災害救助法が適用される時は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じて行います。

なお、遺体の処理は、警察と密接な連絡をとり、関係各部が連携して実施するとともに、葬祭業者等へ要請し、自主防災組織、市民及び自衛隊等の協力を得て行います。

また、神奈川県広域火葬計画に基づき遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

ア 遺体の検案等

遺体の見分・検視は警察により実施されるとともに、遺体の検案は監察医、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師により実施されます。

なお、検案に続いて、医療救護部も加わり、遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置もあわせて行います。

イ 遺体の搬送

医療救護部は、遺体の検案後、警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、直ちに職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ要請し遺体の引き渡しを受けます。

なお、引き渡しを受けた遺体は、市の定める遺体安置所に搬送し、安置します。ただし、状況に応じて自主防災組織及び自衛隊等へ搬送に対する協力要請を行います。

ウ 遺体の安置

(ア) 遺体安置所等の開設

医療救護部は、ひらつかアリーナを第1順位とし、被災地周辺の公民館の体育館を第2順位の遺体の安置場所として開設します。

(イ) 遺体の処置等

a 遺体の安置にあたっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達します。なお、棺等の確保が困難な場合は、相互応援協定都市等に対し、総合対策部を通じて協力要請を行います。

b 医療救護部は、「遺体処理票」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。

c 保存は、遺体の腐乱防止に配慮し、特に夏季等気温が高い季節には十分注意を払うこととします。

エ 遺体の身元確認

医療救護部は、警察、平塚歯科医師会、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引取人の発見に努めます。

オ 遺体の引き渡し

医療救護部は遺族その他関係者から、遺体の引取りの申し出があった場合、引き渡しを行います。

カ 災害救助法に定める遺体処理の範囲、費用及び期間

(ア) 遺体処理の範囲及び処理のため支出する費用

災害救助法に定める遺体処理の範囲及び処理のため支出する費用は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置や遺体の一時保存に係るものとし、県の救護班が検案を実施できない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とします。

(イ) 遺体の処理の期間

災害救助法に定める遺体の処理は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとします。

キ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして厚生労働大臣と協議のうえ、災害救助法の定める期間を超えて遺体処理に係る費用を支出し、遺体処理を行うことができます。

(4) 埋・火葬

地震災害により死亡した者のうち、遺体の引取人がない場合（以下「身元不明遺体」という。）、又は引取人があっても災害による混乱のため、埋・火葬ができない場合は、必要に応じ自衛隊等の協力のもと次のとおり行います。

ア 埋・火葬の方法

埋葬・火葬の方法は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すものとします。

(ア) 医療救護部は、対象者の遺体を火葬する場合、「埋・火葬台帳」を作成するとともに、市民部市民課から「死体埋・火葬許可書」の交付を受け、指定された火葬施設に搬送します。

(イ) 医療救護部は、火葬の終わった遺骨及び遺留品を所定の遺体安置所に一時保管し、遺族等に引き渡すものとします。

なお、この場合「埋・火葬台帳」に必要事項を記載し、引き渡します。

イ 遺骨等の引取人がない場合の取り扱い

医療救護部は、身元不明遺体の遺骨及び遺留品を所定の遺体安置所に保管します。

なお、所定の遺体安置所が閉鎖される場合は、引き続き保管し、警察等の協力を得て身元不明遺体の遺骨の引取人を調査するものとします。

ウ 災害救助法に定める埋・火葬の範囲及び期間

(ア) 埋・火葬の範囲

対象者の埋・火葬は次の範囲内において、実際に埋葬を実施する者に原則として現物を支給します。

- a 棺（付属品を含む。）
- b 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- c 骨つぼ及び骨箱

(イ) 埋・火葬の期間

災害救助法に定める埋・火葬は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとします。

エ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして厚生労働大臣と協議のうえ、災害救助法の定める期間を超えて埋・火葬に係る費用を支出し、又は埋・火葬を行うことができます。

オ 火葬施設

火葬施設については、平塚市聖苑とします。

なお、医療救護部は火葬施設に支障が生じた場合、又は施設の処理能力を超えると判断した場合、神奈川県広域火葬計画により、速やかに他自治体施設の使用について応援を要請します。

カ 遺骨仮安置場所

身元不明の遺骨については、医療救護部が施設管理者と協議し、平塚市聖苑等へ仮安置の措置を講じます。

【関係資料】

- 3-1 災害救助法施行細則
- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3-15 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書(平塚中郡薬剤師会)
- 3-22 第二種感染症指定医療機関
- 3-26 行方不明者捜索申出受付票
- 3-27 遺体処理票
- 3-28 埋・火葬台帳
- 3-35 民間委託消毒業者一覧表
- 8-1 食糧、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第9節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の 調達・供給活動

【担当部】	総合対策部 救援対応部 総務部 食糧部 給水部 住宅・公園部 ボランティア部 避難部
【関係機関】	県企業庁平塚水道営業所 協定締結事業者 防災関係民間団体等 ボランティア団体 神奈川県 関東農政局横浜地域センター

1 給水対策

(1) 実施機関

被災者に対する飲料水、生活用水及び医療用水（以下、本節においては「飲料水等」という。）の供給は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際に、県知事の委託を受けた場合には市長が行います。

(2) 給水業務の分担

災害対策本部における給水業務の分担は次のとおりとします。ただし、新たな業務が生じた場合等は、関係部等が相互に協力し処理します。

関係部等	分担業務
給水部	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集及び県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者との連絡、調整 ② 飲料水等の全般的な必要給水量の把握、給水場所及び給水方法等の調整 ③ 給水用タンクの確保及び総務部を通じてトラック協会等運送関係機関への協力要請 ④ 飲料水等の確保並びに給水場所及び医療機関への搬送、給水 ⑤ 非常用貯水タンクによる給水 ⑥ 応援協定都市、県、自衛隊等の協力に関する総合対策部への要請、受入れ及び業務の調整
避難部（避難所 配備職員）、 住宅・公園部	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所又は公園等に係る必要給水量、給水場所等の把握、調整 ② 給水部に対する必要な給水要請 ③ 給水部等により搬送された飲料水の避難所又は公園等での給水 ④ 避難所耐震性プールによる生活用水の給水 ⑤ 必要な場合における避難所耐震性プールのろ過（ろ水機使用）による飲料水の給水

(3) 給水の対象者及び給水量

ア 給水の対象者

(ア) 飲料水の供給は、水道、井戸等の施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は断水したため、現に飲料水を得ることができない者に対して行います。

(イ) 生活用水の供給は、水道等の施設の破壊又は断水等により現に生活用水を得ることができない世帯に対して行います。

(ウ) 医療用水の供給は、水道、井戸等の施設が破壊され、医療用水が汚染し、又は断水したため、現に医療用水を得ることができない医療機関に対して行います。

イ 給水量

(ア) 飲料水は、1日1人あたり3リットルを目安とします。

- (イ) 生活用水は、災害の状況及び飲料水の給水状況により給水可能な量とします。
- (ウ) 医療用水は、医療機関等の要請に基づく必要量とします。
- (4) 給水の方法
 - ア 給水の時期及び給水方法
 - (ア) 給水の時期
被災者等への給水は、水道の被害状況、交通の状況、給水体制の進行状況等を総合的に判断し、必要の都度行います。
 - (イ) 給水の方法
 - a 給水車両等
飲料水等は、給水車、給水タンク積載車及び消防ポンプ車等車両により、県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池）、協定締結事業者から搬送する他、市及び県が設置した非常用貯水タンクの貯水を汲み上げる方法で行います。
 - b 給水容器等
飲料水及び生活用水の給水容器は、原則、被災者が各自用意します。
 - c 医療用水の給水
医療用水の給水は、要請のあった医療機関等と調整し、状況に応じた適切な方法で行います。
 - (ウ) 避難所運営委員会等による給水
 - a 飲料水等の給水は、給水部、避難部避難班及び住宅・公園部避難誘導班が相互に協力して行うものとしますが、避難所での供給は避難所運営委員会やボランティア等が行うものとします。
 - b 必要な場合は、民間団体、相互応援協定都市及び自衛隊等に対して総合対策部総合調整班が協力要請を行います。なお、自衛隊に対しては県を通じて協力要請を行います。
 - イ 給水の場所
飲料水及び生活用水の給水は、原則として避難所で行います。ただし、被害の状況等により必要な場合は、道路の一隅、広場、公園等の適当な場所を給水場所（以下「一般給水拠点」という。）に指定し、給水します。
 - ウ 飲料水の給水順位
飲料水を給水する場合は、原則として次の順位で行うものとします。
 - (ア) 医療機関、臨時救護所又は社会福祉施設等の緊急性の高い施設
 - (イ) 避難所及び給食調理施設
 - (ウ) 一般給水拠点
 - エ 給水上の配慮
飲料水等の給水にあたっては、特に次の点に留意するものとします。
 - (ア) 高齢者、障がい者、乳幼児等要援護者及び負傷者に対する配慮
 - (イ) 給水の迅速性、確実性、公平性の確保
 - (ウ) 衛生上の配慮
- (5) 飲料水等の確保
飲料水等の確保は、原則として次の順序及び方法により行います。ただし、災害の状況により適宜最も適切な方法をとるものとします。

確保の順序	確保の方法
第1次確保	<p>① 広報、自主防災組織等を通じ、市民、事業所等に対し、飲料水の「汲み置き」を呼び掛け、確保します。</p> <p>② 道路状況に特に支障のない場合は、神奈川県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池）から、給水車又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保します。</p> <p>③ 協定に基づき、協定締結事業者から飲料水を確保します。</p>
第2次確保	<p>市内に設置してある非常用貯水タンク（「耐震性非常用貯水タンク設置場所一覧表」参照）の貯水を汲み上げ、飲料水又は医療用水を確保します。</p> <p>なお、状況に応じ、非常用貯水タンクの水は、火災が発生しているときは消火用水として優先するとともに、消火後も二次火災の発生に備えるため、極力飲料水等としての使用は制限するものとします。</p>
第3次確保	<p>火災の発生がない場合は、消防部と協議し、各避難所において消火栓に臨時給水栓を取り付け、飲料水を確保します。</p>
第4次確保	<p>市内小・中学校等に設置してある耐震性プール（「耐震性プール（鋼板プール）設置場所一覧表」参照）の貯水をろ水機によりろ過し、又は化学処理を加えて飲料水を確保します。</p> <p>なお、他の方法により飲料水の確保が可能な場合は、プール貯水は主に生活用水として使用することとし、極力飲料水としての使用は制限するものとします。</p>
第5次確保	<p>県企業庁によって復旧された配水管に応急給水栓を設置し、飲料水等を確保します。</p>

(6) 給水用資機材等の調達

給水用資機材等の調達は、被災の状況に応じ、次の方法により行うものとします。

資機材等	調達の方法
ア 備蓄資機材	<p>本市が備蓄するろ水機、給水タンク、給水用布製容器、ポリタンク等、給水用資機材を、災害の状況に応じて適宜使用します。</p> <p>（「食糧、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表」を参照）</p>
イ 運搬車両	<p>総務部総務班に対し庁用自動車の使用を要請し、又は同班を通じトラック協会等へ給水タンク積載用トラック等の要請を行い、必要な車両を確保します。</p>
ウ その他必要な資機材等	<p>上記の方法によりなお不足する資機材等については、必要に応じて協定業者等から調達します。ただし、資機材等を購入することとなる場合は、事前又は事後に総合対策部財政班に報告します。</p>

(7) 他の自治体等への応援要請及び受入れ

ア 給水の応援要請

(ア) 総合調整班は、給水部の要請により給水量が不足する場合又は人員、資機材等の確保が困難であるときは、県企業庁と取り交わした「応急給水支援の事務処理に関する覚書」によるほか、本章「第16節 広域的応援体制」により、その必要とする給水量、人員等を把握し、相互応援協定都市等の他の地方公共団体若しくは県又は自衛隊（以下、本節においては「応援自治体等」という。）に対して給水に関する応援を要請します。

(イ) 広報班は、給水部の要請により報道機関等に対し、給水の応援、協力に関しての報道要請をします。

イ 応援自治体等の受入れ

(ア) 決定した応援自治体等（自衛隊は除く）の受入れは救援対応部が、自衛隊は総合調整班が行い、宿泊場所の案内等受入れに係る必要な手続きを行った後、給水部に引き継ぐものとします。

(イ) 給水部は、当該応援隊の現地への誘導、業務の事前調整等を行い、当該業務が終了するまで連絡、調整等にあたります。また、必要に応じて、活動状況を総合調整班に報告するものとします。

(8) 飲料水等の搬送

ア 搬送の方法

飲料水等を確保し、医療施設、一般給水拠点等まで搬送する方法は次のとおりとします。ただし、被害の状況に応じ、その都度最も適切な方法により搬送するものとします。

搬送の方法	内容
(ア) 災害対策本部職員による搬送	給水部を主とする関係職員により直接搬送します。
(イ) 防災関係民間団体等による搬送	本章「第14節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務委託し、搬送します。
(ウ) 応援自治体、自衛隊等による搬送	本章「第16節 広域的応援体制」により他の地方公共団体に対しては総合対策部総合調整班、自衛隊等へは県を通じ協力を要請し、搬送します。
(エ) ボランティア等による搬送	ボランティア部との協議により、個人又は団体等のボランティアに協力要請し、搬送します。

イ 搬送の対象地域割り

平塚配水池、非常用貯水タンク及び協定締結事業者等からの飲料水等を搬送する場合の対象地域割りについては、災害の状況、火災発生の状況、道路状況及び車両の到達状況等を考慮し、給水部給水班が避難部等と協議し、その時点で最も効率的な地域割りを行うものとします。

(9) 県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者との連携

飲料水等の確保及び給水にあたっては、神奈川県企業庁平塚水道営業所及び協定締結事業者と緊密な連携を保ち、相互に協力し、円滑な給水活動が行われるよう努めます。

なお、給水部は協定に基づき、給水に必要な自家発電機の燃料の手配を総務部総務班に要請し、燃料の搬入を行うとともに、現地協力要員の派遣を行い、円滑な給水活動が行わ

れるよう努めます。

(10) 給水費用及び期間

ア 災害救助法による費用の範囲及び給水期間

飲料水の供給を実施するため支出する費用及び供給する期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

(ア) 費用の範囲

飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とします。

(イ) 給水の期間

飲料水の供給を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とします。

イ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして厚生労働大臣と協議のうえ、災害救助法等の定める期間の範囲を超えて、飲料水等の給水に係る費用を支出し、又は給水を行うことができます。

2 食糧供給対策

(1) 実施機関

被災者等に対する炊出しその他による食品（以下、本節においては「食糧等」という。）の供給は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際に、県知事の委託を受けた場合には市長が行います。

(2) 供給業務の手順及び分担

ア 供給業務の基本的手順

食糧等を調達し、又供給するための供給業務の基本的手順は「食糧等の供給業務の基本的手順」とおりとします。

イ 供給業務の分担

上記手順に係る災害対策本部の業務分担は次のとおりとします。ただし、新たな業務が生じた場合等は、関係部等が相互に協力し処理します。

関係部等	分担業務
避難部 住宅・公園部	① 被災者等への食糧等の数量等の把握 ② 避難所又は公園等における被災者等への食糧等の供給、炊出し ③ 分散備蓄庫（学校施設内備蓄倉庫）の食糧等の配分 ④ 食糧部への必要食糧等の調達要請
食糧部	① 必要食糧等の全体的な数量等の把握 ② 協定業者、協定都市、県等に対する調達要請 ③ 調達食糧の受入れ、分別、保管、配分及び避難所等への搬送 ④ 海上輸送基地との連絡、調整
避難部給食班	① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食 ② 学校給食共同調理場及び学校給食施設の利用調整

(3) 供給の対象者

食糧等の供給の対象者は次に掲げる者のうち、被害の状況及び被災者の状況等を考慮し、市長が決定します。

ア 被災者等

- (ア) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるため、避難所等に避難した者
- (イ) 住家に被害を受け、炊飯ができない者
- (ウ) 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- (エ) 水道や電気等の機能停止により炊飯ができない者
- (オ) 市内の旅行者又は一時滞在者等で帰宅困難な者
- (カ) 救助作業、急迫した災害の防止作業及び応急復旧作業に従事する者（これらの者については災害救助法の配給対象とはされない。）
- (キ) その他市長が必要と認める者

(4) 供給の方法

ア 現物による供給

食糧等の供給は、被災者等が直ちに食することができる現物により行います。

イ 供給の方法

被災者等への食糧等の供給は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとします。

供給の方法	内容
(ア) 市の備蓄食糧の供給	ひらつかアリーナ又は避難所等に備蓄してある長期保存食等を供給します。
(イ) 米飯の炊出し	協定業者又は農林水産省（県知事に要請）等から調達した米穀により自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊出しを行います。
(ウ) 協定業者等から調達した食糧等の供給	協定を締結している料理飲食業組合や業者等から調達したおにぎり、飲料水（ペットボトル）、インスタント食品、パン、牛乳、弁当、果物、調味料等を供給します。
(エ) 救援食糧等の供給	相互応援協力協定都市等、市内外から寄せられた救援食糧等を供給します。
(オ) 乳幼児に対する粉乳の供給	粉乳を協定業者等から調達し供給します。

ウ 供給の内容及び回数等

食糧等の供給の内容、回数及び量は、時間的経過に伴う被災者の食糧等に対するニーズの変化や栄養面等を考慮し行うものとします。

エ 供給の場所

食糧等の供給は、原則として避難所で行います。ただし、当該施設の定員、被害の状況等により必要な場合は、公園等の適当な場所で行います。

オ 避難所運営委員会等による供給

避難所における米飯の炊出し又は食糧等の供給は、避難所運営委員会が主体となって行います。

なお、避難所以外での供給については、避難部避難班及び住宅・公園部避難誘導班が連携して行います。

カ 供給上の配慮

食糧の供給にあたっては、特に次の点に留意するものとします。

- (ア) 時間的経過の中での被災者の要望等の把握
- (イ) 高齢者、障がい者、乳幼児等要援護者及び負傷者に対する配慮
- (ウ) 迅速性、確実性、公平性の確保
- (エ) 衛生の確保

(オ) 食物アレルギーへの配慮

(5) 食糧等の調達

ア 米穀の調達

米穀の調達は、原則として、次の方法及び順位により行います。

調達の方法	内容
(ア) 地元協定業者からの調達	被災者に対して炊き出し等の必要がある場合は、協定に基づき調達します。
(イ) 県の協定業者からの調達	協定業者からの米穀の調達が困難な場合は、県知事に対し支援要請を行い、県が協定を締結している業者等から調達します。
(ウ) 政府所有食糧(米穀)の調達	① 災害救助法が発動された場合で、政府所有食糧(米穀)が必要なときは、農林水産省所管政府所有米穀の供給に関して、知事に供給の協議を要請し調達します。 ② 市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けえない場合には、災害救助法発動期間中は、農林水産省(生産局農産部貿易業務課)に要請します。

イ その他の食糧等の調達

米穀以外の食糧等の調達は、次の方法及び順位により行います。

調達の方法	内容
(ア) 協定業者からの調達	弁当、パン及び麺類等の主食並びに副食、調味料、缶詰及び乳幼児用の粉乳等については、必要に応じて協定業者から適宜調達します。
(イ) 県の協定業者からの調達	協定業者からの調達が困難な場合は、県知事に対し支援要請を行い、県が協定を締結している業者等から調達します。

ウ 調達の要請手続き

(ア) 協定業者から調達する場合の手続きは、協定先の連絡者を通じて行うものとします。

(イ) 協定業者については、資料編の「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定」及び「食糧、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表」を参照します。

(ウ) 食糧部及び総合対策部は、協定を締結している米穀販売業者及び大規模小売店等における食糧等の緊急放出可能量の把握確認に適宜努めるものとします。

(エ) 食糧等の調達に関する要請の手続きは食糧部食糧調達配送班が行いますが、県知事への要請については、総合対策部総合調整班を通じて行うものとします。

(6) 救援食糧等の取扱い

ア 救援食糧等の調達要請

(ア) 米穀、食料品の調達において、上記の方法による調達が困難であるとき、又は数量が不足するときは、その必要とする食糧の種類、数量等を十分に把握し、相互応援協定都市又は県に対して調達の応援を要請します。

(イ) 必要な場合には、報道機関等へも調達の応援に関する協力を要請します。

イ 受入れ及び保管

(ア) 救援食糧等の受入れの場所は、総合防災基地とします。

(イ) 救援食糧等の受入れ及び保管は、食糧部食糧調達配送班が総合防災基地の協力を得て行います。また、必要な場合は状況に応じて、ボランティア、民間団体等の協

力を得て行うものとしします。

(ウ) 総合防災基地は、あらかじめ受入れに備えて、車両の進入路の確保、保管場所の指定等の措置を行います。

ウ 分別及び出納

(ア) 救援食糧等の分別及び出納は、食糧部食糧調達配送班が総合防災基地の協力を得て行います。また、上記イ同様必要な場合は状況に応じて、ボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとしします。

(イ) 分別は、集積食糧等の状況の他、災害の状況、搬送手段の状況、避難所の状況等を考慮し、最も効果的な方法により行います。

(ウ) 救援食糧等の受入れ及び払出しの出納は、状況に応じ適切な方法をもって行います。

(7) 食糧等の搬送

ア 搬送の方法

食糧等を調達し、一時的な集積場所又は供給場所である各避難所等まで搬送する方法は次のとおりとし、状況に応じてその都度最も適切な方法により搬送します。

搬送の方法	内容
(1) 災害対策本部職員による搬送	食糧部を主とする災害対策本部職員により直接搬送します。
(2) 防災関係民間団体等による搬送	本章「第14節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務委託し、搬送します。
(3) ボランティア等による搬送	ボランティア部との協議により、個人又は団体のボランティア等に協力要請し、搬送します。
(4) 協定業者による直接搬送	調達する食糧等の納入にあわせて、当該協定業者に協力要請し、直接目的の場所まで搬送します。

イ 一時集積場所

調達した食糧等を被災者に供給するまでの間、一時的に集積、保管をする必要がある場合の場所は原則として総合防災基地とします。

一時集積場所	状況
総合防災基地	① 大量の食糧等を一時的に集積、保管するとき ② 配分方法等が決定していない食糧等を一時的に集積、保管するとき ③ 仕分け、分類が必要な食糧等を一時的に集積、保管するとき ④ その他の施設で集積、保管することが適切でないと認められる食糧等を一時的に集積、保管するとき

(8) 供給の費用及び期間

ア 災害救助法による費用の範囲及び供給期間

食糧等の供給のため支出する費用及び供給の期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

(ア) 費用の範囲

食糧等の供給を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とします。

(イ) 供給の期間

炊出しその他による食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とします。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に

3日分以内のものを現物により支給することができます。

イ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして厚生労働大臣と協議のうえ、災害救助法等の定める期間の範囲を超えて、食糧等の供給に係る費用を支出し、又は供給を行うことができます。

3 生活必需物資等供給対策

(1) 実施機関

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品（以下本節においては「物資等」という。）の給与又は貸与（以下本項においては「供給」という。）は、市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際に、県知事の委託があった場合には市長が行います。

(2) 供給業務の手順及び分担

ア 供給業務の基本的手順

物資等を調達し、又供給するための供給業務の基本的手順は「物資等の供給業務の基本的手順」のとおりとします。

イ 供給業務の分担

上記の手順に係る災害対策本部における業務分担は次のとおりとします。ただし、新たな業務が生じた場合等は、関係部等が相互に協力し処理します。

関係部等	分担業務
避難部 住宅・公園部	(ア) 被災者の必要物資等の数量等の把握 (イ) 避難所又は公園等における被災者への物資等の供給 (ウ) 分散備蓄庫（学校施設内備蓄倉庫）及び資機材倉庫の物資等の配分 (エ) 総務部総務班への必要物資等の調達要請
総務部	(ア) 必要物資等の全体的な数量等の把握 (イ) 協定業者、協定都市、県等に対する調達要請 (ウ) 調達物資等の受入れ、保管、配分及び避難所等への搬送 (エ) 海上輸送基地との連絡、調整

(3) 供給の対象者

物資等の供給は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行います。

(4) 供給の範囲

ア 供給の品名

供給を行う物資等は、被災状況、物資調達状況等を考慮し、必要と認めた最小限度のものとしします。

イ 供給の区分の決定

物資等を被災者に供給する場合、「給与」又は「貸与」のいずれとするかについては、被災状況、調達状況等を考慮し、その都度決定します。

(5) 供給の方法

ア 供給の方法

(ア) 物資等の供給は、状況に応じて必要の都度行います。

(イ) 物資等の供給は、状況に応じて次のいずれかの区分により行うものとしします。

供給区分	内容
個人供給	被災者一人一人に供給するもの
世帯供給	各世帯に供給するもの
被害供給	被害の程度により供給するもの
特別供給	乳幼児、高齢者、障がい者等に特別に供給するもの

(ウ) 物資等の供給は、原則として自主防災組織を単位に数量等を取りまとめ、避難所運営委員会を通じて行うものとします。

イ 避難所運営委員会等による供給

避難所における物資等の供給は、避難所運営委員会が主体となって行います。

なお、避難所以外での供給については、避難部避難班及び住宅・公園部避難誘導班が連携して行います。

ウ 供給の場所

物資等の供給は、食糧等の供給に準じ、原則として避難所で行います。ただし、当該施設の収容定員、被害の状況等により必要な場合は、公園等の適当な場所で行うものとします。

エ 供給上の配慮

物資等の供給にあたっては、特に次の点に留意するものとします。

(ア) 時間的経過の中での被災者の要望等の把握

(イ) 高齢者、障がい者、乳幼児等要援護者及び負傷者に対する配慮

(ウ) 供給の迅速性、確実性、公平性の確保

(エ) 季節性の配慮

(6) 物資等の調達

ア 調達の方法

物資等の調達は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとします。

調達の方法	内容
(ア) 市の備蓄物資等の放出	総合防災基地又は避難所等に備蓄してある物資等（「食糧、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表」を参照）を放出します。
(イ) 協定業者等からの調達	応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定業者等「資料編の「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定」等参照）に協力を要請し調達します。
(ウ) 応援協定都市からの調達	相互応援協力協定都市に救援を要請し調達します。
(エ) 県からの調達	上記の各方法による他、必要な場合には、県が保有する物資等を県に対し要請し調達します。

イ 調達物資等の把握及び措置

調達物資等の数量、品目等の把握及び必要な措置は、次により行います。

関係部等	把握及び必要な措置の方法
避難部	避難部は、各避難所等で物資等が必要なときは、その品目、数量等を把握し、総務部へ調達の要請を行います。
住宅・公園部	住宅・公園部避難誘導班は、公園、空き地等に避難した者に対し、供給する必要があると認めるときは、その品目、数量等を把握し、総務部総務班へ調達の要請を行います。
総務部	<p>総務部は、避難部及び住宅・公園部と連携を取り、調達を必要とする物資等の品目、数量、集積場所等の把握に努め、次のとおり措置します。</p> <p>(ア) 総合防災基地及びその他の倉庫等の備蓄物資等の放出</p> <p>(イ) 協定業者等、応援協定都市又は県に対する調達の要請（協定都市及び県への要請は総合対策部総合調整班を通じて要請します。）</p> <p>(ウ) その他物資等の調達に関する必要な措置</p>

(7) 救援物資等の取扱い

ア 救援物資等の要請

(ア) 調達物資又は一般からの任意の救援物資等に品目、数量の不足等が生じたとき、若しくは新たな物資等が必要となったときは、総合対策部総合調整班を通じて県又は他の地方公共団体等へ救援を要請します。

なお、必要な場合には、報道機関等へも救援に関しての報道協力を要請します。

(イ) 上記の救援要請を行う場合は、物資等の種類、数量、搬送方法、搬送場所等必要な事項を極力要請先に示すとともに、その受入れ体制を整え、救援物資の効率的かつ迅速な取扱いに努めるものとします。

イ 受入れ及び保管

(ア) 救援物資等の受入れの場所は、総合防災基地とします。

(イ) 救援物資等の受入れ及び保管は、総務部総務班が総合防災基地の協力を得て行います。また、必要な場合はボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとします。

(ウ) 総合防災基地は、あらかじめ受け入れに備えて、車両の進入路の確保、種類ごとの保管場所の指定等の措置をするものとします。

ウ 分別及び出納

(ア) 救援物資等の分別及び出納は、総務部総務班が総合防災基地の協力を得て行います。また、必要な場合はボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとします。

(イ) 分別は、集積物資等の状況の他、災害の状況、搬送手段の状況、避難所の状況等を考慮し、最も効果的な方法により行うものとします。

(ウ) 救援物資等の受入れ及び払出しの出納は、状況に応じ適切な方法をもって行うとともに、その数量等の必要事項の記帳を行うものとします。

(8) 物資等の搬送

ア 搬送の方法

物資等を調達し、又は一時的な集積場所若しくは避難所等まで搬送する方法は次のとおりとし、状況に応じてその都度最も適切な方法により搬送します。

搬送の方法	内容
(ア) 災害対策本部職員による搬送	総務部を主とする関係職員により直接搬送します。
(イ) 防災関係民間団体等による搬送	本章「第14節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対して、協力を要請し、又は業務委託し、搬送します。
(ウ) ボランティア等による搬送	ボランティア部と協議し、個人又は団体等のボランティアに協力要請し、搬送します。
(エ) 協定業者による直接搬送	調達する物資等の納入にあわせて、当該協定業者に協力要請し、直接目的の場所まで搬送します。

イ 一時集積場所

調達した物資等を被災者に供給するまでの間、一時的に集積、保管をする必要がある場合の場所は、「本節2 食糧供給対策」の一時集積場所の扱いに準じます。

4 関係各部における搬送の調整・連携

(1) 搬送における調整

ア 効率的な搬送の実施

飲料水、食糧、物資等の搬送を行う場合は、他の部に係る搬送との調整を図り、効率的な搬送に努めます。

イ 運行調整

搬送に要する車両を調達し、又は運行管理するに際し、搬送関係各部と密接な連絡を取り、効率的な車両運行が行われるよう努めます。

(2) 関係各部との連携

救援食糧や救援物資等の受入れ、保管、分別業務を行うにあたっては、関係各部との連携、協力を密にし、効率的に業務が遂行されるよう努めます。

【関係資料】

3-1 災害救助法施行細則

3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等

4-1 耐震性プール（鋼板プール）設置場所一覧表

4-2 耐震性非常用貯水タンク場所一覧表

4-5 食糧等の供給業務の基本的手順

4-6 物資等の供給業務の基本的手順

4-7 食糧、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表

8-1 食糧、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第10節 教育対策

【担当部】 避難部 住宅・公園部

【関係機関】 教育施設

1 実施機関

- (1) 市立学校（市立幼稚園、市立小学校及び市立中学校をいう。）における応急教育は、県教育委員会及び市教育委員会が実施します。
- (2) 県立学校、私立学校における応急教育は、それぞれの設置者が実施します。
- (3) 教育施設の応急復旧、学用品等の支給等については県、市、私立学校の設置者がそれぞれの責任において実施します。

2 児童等の安全確保

学校（園）長は、「平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）」に基づき、学校災害対策本部を設置し、平塚市教育委員会災害対策本部と連携しながら、各学校等の実情に合わせて、災害時における児童・生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の安全を確保、避難誘導、保護者への引き渡し等を行うとともに、次に掲げる項目に定められた応急対策を行います。

3 市の教育施設の応急復旧対策

- (1) 被害状況等の報告
学校（園）長は、災害が発生したときには、速やかに次の事項について教育委員会に報告します。
 - ア 施設、設備及び敷地の被害状況
 - イ 児童等の被災状況
 - ウ 教職員の被災状況
 - エ その他応急措置を必要と認める事項
- (2) 避難所との調整
学校施設を避難所として開設する場合は、被害の状況を確認し、避難所として利用する施設、設備等の安全点検を実施し、学校施設の利用について避難所運営委員会において協議、調整するものとします。
- (3) 応急復旧対策
教育施設の被災により授業が長期間にわたり中断することを避けるため、教育委員会は、次により必要な措置を講じます。
 - ア 被害箇所等の応急修理
軽易な校舎等の被害については、応急修理等を実施し、できる限り教室を確保します。また、被害が甚大で、応急修理では使用に耐えられない場合は、一時学校を閉鎖し、完全復旧まで管理します。
 - イ 学校の相互利用
災害により教室の不足が生じた場合は、授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を「応急教育実施計画」を基本とし、相互利用します。
 - ウ 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等を建設し授業の早期再開を図ります。

エ 公共施設の利用

相互利用や仮設校舎の建設が不可能な場合には、社会教育施設等その他の公共施設を利用して授業の早期再開を図ります。

4 応急教育の実施

(1) 応急教育の実施

学校（園）長は、施設の応急復旧の状況、避難状況、教職員、児童等の被災状況等を勘案し、授業の完全実施が不可能な場合は、可能な授業形態により教育委員会と協議した上で応急教育を実施します。

(2) 学用品の供給

災害救助法が適用された場合、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を供給します。

なお、災害救助法が適用されない場合には、災害規模、被害の程度により、災害救助法に準じ供給を行います。

(3) 応急教育に伴う給食

応急教育を再開したときは、次に掲げる場合を除き、速やかに給食が実施できるよう措置するものとします。ただし、献立、配給、配膳等給食の実施の方法については、その時の状況により教育委員会が別に定めるところによります。

ア 感染症の発生、その他危険が予想される場合

イ 災害により給食物資が入手困難な場合

ウ 学校給食設備（給食設備を有する学校）が避難者の炊き出しや給食のために使用される場合

エ 学校給食共同調理場が避難者の炊き出しや給食のために使用される場合

オ 給食施設が被災し、給食の実施が不可能となった場合

カ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(4) 教職員の確保

教職員の被災により通常の教育が実施できない場合は、教育委員会は教職員の臨時的派遣、教職員の臨時的任用の要請を行う等必要な教職員の確保に努めます。

【関係資料】

3-1 災害救助法施行細則

3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等

7-1 市内小中学校一覧表

7-2 応急教育実施計画

7-3 市内幼稚園一覧表

7-4 市内高等学校一覧表

7-5 その他学校一覧表

7-6 市内保育園一覧表

第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

【担当部】	総合対策部 総務部 食糧部 給水部 医療救護部 環境衛生部 土木復旧部 避難部 消防部 各関係部
【関係機関】	県公安委員会 平塚警察署 道路管理者 神奈川県 自衛隊 神奈川県トラック協会 平塚地区支部 平塚建設業協会 平塚市漁業協同組合 神奈川県タクシー協会 日本郵便㈱

1 道路交通の応急対策

(1) 交通支障箇所等の情報収集

土木復旧部土木情報班は、次により市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所又は交通の支障箇所の早期発見に努めます。また、国道、県道の状況についても関係機関等からの情報掌握に努めます。

ア 収集する情報の範囲

- (ア) 道路支障箇所の情報収集
- (イ) 渋滞等の発生状況
- (ウ) 各種交通機関の状況
- (エ) その他交通状況の情報収集

イ 情報収集の方法

- (ア) 総合対策部総合調整班から収集します。
- (イ) 官公署、避難所等から収集します。
- (ウ) 市内タクシー業者等からの協定に基づく情報の提供を受けます。
- (エ) 道路パトロールを実施し、収集します。
- (オ) その他可能な方法により収集します。

(2) 関係機関への通報

ア 市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所についての通報

土木情報班は、市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について、総合対策部総合調整班に連絡するとともに、県土木事務所、平塚警察署及び関係機関に速やかに通報します。

イ 国道、県道の支障箇所についての通報

土木情報班は、国道、県道の支障箇所について、各道路管理者、平塚警察署等からの情報収集に努め、情報を収集した場合には、速やかに総合対策部総合調整班に連絡するとともに、災害対策関係機関に通報します。

(3) 交通規制に関する措置

ア 被災地内の交通規制

- (ア) 道路管理者、県公安委員会、平塚警察署は、交通施設、道路等の危険な状況を発見したとき、若しくは危険が予想されるとき又は緊急輸送の確保の必要があるとき等は、「イ 交通規制の実施責任者等」に掲げる範囲において、それぞれ関係機関と密接な連絡をとり、速やかに必要な規制を行います。

- (イ) 交通規制を行うときは、実施責任者は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第32条第1項の規定による標示を設置し、テレビ・ラジオ等のマスコミ、交通情報、広報車両等を利用し、一般に周知するものとします。

イ 交通規制の実施責任者等

関係法令に基づく交通規制の実施責任者、範囲等は、次表のとおりとなっています。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法（昭和27年法律第180号） 第46条 第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	1 道路交通法（昭和35年法律第105号） 第4条 第1項 2 災対法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条 第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	道路交通法 第6条 第4項

ウ 自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、災対法第76条の3により、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他の移動を命ずるか、自ら当該措置をとることができます。

(4) 緊急通行車両確認証明書の交付

災対法第50条第2項に規定する災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両等については、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるものとします。

なお、緊急通行車両の対象、交付手続き等については次のとおりとします。

ア 緊急通行車両の対象

緊急通行車両は次に掲げる業務に従事する車両とします。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告・指示等
- (イ) 消防、水防その他の応急措置
- (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- (エ) 施設及び設備の応急復旧
- (オ) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (カ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (キ) 緊急輸送の確保
- (ク) その他災害対策のため、市長が必要と認めた車両

イ 事前届出手続き

各部は、災害応急対策活動を迅速に行うため、災害応急対策のために使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部）に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくものとします。

ウ 交付手続き

災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記イの事前届出済の車両については直ちに各部が確認証明書を平塚警察署又は交通検問所に提出し、標章の交付を受け、各該当車両に添付するものとします。

(5) 道路等の応急復旧措置

道路等の交通支障箇所については、災害応急対策上重要な道路や交通の安全上必要な箇所を優先して応急復旧措置を行います。

ア 実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とします。

イ 応急復旧措置

(ア) 市が管理する道路については、損壊等により通行に支障があるときは、当面必要最小限の範囲で応急復旧を行うものとします。

(イ) 市は自己の管理する道路、橋りょう等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、本章「第16節 広域的応援体制」等により知事、他自治体、協定団体等に対して復旧の応援を要請します。この場合それらの要請により派遣される応援隊は、市災害対策本部の指揮に基づき応急対策に従事するものとします。

(ウ) 既設道路のすべてが損壊し、他に迂回路等がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、各道路管理者と協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとします。

ウ 経費

道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該道路管理者の負担とします。

2 輸送対策

(1) 輸送業務の実施機関等

災害応急対策に必要な要員、飲料水、食糧、物資、資機材及び被災者の輸送等は、それぞれの業務を所管する災害対策本部の各部又は防災関係機関が行います。

(2) 輸送の対象と輸送順位

応急対策上の輸送の対象とするもの及び輸送の順位は次のとおりとします。ただし、災害の状況及び輸送力の確保の状況等により、この定めにより難しい場合は、災害対策本部関係各部又は関係機関がそれぞれ協議又は調整し、行うものとします。

ア 輸送の対象

輸送の対象	内容
(ア) 人員の輸送	① 被災者又は避難者のうち緊急に輸送する必要のある者 ② 医療及び助産関係者 ③ その他応急対策に必要な人員
(イ) 物資等の輸送	① 飲料水及び食糧 ② 生活必需物資 ③ 救援物資 ④ 医薬品及び医療器材 ⑤ その他応急対策に必要な資機材、燃料

イ 輸送の順位

輸送の円滑な実施を図るため、上記の輸送を行う場合は、原則として次の順位により行うものとします。

(ア) 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

(イ) 災害の拡大防止のために必要な輸送

(ウ) その他災害応急対策のため特に必要又は緊急な輸送

(3) 輸送の手段

輸送は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度又は被災地域の交通状況等を考慮し、次の手段及び方法等により適宜効率的かつ柔軟な対応をとるものとします。

輸送の手段	輸送の方法
ア 車両による輸送	道路交通が確保されている場合に、車両を確保し、あらかじめ指定されている緊急輸送路等を利用して輸送します。
イ 鉄道による輸送	遠隔地から本市内に物資等を輸送する必要がある場合で、車両による陸上輸送が不可能なときは、JR又は小田急に協力要請し、輸送します。
ウ 船舶による輸送	車両及び鉄道による陸上輸送が不可能な場合又は船舶輸送の方が効率的な場合等は、船舶を確保し、海上輸送基地（平塚新港）又は大磯港に輸送します。
エ 航空機による輸送	陸上輸送が全て不可能な場合又は災害により孤立した山間部等の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプターを確保し、輸送します。

(4) 輸送力の確保

ア 車両の確保

(ア) 緊急時配車計画の作成

a 総務部総務班は、地震災害が発生し、応急対策のため車両による人員又は物資等の輸送が必要と判断したときは、被害の状況等輸送に関する情報の収集に努めるとともに、給水部及び食糧部等輸送に関係する部と協議し、必要な車両を確保し、効率的に配車するための「緊急時配車計画」を速やかに作成します。

b 総務部総務班は、上記の「緊急時配車計画」に基づき、次に掲げる方法等により必要な車両を確保します。

(イ) 市保有車両（公用車）の確保

市が保有する車両については、総務部総務班があらかじめ別に定める「緊急時配車計画」により確保します。

(ウ) バス、乗用車、貨物自動車等の確保

公用車が不足する場合は、必要に応じてバス、乗用車（タクシー）、貨物自動車及び特殊車両等を、次の機関に対しそれぞれの協定等に基づき協力を要請して確保します。

車両の種類	機関名	協定等
バス	神奈川中央交通(株)平塚営業所	指定地方公共機関
タクシー	(社)神奈川県タクシー協会 相模支部平塚地区会	タクシー無線による災害時情報通信等の協力に関する協定
貨物自動車	(社)神奈川県トラック協会 平塚地区支部	指定地方公共機関 災害時における貨物自動車輸送に関する協定
特殊自動車	(社)神奈川県トラック協会 平塚地区支部	指定地方公共機関 災害時における貨物自動車輸送に関する協定
	(社)平塚建設業協会	災害時における応急復旧活動に関する協定

イ 船舶の確保

船舶については、総務部総務班が海上輸送基地及び関係部と協議、調整し、平塚市漁業協同組合に協力を要請して確保します。

ウ ヘリコプターの確保

ヘリコプターについては、総務部総務班が総合対策部総合調整班を通じ、本章「第16節 広域的応援体制 2 自衛隊に対する災害派遣要請」に基づき、県知事に対して自衛隊のヘリコプター派遣を要請します。

エ その他輸送力の確保

上記の方法でも必要な輸送力が確保できない場合には、次の方法等により確保します。

- (ア) 相互応援協定都市又は他の地方公共団体に対し協力を要請します。
- (イ) 車両等を所有する市内の民間団体等又は市民に対し協力を要請します。
- (ウ) 輸送関係のボランティア活動を希望する市外の個人、団体等に対し協力を要請します。
- (エ) 神奈川県又は自衛隊に対して協力を要請します。

オ 燃料の確保

市保有の車両及び災害応急対策実施のため必要とする車両及び給水に必要な自家発電機の燃料については、総務部総務班が協定に基づき、次の機関から確保します。

要請先	協定等
神奈川県石油業協同組合湘南支部	災害時における油類の支援に関する協定

(5) 協力要請の手続き

関係機関等に対して車両等の確保の協力要請を行うときは、それぞれの機関等の連絡責任者等を通じ、業務の内容、必要台数、運転者の必要の有無、期間、使用場所等を明らかにして行うものとします。

(6) 輸送用車両基地等

物資等の輸送を行うための輸送用車両基地は次のとおりとします。なお、輸送業務を行うにあたっては、飲料水、食糧、生活必需物資等の各対策計画による他、道路の被害状況、輸送物資等の内容及び集積車両台数等を考慮し、適切な場所を利用するものとします。

ア 輸送用車両基地

総合公園内駐車場（北駐車場及び北自由広場）とします。

イ 海上輸送基地

平塚新港とします。ただし、場合によっては大磯港とします。

ウ ヘリコプター臨時離発着場

「自衛隊ヘリコプター臨時離着陸場」に定める場所とします。

(7) 車両の出動等

ア 車両等の集合及び待機

輸送業務に従事する市の公用車及び輸送の要請を受けた関係車両は、「災害緊急輸送」の表示をして、特に要請時に集合先の指示のあったものを除き、原則として上記輸送用車両基地に集合し、出動の指示があるまで待機するものとします。

イ 配車及び出動の指示

(ア) 総務部総務班は、「緊急時配車計画」、集積車両台数及び輸送の緊急度等を考慮し、関係部と効率的な輸送調整をした上、関係部に対し配車します。

(イ) 配車された車両に対する業務内容の説明及び出動指示は、関係部が行います。

ウ 業務の完了報告

出動した車両が業務を完了した場合は、特に指示ある場合を除き、直ちに輸送車両基地へ戻り、その旨を総務部総務班に報告し、指示を受けるものとします。

- (8) 緊急通行車両標章の表示
輸送に従事する車両は、緊急通行車両の標章を表示して輸送業務にあたるものとし
ます。
- (9) 平塚市における緊急輸送路の指定等
- ア 平塚市における緊急輸送路の指定
- (ア) 本市に係る緊急輸送を確保するため、県公安委員会が指定する「緊急交通路」及
び県が指定している「緊急輸送道路」の他に平塚市における「緊急輸送路(市指定)」
を指定します。この輸送路は、災害対策本部、総合防災基地、海上輸送基地及び各
避難所を効率的に結びかつ循環するルートとします。
- (イ) 平塚市における緊急輸送路は、「緊急輸送路(市指定)」のとおりとします。
- イ 緊急輸送路の確保
- (ア) 情報収集と輸送路の確保
大規模な地震が発生したときは、土木復旧部土木情報班は、道路及び緊急輸送路
関係の被害情報の収集を行うとともに、速やかに緊急輸送路の確保に努めます。ま
た、本ルートの通行に支障を生じたときは、速やかに適切な迂回路の設定を行い、
補助輸送ルートを確認するものとします。
- (イ) 関係機関等への通報
土木復旧部土木情報班は、収集した輸送に関する情報を整理し、総合対策部総合
調整班に報告するとともに、防災関係機関に通報します。

3 障害物の除去対策

- (1) 障害物の情報収集及び危険回避措置
- ア 情報の収集及び提供
道路管理者、河川管理者及び市長等の各実施機関は、障害物の除去対策を行うにあ
たり、それぞれ情報の収集を行うとともに、必要な場合は各防災関係機関に情報を提
供します。
- イ 市における情報の収集
- (ア) 市民等からの通報による情報や職員による市内パトロールの実施により得た情報
等により障害物の概要を把握します。
- (イ) 土木復旧部は情報を集約し、必要により現場の状況を確認し、対策を決定します。
取りまとめた情報については随時総合対策部総合調整班へ連絡します。また、除去
の予定や進捗状況についても、随時総合対策部総合調整班へ連絡し、広報に努めま
す。
- ウ 危険回避の措置
実施機関は、障害物の状況等により、直ちに除去等の対策がとれない場合には、市
民の生活や交通の安全確保のため、応急的な安全対策措置をし、危険回避に努めます。
- (2) 障害物の除去
- ア 障害物の除去の実施機関
障害物の除去は市が実施しますが、障害物が市の管理に属さない道路上、又は河川
にある場合は、それぞれの管理者が除去します。
- イ 障害物の除去の対象
災害時における障害物の除去の対象は、概ね次のとおりとします。
- (ア) 市民の生命、財産などの保護のため除去を必要とする障害物
- (イ) 避難、救援等緊急に応急措置を実施するため除去を必要とする障害物

- (ウ) 河川の氾濫、護岸決壊等を防止するため除去を必要とする障害物
 - (エ) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては、除去できない障害物
 - (オ) その他、公共的立場から除去を必要とするもの
- (3) 除去の方法
- ア 実施方法
 - (ア) 道路等の障害物除去は、道路管理者が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、平塚建設業協会等の協力を得て行います。
 - (イ) 河川等の障害物除去は、河川管理者が被害状況に応じ平塚建設業協会等の協力を得て行います。
 - (ウ) 住居に係る障害物の除去は、比較的小規模のものについては、土木復旧部が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、平塚建設業協会等の協力を得て行います。除去内容は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとします。
 - (エ) 障害物の状況に応じて、本章「第 16 節 広域的応援体制」等により知事、他自治体、協定団体等に対して応援を要請します。
 - イ 障害物除去の優先順位

障害物除去の実施に際して優先する道路は、次のとおりとします。

 - (ア) 災害の拡大防止、人命救助に必要な道路
 - (イ) 緊急輸送路に使用する道路
 - (ウ) 不通により住民の生活に著しい支障のある道路
 - (エ) その他必要と認める道路
 - ウ 他の道路管理者との協力

道路管理者が障害物の除去対策を進める場合には、他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して行うものとします。
 - エ 市道における障害物の除去

市道における障害物の除去は、土木復旧部が必要に応じ、平塚建設業協会、県又は、応援協定自治体等の応援、協力を得て実施します。
 - オ 障害物の集積場所

障害物除去に伴うガレキ及び廃材等の災害廃棄物は、本章「第 7 節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動」に定めるところにより処理するものとしますが、集積場所は概ね次のとおりであり、環境衛生部との連携により、迅速な処理に努めます。

 - (ア) 撤去した障害物は、応急的には付近の空き地、広場等に仮置きします。
 - (イ) 仮置きした障害物のうちガレキ、廃材等の集積場所は、災害の状況により環境衛生部や関係機関と協議して決定します。
- (4) 除去の費用
- 除去の費用は、災害救助法が適用された場合、災害救助法の定めるところによります。ただし、災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして厚生労働大臣との協議のうえ、災害救助法の定める期間の範囲を超えて障害物除去に係る費用を支出し、除去を行うことができます。
- また、災害救助法の適用がない場合は、災害救助法適用の場合に準じて市長が除去の必要を認めたものを対象に、障害物の除去を行います。

【関係資料】

- 3-1 災害救助法施行細則
- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3-29 ごみ収集関係車両一覧表
- 3-30 ごみ処理施設等一覧表
- 3-37 自衛隊ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準
- 3-38 自衛隊ヘリコプター臨時離着陸場
- 3-39 自衛隊の宿营地及び車両基地の予定地
- 5-1 公用車両の所属、車種別保有台数一覧表
- 5-2 平塚市漁業協同組合所属漁船・平塚市漁業協同組合所属船舶（遊漁船）
- 5-3 交通対策様式
- 5-4① 緊急交通路指定想定路線（県公安委員会指定）
- 5-4② 緊急輸送道路（県指定）
- 5-5 緊急輸送路（市指定）
- 5-6 緊急輸送路図（市指定）
- 5-7 平塚警察署警備対策
- 8-1 食糧、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第12節 県警察・第三管区海上保安本部の 取組み

【実施機関】	神奈川県警察 第三管区海上保安本部
【関係部】	総合対策部 総務部 医療救護部 住宅・公園部 土木復旧部 ボランティア部 避難部 消防部

1 県警察による応急対策

県警察は、大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安について万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置等

大地震発生と同時に警察本部に警察本部長を長とする神奈川県警察災害警備本部を、警察署に警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、平塚市災害対策本部が設置された場合は必要に応じ要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

イ 警備部隊等の編成

別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行います。

(2) 災害応急対策の実施

県警察は、市災害対策本部等関係機関と連携して次の対策を実施します。

ア 情報の収集・連絡

災害警備活動上必要な情報を収集し、収集した情報を必要により関係機関へ連絡します。

イ 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出、救助活動を実施します。又、平塚警察署長は、防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

ウ 避難の指示等

警察官は、災対法第61条又は現場の状況に応じ、警察官職務執行法第4条により避難の指示、又は避難の措置を講じます。

エ 津波対策

津波注意報又は警報が発表された場合、又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な津波注意報及び警報の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行います。

オ 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて一般車両の通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

カ 治安対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積

地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

キ ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体等との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災市民等の不安除去等を目的とするボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

2 第三管区海上保安本部による応急対策

第三管区海上保安本部は、地震災害が発生した場合において、海上における人命、財産の保護及び救助並びに治安の維持にあたります。

(1) 災害応急体制の確立

第三管区海上保安本部は、地震災害が発生した場合において、災害応急対策を統一かつ強力に推進するため、災害の態様に応じて組織の編成及び職員の動員を行います。

(2) 第三管区海上保安本部が実施する応急対策

第三管区海上保安本部の行う応急対策は、次のとおりです。

ア 津波警報や地震情報等の周知

津波警報や地震情報等を入手したときは、直ちに安全通報により航行中の船舶に周知するとともに、船艇、航空機による巡回により、磯釣り客、港湾工事関係者等への周知に努めます。

イ 被災状況等の収集

関係機関と密接な連絡をとり、船舶、港湾施設、石油コンビナート、港湾における被災の状況等に関する情報を積極的に収集します。

ウ 捜索救助

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊により捜索救助を行います。

エ 傷病者等の緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資の緊急輸送について要請があったときは、速やかにその要請に応じます。

オ 救援物資の輸送

飲料水、食糧等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び他の地震防災応急対策の実施状況を考慮して要請に応じます。

カ 防除作業の指導

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油が排出されたときは、船艇、航空機により排出油の状況等を総合的に把握し、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行います。

キ 船舶交通の制限

海上交通安全を確保するため、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止をします。

ク 危険物積載船舶の保安

危険物積載船舶の保安について、関係機関等と密接な連絡をとり、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行います。

ケ 海上における治安維持

海上における治安を維持するために、巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防、取り締りを行います。

3 市災害対策本部との関係

市災害対策本部は、次に掲げる応急対策等の実施にあたり、警察等と密接な連絡をとり、各応急対策の迅速かつ的確な実施に努めます。

- (1) 第3節 災害時情報の収集と伝達
- (2) 第4節 救急・救助、消火及び医療救護活動
- (3) 第5節 避難対策
- (4) 第6節 津波対策
- (5) 第8節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動
- (6) 第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
- (7) 第14節 自主防災組織等の活動

【関係資料】

5-7 平塚警察署警備対策

第13節 ライフラインの応急復旧活動

【実施機関】	東京電力(株)平塚支社 東京ガス(株)湘南導管ネットワークセンター 東日本電信電話(株)神奈川支店 県企業庁平塚水道営業所 平塚市土木部 東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅 神奈川中央交通(株)平塚営業所 日本通運(株)西神奈川支店 (社)神奈川県トラック協会平塚地区支部 (公社)神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会
【関係部】	総合対策部 その他関係部

1 情報連絡及び連携体制の確保

各関係機関及び市災害対策本部は、次に掲げる情報連絡等を行い情報の共有化に努めるとともに、相互協力により円滑な応急対策実施のための連携体制を確保します。

(1) 市災害対策本部への連絡

各関係機関は、本部班に対し、次に掲げる事項について適宜連絡を行います。

ア 各関係機関の施設の被害状況

イ 各関係機関における応急対策の状況

ウ 各関係機関所管施設の応急復旧の見通し

(2) 市災害対策本部情報の連絡及び必要な対応の協議

市は、各関係機関に対し災害対策本部の情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて関係機関と応急対策等について協議し、その実施の円滑化を図ります。

(3) 報道発表等の際の措置

各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため本部班にその内容を通知します。ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知します。

なお、本部班は、各関係機関からの通知を受けた場合、総合対策部広報班にその内容を伝達します。

(4) 市災害対策本部の広報媒体の活用

各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて本部班に要請し、本章「第3節 災害時情報の収集と伝達 2 災害広報」に定める広報媒体の活用を図ります。

なお、本部班は、各関係機関から市の広報媒体の活用に係る要請を受けた場合、速やかに総合対策部広報班に連絡を行い、その実施を図ります。

2 各関係機関等の応急対策

(1) 各関係機関の応急対策

次に掲げる関係機関は、それぞれの定める災害応急対策計画に基づき、その機能の安全を確保するための応急対策を実施します。

機 関 名
東京電力(株)平塚支社
東京ガス(株)湘南導管ネットワークセンター
東日本電信電話(株)神奈川支店
神奈川県企業庁平塚水道営業所
平塚市土木部
東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅
神奈川中央交通(株)平塚営業所
日本通運(株)西神奈川支店
(社)神奈川県トラック協会平塚地区支部

(2) (公社)神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会の応急対策

(公社)神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会は、「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書」に基づく応援要請を受けた場合には、平塚市ガス事業協同組合へ液化石油ガス（LPガス）及び液化石油ガス器具の確保及び供給に努めるよう連絡します。

【関係資料】

- 1-12 指定公共機関
- 1-13 指定地方公共機関（一部）
- 8-1 食糧、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表
- 12-1 東京電力(株)平塚支社災害応急対策計画
- 12-2 東京ガス(株)災害応急対策計画
- 12-3 東日本電信電話(株)神奈川支店災害応急対策計画
- 12-4 県企業庁平塚水道営業所災害応急対策計画
- 12-5 平塚市下水道災害応急対策計画
- 12-6 東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅災害応急対策計画
- 12-7 神奈川中央交通(株)災害応急対策計画
- 12-8 日本通運(株)西神奈川支店災害応急対策計画
- 12-9 (社)神奈川県トラック協会平塚地区支部災害応急対策計画

第14節 自主防災組織等の活動

【担当部】 各関係部

【関係機関】 市民、事業所等 自主防災組織 防災関係民間団体等

1 市民、事業所等

(1) 市民、事業所等の活動方針

市民、事業所等は、自らの身は自ら守る「自助」と地域で助け合う「共助」の考え方のもと、防災活動を実施します。

(2) 市民、事業所等としての活動

ア 市民としての活動

市民は、地震災害が発生したときは、次の活動を行うものとします。

(ア) 出火防止、初期消火活動の協力

(イ) 情報を収受したときの速やかな災害対策本部又は避難所への連絡

(ウ) 避難、給食等に際しての隣保協力

(エ) 被災者の救出、救護活動の協力

(オ) 自主防災組織活動の協力

(カ) 住居から一定期間離れる場合は、避難先、寄宿先等の表示をし、更に最寄りの避難所へ連絡

(キ) 避難所入所時又は移動時における名簿登録

(ク) その他、必要な災害応急対策業務の協力

イ 事業所等としての活動

事業所等は、地震災害が発生したときは、次の活動を行うものとします。

(ア) 当該事業所等の出火防止、初期消火活動

(イ) 従業員等の安全確保

(ウ) 帰宅困難な従業員等の保護

(エ) 地域における救助活動等の協力又は必要機材等の貸与、譲与

(オ) 地域における自主防災組織活動の協力

(カ) その他、必要な災害応急対策業務の協力

2 自主防災組織

(1) 災害発生直後に行う活動

自主防災組織が自主的に行う活動は次のとおりとします。この場合、活動するにあたっては、自主防災組織が作成する防災規約（防災計画）又は活動マニュアル等に基づき、統一かつ効率的に行うものとします。

ア 出火防止及び初期消火

イ 救出、救護活動の実施

ウ 避難の実施

エ 自主防災組織本部の設置

オ 区域内における情報の収集、伝達

カ その他、緊急又は必要と認められる活動

(2) 市又は防災関係機関と協力して行う活動

市又は防災関係機関と協力し、次の応急対策業務を積極的に実施します。

ア 給水、給食、救護物資の配分等

- イ 清掃、防疫活動
- ウ 区域内住民の安否情報収集
- エ 住民の避難先、連絡先等の住居への表示の徹底
- オ 住民の避難所の入所時、移動時における名簿登録の徹底
- カ 避難所の運営
- キ その他、必要な応急対策業務の協力

3 防災関係民間団体等

(1) 防災に関する民間団体等

ア 民間団体等の範囲

防災対策上関係する民間団体等とは、大規模災害等の場合において、市が各種の災害応急対策を実施する上で特に協力が必要と認められる本市内の次のような民間の各種団体、組織等（以下「民間団体等」という。）をいいます。

(ア) 公共的団体（「第1章 第6節 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等」に掲げる防災関係機関等の中の公共的団体）

- (イ) 地域活動関係団体
- (ウ) 教育関係団体
- (エ) 社会奉仕関係団体
- (オ) 労働関係団体
- (カ) 商工業、各種サービス業関係団体
- (キ) 大学
- (ク) その他防災対策上関係すると認められる団体

イ 民間団体等の自主活動と市の応急対策への協力

(ア) 民間団体等の自主活動

災害時においては、民間団体等は、それぞれの団体等の災害時の活動規範等に従い、自ら可能な範囲で各種活動又は業務サービスの提供等に努めるものとします。

(イ) 市の応急対策業務等への協力

市の行う災害応急対策に関し、市から協力要請のあった場合は、民間団体等は可能な範囲で協力するものとします。

ウ 民間団体等のボランティア活動

民間団体等が自らボランティアとして活動を行う場合については、本章「第15節 災害ボランティアの活動」の定めるところによるものとします。

(2) 協力要請の範囲

ア 協定等を締結している場合等

(ア) 当該民間団体等との協力協定等が締結されている場合、又は公共的団体等この地域防災計画に別に定めのある場合には、その内容の範囲で協力を要請するものとします。

(イ) 上記にかかわらず、大規模災害時等において市長が特に必要と認める場合は、別途、次のイに掲げる範囲で協力を要請するものとします。

イ 協定等を締結していない場合等

協力協定等が締結されていない民間団体等については、災害や応急対策の状況の他、その民間団体等の活動内容、構成人員、業種等の特性を考慮し、主として次に掲げる活動等の範囲において、必要に応じ協力を要請するものとします。

(ア) 市の応急対策活動に係る活動

- a 被災者の救助活動
- b 医療、救護活動

- c 被災者への炊出し活動
 - d 飲料水、食糧、物資等の配送活動
 - e 救援物資の仕分け、運搬、配分活動
 - f 被害等の情報収集、調査活動
 - g 被災者の安否確認活動
 - h 避難所等における各種奉仕活動
 - i 清掃、防疫活動
 - j 災害時要援護者に対する支援活動
 - k 危険度判定活動
 - l その他市の応急対策活動に係る活動
 - (イ) 物資等の調達、各種業務サービス等の提供
 - a 災害応急対策に係る食糧、生活必需物資、資機材等の調達、供給
 - b 各業種の組織等を通じた各種業務サービス等の提供
 - (ウ) その他本部長が特に必要と認めた活動等
- (3) 協力要請の方法等
- ア 協力要請の手続き
- (ア) 民間団体等に対する協力の要請は、災害対策本部各部長の要請に基づき、原則として総合対策部総合調整班が直接当該団体等の責任者に対して行います。
- (イ) 緊急を要する場合は、災害対策本部各部長は、直接当該団体等の責任者に対して要請することができるものとします。なお、この場合においては、事後直ちに総合対策部総合調整班にその要旨を報告します。
- イ 要請の場合の必要事項
- 民間団体等に対し協力を要請する場合は、当該団体等に対し特に次の事項を明らかにし、その活動等が円滑に行われるよう配慮するものとします。
- (ア) 応急対策に係る活動を要請する場合
- a 活動の場所、期間
 - b 活動に必要な人員
 - c 活動の内容
 - d 活動に必要な資機材等の品名、数量
 - e 活動に必要な経費負担等
 - f その他活動に必要な事項
- (イ) 物資等の調達、業務サービス等を要請する場合
- a 必要な物資等の品名、数量（サービス等の内容、人員）
 - b 物資等の納入（サービス等の提供）の期日、場所
 - c 物資等の納入、搬送（サービス等の提供）の方法
 - d 物資の調達、納入（サービス等の提供）等に必要な経費負担等
 - e その他調達等に必要な事項
- (4) 協力が決定した場合の措置
- ア 協力決定の伝達、指示
- 総合対策部総合調整班は、民間団体等の応急対策活動等の協力が決定したときは、災害対策本部の各関係部長等に対し、適切な手段をもって速やかにその内容を伝達するとともに、必要な指示を行います。
- イ 各部等における受入れ措置等
- 民間団体等の協力が決定した各部長は、必要に応じて速やかに次の措置を講じます。

- (ア) 受入れ準備
活動等に必要な資機材等をあらかじめ確保するとともに、人員、機材等の輸送計画を立てます。
- (イ) 必要職員の派遣
必要な場合は、活動地又は物資の納入先等に誘導するための職員を派遣します。
- (ウ) 活動状況等の把握
必要な場合は、職員を派遣し活動状況等を把握するとともに、災害対策本部との連絡にあたさせます。
- (エ) その他必要な措置
その他活動等が円滑に行われるための必要な措置を講じます。
- ウ 活動終了時の報告
活動等が終了したときは、各部長は、次の事項を明らかにした報告書を総合対策部総合調整班に提出します。
 - (ア) 活動等の場所、期間
 - (イ) 活動等の人員
 - (ウ) 活動等の内容
 - (エ) 事故ある場合は、その内容
 - (オ) 調達した資機材等の品名、数量
 - (カ) 活動等に要した経費
 - (キ) 活動等の効果
 - (ク) その他参考となる事項

【関係資料】

- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

第15節 災害ボランティアの活動

【担当部】 各関係部

【関係機関】 市民、事業所等 自主防災組織 防災関係民間団体等 社会福祉協議会

1 ボランティア活動の要請

(1) 実施機関

災害時におけるボランティア活動に係る事務は、災害時ボランティアネットワークセンター（以下本節においては、「ネットワークセンター」という。）が行います。また、市長はボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとします。

(2) ネットワークセンター設置場所

ネットワークセンターの設置場所は平塚市福祉会館（平塚市追分1番43号）及び浅間緑地とします。ただし、当該施設が、り災し設置が困難な場合はこれに代わる場所を確保します。

(3) ネットワークセンターの位置付け

ネットワークセンターは、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、平塚市社会福祉協議会が設置し、ボランティアコーディネーター養成講座を修了したボランティア等の協力により、必要なボランティアの募集、受け入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。

(4) ネットワークセンター及び市の事務等

ネットワークセンター及び市の災害対策本部（ボランティア部）が行う事務又は業務は、概ね次のとおりとします。

区分	事務等の内容
ア ネットワークセンターが行う事務	(ア) 被災者ニーズの把握 (イ) ボランティアの受け入れ (ウ) 被災者ニーズとボランティアのマッチング (エ) ボランティアの派遣 (オ) ボランティア部との連絡調整 (カ) ボランティア活動に必要な情報の収集及び提供 (キ) ボランティア活動に必要な物品及び資金の調達 (ク) その他ボランティア活動に必要な事務
イ ボランティア部が行う業務	(ア) ネットワークセンター設置までの初期対応事務 (イ) ネットワークセンターとの連絡調整 (ウ) ボランティア活動に必要な情報の収集及び提供 (エ) ボランティア活動に必要な物品及び資金の調達 (オ) その他ボランティア活動に必要な事務

(5) ボランティア活動の要請範囲

市の災害対策本部が、個人、団体又はその他のボランティアの活動を要請する場合の範囲は、概ね次のとおりとします。

ア 避難場所、避難所等の運営協力に関すること。

イ 救援物資の配分、配送に関すること。

ウ 給水、給食に関すること。

エ 安否情報の収集、整理、伝達に関すること。

オ 手話通訳等の福祉活動に関すること。

カ 清掃、防疫に関すること。

キ その他実施機関が必要と認める活動に関すること。

(6) ボランティアの要請手続

ア 市における要請手続

市の災害対策本部において、災害時にボランティア活動が必要となった場合の要請手続は次のとおりとします。

(ア) 災害対策本部各部において活動の要請を必要とするときは、各部長が次の事項を明らかにして、ボランティア部に要請するものとします。

- a 活動の内容
- b 活動の場所、期間
- c 必要と思われる人員
- d その他参考となる事項

(イ) ボランティア部は、各種の要請内容を整理、調整し、ネットワークセンターに対しボランティアの派遣要請を行います。

イ ネットワークセンターにおける手続

(ア) ネットワークセンターは、ボランティアの派遣要請があったときは、登録済みのボランティアを速やかに派遣するとともに、必要に応じ広報、報道機関等を通じて本市内外に対しボランティアの協力要請を行うものとします。

(イ) ネットワークセンターは、ボランティア部を通じて災害対策本部等の活動要請の状況を常に掌握するとともに、申し込み希望のあるボランティアの掌握も行い、ボランティアの要請が効率的に行われるよう努めるものとします。

(7) ボランティアの受入れ手続

ネットワークセンターがボランティアを受け入れる場合の手続は次のとおりとします。

ア ボランティアを希望する団体又は個人に対し、必ず事前に受付を行うことを周知するとともに、活動にあたって必要な登録等の手続を行い、所定の指示をした上で、活動につかせるものとします。

イ 必要な場合には、現地案内又は業務指示等に必要な係員を派遣するものとします。

ウ 必要な場合には、ボランティア部と協議し、資機材又は関係資料等の貸与等を行うものとします。

(8) ボランティアの身分に関する取扱い

ア 活動に対する報酬等の取扱い

ボランティアとしての特性等を考慮し、その活動に係る報酬等の取扱いは次のとおりとします。

(ア) ボランティア活動に対しては、原則として無報酬とします。

(イ) ボランティア活動に係る食糧及び宿泊場所等の確保については、原則として自己の負担とします。

イ ボランティア従事者の心構え

ボランティア活動に従事する者は、次の点に留意するものとします。

(ア) 事前に、居住地等の社会福祉協議会等でボランティア保険の加入手続を済ませてから参加すること。

(イ) 活動を行う前に、ネットワークセンターでボランティア登録を済ませること。

(ウ) 活動を行うにあたっては、ネットワークセンター又は現場責任者の指示に従うこと。

(エ) 予定の活動を終了したとき又は途中で終えたときは、現場責任者又はネットワークセンターに報告すること。

(オ) ボランティア活動中に事故等が生じたときは、現場責任者又はネットワークセンターに報告し、指示を受けること。

【関係資料】

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第16節 広域的応援体制

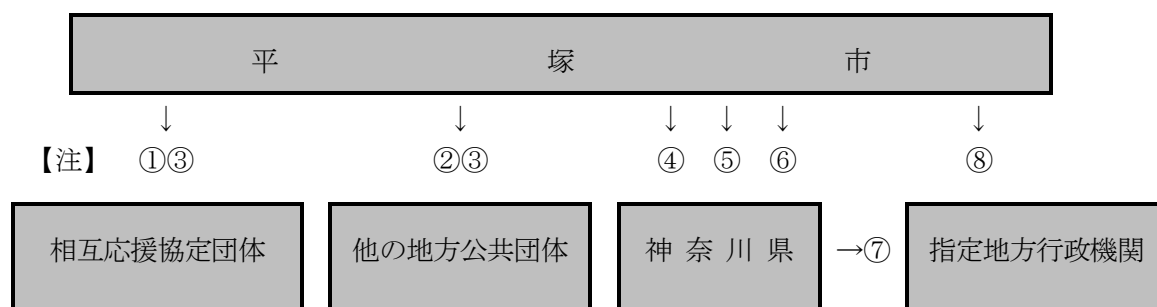
【担当部】 総合対策部 救援対応部 食糧部 各関係部

【関係機関】 神奈川県 指定地方行政機関 相互応援協定都市 他の地方公共団体 自衛隊

1 行政機関に対する応援要請

(1) 法律、協定による応援協力要請等の系統

災対法及び相互応援協定に基づく関係行政機関に対する応援協力要請等の系統は、概ね次のとおりです。



【注】

要請等の内容		要請等の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害の応急措置のための応援要請	災対法第67条第1項
③	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17
④	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災対法第68条第1項
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あつ旋要求	災対法第30条第1項
⑥	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あつ旋要求	災対法第30条第2項
⑦	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災対法第29条第1項
⑧	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災対法第29条第2項

(2) 相互応援協定団体に対する応援要請

ア 相互応援協定団体

本市における災害時相互応援協定等の締結団体は、「相互応援に関する協定の内容一覧表」のとおりです。

イ 応援要請の範囲

上記団体に対する応援要請の範囲は次のとおりとします。

(ア) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (エ) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (オ) ボランティアのあっ旋
- (カ) 児童生徒の受入
- (キ) 被災者に対する住宅のあっ旋
- (ク) その他相互応援協定に定める措置
- ウ 応援要請の手続き等

応援要請の手続き等は、次のとおりとします。

- (ア) 本市における応援要請者は市長とします。
- (イ) 応援要請の手続きは、総合対策部総合調整班が行います。
- (ウ) 応援の要請には、次の事項を記載した文書をもって行うものとします。ただし、緊急を要する場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、事後文書を提出するものとします。
 - a 被害の状況
 - b 資機材、物資等の提供を要請する場合にあつては、その品名、数量等
 - c 職員の派遣を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
 - d 応援場所及び応援場所への経路
 - e 応援の期間
 - f その他応援要請に必要な事項

エ 応援要請に対する費用負担等

応援要請をした場合の費用負担等については、協定で定めるものとします。

なお、災害救助法が適用された場合にあつては、同法に基づくものとします。

(3) 他の地方公共団体に対する応援要請

ア 応援要請の基準

本市に地震災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条第1項に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めます。

イ 応援に従事する者の指揮

上記の要請により派遣され応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとします。

ウ 応援要請の手続き

応援要請の手続きについては、本節1-(2)-ウに定める相互応援協定団体に対する応援要請の手続きに準じて、総合対策部総合調整班が行います。

エ 応急措置に対する費用負担

応援を受けた場合の応急措置に要する費用は、災対法第92条の定めるところにより平塚市の負担とします。

オ 湘南地区災害時職員相互派遣の取扱い

湘南地域県政総合センター管内の5市3町で構成する災害時の職員相互派遣の取扱いについては、資料編に掲げる協定書及び申し合せ事項並びに本市の取扱い細則の定めるところにより対応するものとします。

(4) 県知事に対する応援要求と応急措置要請

ア 応援要求及び応急措置要請の基準

本市に地震災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第68条に基づき、県知事に対し応援を求め、又は県が行うべき応急措置の実施を要請します。

イ 応援要求等の方法

(ア) 応援要求及び応急措置要請者は市長とし、その手続き等は総合対策部総合調整班が行います。

(イ) 要求及び要請先は、県知事（安全防災局災害対策課）とします。

(ウ) 要求及び要請の手続きは、次の事項を記載した文書をもって行います。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要求等を行い、事後速やかに文書を提出するものとします。

- a 災害の状況
- b 応援の要求又は応急措置の要請の理由
- c 応援又は応急措置の内容及び期間
- d その他応援の要求又は応急措置の要請に関し必要な事項

(5) 職員の派遣要請及び派遣あっ旋要求

ア 指定地方行政機関の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第29条第2項に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該機関職員の派遣を要請します。

イ 指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第30条第1項に基づき、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋を要求します。

ウ 他の普通地方公共団体の職員の派遣あっ旋要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第30条第2項に基づき、県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあっ旋を要求します。

エ 職員の派遣要請及び派遣あっ旋要求の手続き

(ア) 職員の派遣要請手続き

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、災対法施行令第15条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行います。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(イ) 職員の派遣あっ旋要求手続

県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋を求めるときは、災対法施行令第16条に基づき、文書をもって行うものとします。

- a 派遣のあっ旋を求める理由
- b 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(6) 派遣隊等の受入れ

上記の行政機関への派遣要請等により、派遣隊等が決定した場合の受入れは次により行います。

ア 関係部への連絡

総合対策部総合調整班は、派遣隊等が決定した場合は、当該派遣隊等の人員、到着

日時等必要な事項を救援対応部及び派遣に関係する部に対し速やかに連絡します。

イ 派遣隊等の受入れ準備

救援対応部及び関係部は、派遣隊等の決定の連絡を受けた場合は、次の受入れ準備を行います。

関係部	準備内容
救援対応部	① 到着場所の確認又は確保 ② 宿泊又は宿営場所の確保 ③ 受入れ、引渡し等関係部との必要な調整 ④ その他受入れに関する必要な準備
各関係部	① 業務に関する必要資機材、車両等の確保 ② 現場への輸送手段の確保 ③ 業務に関する図面、資料、情報等の準備 ④ 食糧、飲料水等の確保 ⑤ その他業務遂行に関する必要な準備

ウ 受入れの手続き等

(ア) 救援対応部

救援対応部は、派遣隊等を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な案内を行った後、速やかに関係部の責任者に引き継ぐものとします。

(イ) 関係部

- a 関係部は、当該派遣隊等の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで派遣隊等との連絡、応対等にあたるものとします。
- b 関係部は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等についての必要な記録を行うとともに、必要に応じて活動状況を総合対策部総合調整班を通じて本部長に報告するものとします。
- c 関係部は、業務終了後速やかに活動記録を総合対策部総合調整班を通じて本部長に提出します。

(7) 派遣隊等の撤収

ア 本部長への報告

派遣隊等の活動期間が終了した場合、又は活動の必要がなくなった場合には、当該派遣隊等に関係する部長は、速やかに総合対策部総合調整班を通じて本部長に報告し、指示を受けるものとします。

イ 県知事等への撤収要請

(ア) 本部長は、派遣隊等の活動期間が終了し、又は活動の必要がなくなると認める場合には、県知事又は関係自治体等に対し撤収を要請します。

(イ) 撤収に係る県知事等への要請手続きは、総合対策部総合調整班が行い、速やかにその結果を関係部及び救援対応部へ連絡します。

ウ 撤収の手続き

派遣隊等の撤収に係る手続きは、救援対応部と関係部がその都度協議して行うものとします。

2 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請等の基準

ア 県知事に対する派遣要請の要求

本市域に係る地震災害が発生し、まさに発生しようとしている場合において、人命又は財産の保護のため応急措置を実施する必要がある、災害対策本部及び防災関係機関等の動員だけでは不可能と認められるとき、県知事に対し自衛隊の派遣要請を求めます。この場合において、その旨及び本市の災害状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。

イ 県知事に要求できない場合の災害状況の通知

通信の途絶等により県知事に対し派遣要請の要求ができないとき又は状況が急を要し県知事の要請を待っては時機を失すると認められるときは、本市域に係る災害の状況について本市域を担当する部隊等の長に通報連絡します。この場合、事後速やかに県知事に対し所定の手続きをとるものとします。

(2) 派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとします。

ア 車両、船舶及び航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等

ウ 死者、行方不明者及び負傷者等の捜索、救助

エ 水防活動及び消防活動

(ア) 堤防護岸等の決壊に対する土のう作り、運搬及び補修

(イ) 林野火災等に対するヘリコプターによる空中消火の実施等、対応可能な消火活動

オ 道路又は水路の啓開

(ア) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

(イ) 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開、除去

(ウ) 街路、鉄道線路上の崩土等の排除

カ 応急医療、救護及び防疫

(ア) 負傷者の応急処置、救護

(イ) 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は本市において準備）

キ 緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合における緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）

ク 緊急を要し、他に適当な手段がない場合における炊飯、給水の支援

ケ 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による無償貸付及び譲与等。ただし、譲与は、県市町村その他公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限ります。

コ 能力上可能なものについての火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

サ 市長が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能な業務

(3) 災害派遣要請の手続き等

ア 県知事に対する派遣要請要求

(ア) 県知事への派遣要請要求者は、市長とします。

(イ) 災害派遣要請に関する手続きは、総合対策部総合調整班が次により行います。

a 要求先 県知事（安全防災局災害対策課）

b 要求の方法

要求は次の事項を記載した文書をもって行うものとします。ただし、緊急を要

する場合は、とりあえず電話等で行った後速やかに文書を提出するものとします。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - (b) 派遣を希望する期間
 - (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (d) 要請責任者の職氏名
 - (e) 派遣時における特殊携行装備又は作業の種類
 - (f) 派遣地への最適経路
 - (g) 連絡場所及び現地責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその表示
 - (h) その他参考となるべき事項
- (ウ) 災害派遣要請を検討している場合あるいは県知事に対して派遣要請を行った場合は、その旨を災害派遣部隊に連絡するものとします。
- イ 県知事に要求できない場合の自衛隊への通知
- (ア) 自衛隊に対する通知者は市長とします。
- (イ) 災害状況等の通知に関する手続きは、総合対策部総合調整班が次により行います。

a 陸上自衛隊災害派遣部隊の連絡窓口

連絡窓口	所在地	管轄区域
第31普通科連隊	横須賀市御幸浜1-1	神奈川県全域
第4施設群第3科	座間市座間	県央、湘南地区

b 通知の方法

本章「第3節 災害時情報の収集と伝達 1 通信対策」に基づき、災害の状況に応じ最も有効な手段を利用します。

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊に対する派遣要請の県知事への要求又は直接最寄りの部隊等に状況の内容を通報連絡する場合は、次の事項について検討し、受入れ体制を整えるものとします。

ア 他の災害救助復旧関係との競合重複の排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的な作業分担に配慮するものとします。

イ 作業計画の樹立及び資機材等の準備

自衛隊に対し作業を依頼するにあたっては、作業計画を作成するとともに、作業に必要な資機材をあらかじめ準備し、かつ作業に関係ある管理者と緊密な連絡をとるなど、部隊が到着と同時に作業が速やかに開始できるようにしておくものとします。

ウ 自衛隊との連絡窓口の明確化

(ア) 市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、災害状況に応じ、連絡、交渉の窓口を明確にしておくものとします。

(イ) 連絡、交渉の窓口は、特別な場合を除き、総合対策部総合調整班とします。

(ウ) 現場における連絡、交渉の窓口は、自衛隊の作業の内容に関係する部とします。この場合、関係部長は特に必要が生じたときは、総合対策部総合調整班に対し事前に協議し、又は事後に状況の報告をするものとします。

エ 防災対策図等の活用

市長は、自衛隊との調整にあたって、座標の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、県が作成した「座標対策図」を活用する等により、県及び自衛

隊との連絡、調整を図るよう努めます。

オ 宿営地、車両基地及び食糧等の準備

市長は、派遣された部隊が作業を円滑に行えるよう、必要に応じて、宿営地、車両基地の他、食糧等の準備を行うものとします。

(ア) 宿営地及び車両基地の予定地

a 「自衛隊の宿営地及び車両基地の予定地」のとおりとします。

b 自衛隊に対し派遣を要請する場合には、災害の規模、被害状況等に応じて、総合対策部総合調整班が事前に予定地のうちから適当な場所の指定を行い、自衛隊に連絡するものとします。また、状況により予定地以外の場所を指定する必要があるときも同様とします。

(イ) 食糧等の準備

a 食糧の準備については、災害状況等により、本部班と派遣部隊等の長との間で協議して措置するものとします。

b 食糧等の準備が必要となる場合は、食糧部及び作業に係る部等に連絡します。

カ 現地への誘導及び状況の把握

(ア) 被災地に自衛隊員が到着するために必要な誘導を行い、また、必要な場合は警察官等に誘導を要請するものとします。

(イ) この場合、自衛隊の誘導は要請した内容に係る部が行い、警察官等の誘導要請は総合対策部総合調整班が行います。

(ウ) 自衛隊の作業中は連絡員を同行させ、作業状況を把握するとともに、随時総合対策部総合調整班に報告します。この場合、連絡員の派遣、状況の把握及び総合対策部への報告は、作業の内容に係る部が行います。

キ 県知事への報告

市長は、自衛隊の作業状況を把握した結果を随時県知事に対し報告します。

(5) 要請の変更及び派遣部隊の撤収

ア 要請の変更

市長は、自衛隊の派遣期間、人員等の変更を必要とする場合は、その理由を付して県知事に対して申し入れます。この場合の手続きについては、本節2-(3)-アの派遣要請要求に準じて行うものとします。

イ 派遣部隊の撤収

市長は、災害派遣活動が終了した場合及び派遣の必要がなくなったと認められた場合、速やかに県知事に対し撤収の要請について協議します。

(6) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとします。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く）の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等

エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の保障

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、派遣部隊等との間で協議するものとします。

(7) ヘリコプター臨時離着陸場

市が自衛隊に対し航空機の派遣を要請した場合のヘリコプター臨時離着陸場の予定地は、「自衛隊ヘリコプター臨時離着陸場」に掲げる第1次施設及び第2次施設とします。ただし、災害の規模、状況に応じて事前に第1次施設、第2次施設の順により、使用するヘリコプター臨時離着陸場の指定を行い、自衛隊に連絡するものとします。

第2次施設は、第1次施設が使用不能の場合、又は緊急の場合に使用するものとします。

3 海外からの支援の受入れ

(1) 支援活動の打診

外交ルートで海外から支援の申入れがあった場合には、外務省から県へ支援国、支援の種類、規模、到着予定日時、到着場所等が通報され、県知事から市に対して受け入れるかどうかの打診等があった場合には、速やかに以下の対応を行います。

(2) 支援受入れの判断及び回答

ア 本部長は、県知事から海外支援の受入れの打診等があった場合は、その時点での災害の状況、応急活動の実施状況及び県の支援体制等を総合的に判断するとともに、支援受入れの必要性及び受入れ体制等を考慮し、支援の申入れを受け入れるかどうかを決定するものとします。

イ 上記の決定を踏まえ、本部長は県知事に対し速やかに海外支援の受入れに関する回答を行うものとします。

ウ 受入れ決定及び県知事への回答に関する事務は、総合対策部総合調整班が行います。

(3) 受入れ体制

ア 海外支援部隊の受入れが決定した場合、救援対応部は、支援に関係する部とその受入れの調整をし、又は県と連絡を取り、宿営場所、輸送、通訳、現地への案内等受入れに必要な準備を行います。

イ 支援に関係する部は、支援活動の場所、活動の内容及び提供する情報等を明確にしておくとともに、活動に必要な人員、資機材等を確保し受入れ体制を整えます。

(4) 支援活動の記録

支援を受けた関係部は、当該海外支援部隊に対し、その団体名、国籍、到着日時、人員、活動場所、活動内容、責任者名及び連絡先等についての報告書の提出を求めるなどの方法により、支援部隊の活動に関する記録を行い、活動終了後速やかに総合対策部を通じ本部長に提出します。

(5) 支援部隊の撤収

ア 海外支援部隊の活動期間が終了した場合又は活動の必要がなくなった場合は、本部長は、支援部隊の責任者と協議の上、県知事に対し撤収を要請します。

イ 撤収要請に係る事務は、総合対策部総合調整班が、支援に関係する部及び救援対応部と協議して行います。

【関係資料】

1-17 自衛隊

3-37 自衛隊ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

3-38 自衛隊ヘリコプター臨時離着陸場

3-39 自衛隊の宿营地及び車両基地の予定地

8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第 1 7 節 災害救助法関係

【担当部】 総合対策部 総務部 食糧部 給水部 医療救護部 建築判定部
住宅・公園部 土木復旧部 避難部 各関係部

1 災害救助法の適用基準

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条の定めるところによりますが、本市（人口10万人以上～30万人未満）の場合には、次のいずれかに該当する災害に適用されることとなっています。

ア 本市域において、住家の滅失した世帯数が100世帯以上に達した場合

イ 神奈川県内において、住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上に達した場合であつて、本市域において、住家の滅失した世帯数が50世帯以上に達した場合

ウ 神奈川県内において、住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情(※)がある場合であつて、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合

※ 厚生労働省令で定める特別な事情

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準(※)に該当した場合

※ 厚生労働省令で定める基準

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

(注) 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1つの世帯とみなす。

2 救助の種類及び期間等

災害救助法による救助の種類、期間等については、神奈川県災害救助法施行細則（昭和34年神奈川県規則第90号）及び同細則に基づく災害救助法施行細則による救助の程度等（県告示）によりますが、その概要は次のとおりです。

救助の種類	期間等	実施者区分
(ア) 避難所の開設	開設期間 7 日以内	平塚市
(イ) 炊出し及び食品の給与	実施期間 7 日以内	平塚市
(ウ) 飲料水の給与	実施期間 7 日以内	平塚市
(エ) 被服寝具及び生活必需品の給・貸与	10日以内に完了	神奈川県(市の要請による調達) 平塚市(調達、配分)
(オ) 医療及び助産	実施期間14日以内 (助産は分べんの日から7日以内)	神奈川県(医療救護班の派遣) 平塚市(その他の医療)
(カ) 学用品の給与	教科書 1 か月以内に完了 文房具 15日以内に完了	平塚市
(キ) 災害にかかった者の救出	実施期間 3 日以内	平塚市
(ク) 埋葬	10日以内に完了	平塚市
(ケ) 仮設住宅の建設	20日以内に着工	神奈川県(建設) 平塚市(入居者選定)
(コ) 住宅応急修理	1 か月以内に完了	神奈川県
(サ) 遺体の搜索	10日以内に完了	平塚市
(シ) 遺体の処理	10日以内に完了	平塚市
(ス) 障害物の除去	10日以内に完了	平塚市

(注) 期間については、「助産」を除き、すべて災害発生の日から起算します。
ただし、厚生労働大臣の同意により期間の延長ができます。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用手続き

市長は、本市域における地震災害が「災害救助法の適用基準」に該当するとき、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県知事に報告し、適用の要請をします。

ア 災害発生時の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 法の適用を要請する理由

エ 法の適用を必要とする期間

オ すでに行った救助措置及び今後取ろうとする救助措置

(2) 適用要請事務の所管

上記の県知事に対する災害救助法の適用要請事務は、総合対策部総合調整班が行います。

4 災害救助活動の記録及び事務処理

(1) 災害救助活動の記録

災害救助法が適用された場合、各救助活動に伴った費用の精算時の事務は、応急対策が一段落した後で県との間で行われることとなりますが、これら事務の円滑かつ迅速な

執行を図るため、当該活動に関する情報を収集、整理し、記録を行うものとします。

なお、災害救助法の救助活動に直接関係しない各部の応急対策業務についても、これに準じて扱うものとします。

ア 活動の記録を行う事項

活動の記録を行う事項は次のとおりとしますが、その記録にあたっては可能な限り時間経過に沿った数量的な把握に努めるものとします。

- (ア) 所管業務に係る被害の状況
- (イ) 所管に係る救助活動の経過及び内容
- (ウ) 救助活動に要した人員、資機材、経費等
- (エ) その他必要と認める事項

イ 記録等の事務処理

(ア) 関係各部は、総合対策部総合調整班の指示するところにより、救助活動の記録及び関係資料を本部長あてに提出します。

(イ) 総合対策部総合調整班は、関係各部から提出された記録を必要に応じて取りまとめ、本部長に報告するとともに、以後行う災害救助法に係る事務処理に役立たせます。

(2) 費用の精算等の事務処理

災害救助法適用による費用の精算等の事務処理の方法及び事務分担等については、災害の状況等により、その都度別に定めます。

【関係資料】

3-1 災害救助法施行細則

3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等

第18節 二次災害の防止活動

【担当部】	総合対策部 救援対応部 環境衛生部 建築判定部 住宅・公園部 土木復旧部
【関係機関】	神奈川県建築物震後対策推進協議会 平塚建設業協会等

1 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定対策

(1) 判定の担当部

災害対策本部における担当部は建築判定部とします。

(2) 判定の対象建物・対象宅地

応急危険度判定を実施する建物及び被災宅地危険度判定を実施する区域・宅地は、原則として次のとおりとします。ただし、その実施にあたっては、災害の規模、被害の状況等を考慮して、関係機関との協議を行いその都度対象となる建物及び宅地等を決定します。また、応急危険度判定の実施と合わせ、「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」に従い、石綿(アスベスト)の調査を実施します。

ア 公共施設等

災害対策に使用する公共施設や民間病院等の災害時に重要となる次の施設及びその土地については、必要に応じて早期に判定を実施します。

(ア) 市庁舎等の災害対策の拠点となる建物及び土地

(イ) 学校等の避難所となる建物及び土地

(ウ) 病院、診療所等の救急医療に使用する施設及び土地

(エ) その他災害対策上重要な施設及び土地

イ 一般住宅等

(ア) 個人住宅及び宅地

(イ) 共同住宅及び宅地

(ウ) その他判定が必要と認められる建物及び宅地

(3) 判定士の派遣要請及び受入れ

大規模な地震が発生した場合には、市内の建築物及び宅地の被災状況を把握し、速やかに建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するかどうかの判断を行い、実施の必要があるときは、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行います。

ア 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請

建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請は、まず市内のそれぞれの判定士に対して行い、市だけで対応できない場合は、建築判定部が総合対策部総合調整班を通じ県災害対策本部（建築安全課）に行います。

イ 判定士の受入れ

(ア) 受入れ体制

a 判定士の受入れに際しては、宿泊場所、現地案内等受入れの準備を十分に行います。

b 公的機関からの受入れについては、事前に総合対策部及び救援対応部との調整を行います。

c 個人、民間等の受入れは、担当部が直接対応します。

(イ) 器材等の用意

a 帳票類の用意

- (a) 判定士受付台帳（地元判定士用、応援判定士用）
- (b) 判定調査票
 - 建築物応急危険度判定用（木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造各構造用）
 - 被災宅地危険度判定用（擁壁、のり面、地盤の液状化等）
- (c) 判定結果集計表
- (d) その他必要な帳票
- b 判定備品の用意
 - (a) 判定街区マップ
 - (b) 判定標識（赤・黄・緑）
 - (c) 下げ振り
 - (d) クラックスケール
 - (e) ナップザック
 - (f) ヘルメット
 - (g) コンベックス（巻尺）
 - (h) バインダー（画板）
 - (i) スラントルール（勾配儀）
 - (j) カメラ（必要に応じ用意する）
 - (k) 判定士が持参するが、若干数用意するもの（筆記用具・軍手・懐中電灯）
 - (l) その他活動に必要な器材
- (ウ) 車両の手配

建築判定部は、総務部総務班に依頼し、判定士の移動のためのマイクロバス等を手配します。
- (エ) 判定士の受付

受付台帳により、氏名、認定番号、判定作業可能日数等必要事項を記載し、人数等を確認します。

なお、受付台帳は別途事前に用意しておくものとします。
- (4) 判定の実施
 - ア 判定実施の周知

判定作業を開始するまでに、総合対策部広報班を通じ市民に対し判定実施地域、判定の趣旨等、作業の概要を防災行政用無線、チラシ等により周知します。
 - イ 判定の実施
 - (ア) 判定チームの編成

建築判定部職員は主として判定コーディネーター及び判定調整員（災害時に判定士を指揮、監督し、受入れ準備等を行う）として判定士のチーム編成を行い、判定地域を指示するとともに、必要な器材等を配布します。
 - (イ) 被災建物及び被災宅地への判定と表示
 - a 危険度の判定

被災建物及び被災宅地の危険度の判定は、余震による二次災害のおそれ等を勘案し、次の3区分で行います。

表示	判定の内容	
調査済	被害がないか、又は軽微な状況と判断される。	青
要注意	被害が認められるので十分な注意が必要と判断される。	黄
危険	被害程度が著しく危険な状況と判断される。	赤

b 判定標識の表示

判定済の建築物には上記判定の内容を示した判定標識を出入口等に、また、判定済の宅地には上記判定の内容を示した判定標識を当該宅地等に表示し、使用者等に注意を促します。

(ウ) 判定結果の取りまとめ

建築判定部は判定結果を適宜取りまとめ、総合対策部総合調整班へ報告します。

(エ) マニュアルの作成

判定活動の詳細については別にマニュアルを定めるものとします。

2 被災建造物等の安全措置

(1) 安全措置の実施者

被災建造物等の崩壊又は構造物の落下等により歩行者等に危険が生ずるおそれがある場合は原則として、建物等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が応急的な安全措置を実施します。ただし、所有者等が被災し、自ら安全措置を行うことができない場合、又は市民等の安全確保のため緊急に行う必要があると認められる場合は、市が所有者等に代わって応急的に地域ごとに優先順位を定めて、必要最低限の安全措置を講ずるものとします。

(2) 市が行う安全措置の実施方法等

建築判定部が被災建造物等の危険防止のために実施する安全措置は、概ね次により行うものとします。

ア 安全措置を実施する地域等の状況把握

地域の状況の把握は、概ね次により行います。

- (ア) 災害対策本部各部からの情報
- (イ) ライフライン関係機関からの通報
- (ウ) 市民からの通報
- (エ) 被災地パトロールによる把握

イ 安全措置の内容及び範囲等

(ア) 危険箇所の表示

被災建造物等で、余震の発生等により崩壊等の危険があり、歩行者等の通行に支障が予想される箇所には、ロープ、テープ等により囲い、危険箇所の表示を行います。

表示をする箇所は次のとおりとします。

- a 倒壊又は、構造物の落下等の危険がある建造物等の周囲
- b 瓦、石垣、塀等の落下、倒壊のおそれがある場所
- c 倒壊の危険がある電柱や電線の落下している場所
- d その他現場の状況により、安全措置の必要があると思われる場所

(イ) 所有者等への指導等

パトロール等により危険箇所を把握した場合で、所有者等が当該建物等に居住し

- ている場合などは、所有者等に対し、上記(ア)の安全措置を講ずるよう指導します。
- (ウ) 関係機関等への連絡等
- パトロール等により、道路等の通行の障害になり、応急的な安全措置では対応できず、災害応急対策の実施上からも、大きな支障となる被災建造物等を把握した場合には本章「第11節 3 障害物の除去対策」により処理することになるため、土木復旧部及び関係機関に連絡します。
- ウ アスベスト飛散防止対策
- (ア) 建築物応急危険度判定の結果及び住民等からの情報等に基づき、石綿の飛散の恐れのある個所については、建築物の管理者・持主等に対し、石綿の飛散・暴露防止の措置を指示します。
- (イ) 建築物の管理者・持主等に対し、応急危険度判定の結果だけで除去、解体、処分等の措置を実施しないよう求め、解体等事前調査の実施及び作業計画の作成を指示します。
- また、必要に応じ関係機関と協議し、届出等、適切に対応するよう指導します。
- (ウ) 石綿含有廃棄物等については、関係法令の規定に従い適切な措置をとります。
- エ 処理困難物対策
- (ア) 処理することが困難な廃棄物等については、平塚市災害廃棄物等処理計画その他関係法令の規定に従い適切な措置をとります。

3 倒壊家屋等の解体・撤去対策

地震等により倒壊した家屋等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の撤去は、原則として建物の所有者の責任において行うこととし、市は、これらの廃棄物の処理場及び仮置場の確保や処理、処分に関する情報の提供等を行うことを基本とします。

ただし、甚大な被害により都市機能が低下し、社会的影響が極めて大きい災害については、被災者の負担軽減と速やかな復興を図る必要から、災害の規模や状況によっては、公費負担制度について国、県と協議し、必要な措置を講じます。

(1) 公費負担制度が適用されない場合の市の対応

公費負担制度が適用されず、倒壊建物等の所有者が解体、撤去を行う場合において建築判定部は次の業務を行うものとします。

ア 処理場及び仮置場の確保等

環境衛生部等関係部と協議して、倒壊家屋等の廃棄物の処理場及び仮置場を確保します。

イ 情報の提供等

市民等に対し、廃棄物の処理場、仮置場の場所や搬入方法等についての情報提供を行うとともに、必要な措置を講じます。

ウ 施工業者への協力要請等

解体工事及びこれに伴う廃棄物の撤去について、平塚建設業協会等に協力を要請するとともに、概算料金について協議します。また、倒壊家屋等の所有者から依頼があった場合は、それらの業者をあっ旋します。

(2) 公費負担制度が適用された場合の市の対応

公費負担制度が適用された場合においては、建築判定部は県と協議し、上記(1)の公費負担制度が適用されない場合の市の業務を行うほか、概ね次の業務を行います。

ア 解体、撤去の実施方法（市発注、自衛隊に依頼、三者契約等）について検討します。

イ 解体、撤去の対象とする家屋等の範囲を定めるとともに、被災状況に応じた地域等の優先順位を決定します。

- ウ 協力要請する業者、団体等と協議して、標準単価の決定を行います。
- エ 緊急性、必要性から自己処理した建物所有者への費用の清算事務方法を決定します。
- オ その他、県と協議して定めた必要な事項を行います。

【関係資料】

- 3-23 建築物応急危険度判定活動体系図・建築物応急危険度判定標識
- 3-24 被災宅地危険度判定活動体系図・被災宅地危険度判定標識
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

